

令和元年12月5日（木曜日）

○出席議員（11名）

1番	古玉	いづみ	議員	8番	諏訪	良一	議員
2番	尾田	良一	議員	9番	宮下	為幸	議員
3番	土本	稔	議員	10番	甲部	昭夫	議員
4番	林	真弥	議員	11番	坂井	幸雄	議員
6番	笹川	広美	議員	12番	作間	七郎	議員
7番	南	昭榮	議員				

○説明のため出席した者

町	長	杉本	栄蔵	農林課長	宮崎	理市
副町	長	廣瀬	康雄	上下水道課長	田中	智
教育	長	袋井	貞司	会計課長	船木	秀浩
参事兼総務課長		高名	雅弘	長寿介護課長	横井	正之
参事兼土木建設課長		北野	均	保健環境課長	道善	まり子
参事兼住民福祉課長		平岡	重信	教育文化課長	岩田	正
企画	課長	上坂	恵一	生涯学習課長	甘田	悟司
情報推進	課長	山本	貴	総務課担当課長	梅澤	博
税務	課長	町田	穂高			

○職務のため出席した事務局職員

議会議務局長 古川利宣 書記 神保悦子
議会議務局長補佐 土屋金蔵

○議事日程（第1号）

令和元年12月5日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町税条例等の一部を改正する条例について)
- 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度中能登町一般会計補正予算)
- 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度中能登町介護保険特別会計補正予算)
- 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算)
- 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算)
- 報告第1号 平成30年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 議案第1号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 中能登町公共用施設維持補修基金条例を廃止する条例について

議案第 6 号 令和元年度中能登町一般会計補正予算

議案第 7 号 小字の名称の変更について

請願第 1 号 国の教育予算を拡充することについて

継続審査

請願第 2 号 難病の治療に関わる経済的負担を緩和する制度創設に向けた要請

日程第 3 常任委員会付託

日程第 4 休会決定の件

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（宮下為幸議員） ただいまの出席議員数は11名です。

ただいまから令和元年度中能登町議会12月定例会議を再開します。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程のとおり本日から12月18日までとします。

また、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告をします。

まず、議会運営委員会が11月26日から27日にかけて長野県喬木村議会及び飯綱町議会に議会改革の取り組みについて視察研修を実施しました。

次に、地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（宮下為幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、8番 諏訪良一議員、12番 作間七郎議員を指名します。

◎決議第3号

○議長（宮下為幸議員） 日程第2

決議第3号 議員派遣の件を議題といたします。

議案書は、その1、1ページとなります。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、派遣することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。

よって、決議第3号 議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎議案の一括上程

○議長（宮下為幸議員） 日程第3

議案第31号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第32号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第33号 中能登町社会教育施設条例の制定について

議案第34号 中能登町公園条例の制定について

議案第35号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第36号 中能登町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第37号 中能登町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第38号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第39号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第40号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第41号 中能登町高齢者等支援施設条例の一部を改正する条例について

議案第42号 中能登町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について

議案第43号 令和元年度中能登町一般会計

補正予算

議案第44号 令和元年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第45号 令和元年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第46号 令和元年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第47号 令和元年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第48号 令和元年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第49号 令和元年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第50号 令和元年度中能登町下水道事業会計補正予算

以上の議案20件を一括して議題といたします。

議案書は、その2となります。

◎提案理由説明

○議長（宮下為幸議員） 町長から提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。

提案理由の説明をいたします。

本日ここに、令和元年度中能登町議会12月定例会議の開会に当たり、町の近況について申し述べるとともに、提案いたしました各議案についてご説明をいたします。

師走に入り、慌ただしく令和最初の年の瀬を迎えようとしております。5月には元号が平成から令和に変わり、新天皇が即位されたことで、引き続き安寧の時代が続くとの期待が国内外で広がったことがことし一番の大きな出来事でありました。

また、10月には消費増税があり、景気に対する影響が懸念されたものの、今のところ大きな混乱は見られず、安堵しているところであります。

しかしながら、昨年に続き相次ぐ台風の上陸や集中豪雨による河川の氾濫等といった災害が日本列島を襲い、全国各地でとうとい命が奪われるなど、想定を超える被害をもたらしました。

幸い、中能登町にあつては大きな被害はなかったものの、北陸新幹線が一時不通になるなど少なからず影響はあつたものと思われまます。町といたしましても、自然災害に対する備えに万全を期していく所存であります。

次に、中能登トレジャートレイルラン大会について申し上げます。

先月3日に、第6回中能登トレジャートレイルラン大会が開催されました。50キロ、25キロ、13キロの3つのコースに全国各地から過去最多となる850名を超える申し込みがありました。

大会当日は、天候にも恵まれ、秋深まる中能登町の里山を楽しみながら730名の方が完走され、また、多くのボランティアの方々の支えと沿道から町民の方のご声援をいただき、成功裏に大会を終えることができましたことに厚くお礼を申し上げます。

今後とも、全国各地から訪れる皆様をおもてなしの心でお迎えし、中能登町のさまざまな魅力を知っていただき、リピーターの増加につなげ、交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えておりますので、どうか皆様のご協力とご理解をお願いいたします。

次に、先月4日に実施されました令和元年度石川県原子力防災訓練について申し上げます。

今回は、地震により志賀原子力発電所において事故が発生し、その後、中能登町方面に放射性物質が放出されたとの想定で実施された訓練でした。

訓練では、災害時における職員の情報収集、伝達訓練及び災害対応訓練を実施し、防災業務関係者の防災技能の向上と防災意識の高揚を図るとともに、住民の皆様にもご協力

いただき屋内退避訓練及び津幡町への避難を実施し、住民の防災意識の向上と避難行動を実践的に確認する重要な訓練となりました。

今後とも、各地区の皆様には各種防災訓練にご参加をいただき、地域ぐるみで防災意識を高めていただきたいと思います。

今年度も残り3カ月余りとなりましたが、来年度以降も持続可能なまちづくり実現のため、役場組織一丸となってONE TEAMの精神で課題解決に取り組んでいく所存でありますので、議員各位におかれましては各種事業、施策の推進にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会議に提案いたしました議案の主な内容につきまして、順次ご説明をいたします。

最初に、議案第31号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第32号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法等の一部改正に伴い、関係条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第33号 中能登町社会教育施設条例の制定についてであります。

この条例は、複数ある社会教育施設関係条例の集約を図るとともに、完全休館日の設定、利用時間の細分化、使用料等について定

めるものであります。

次に、議案第34号 中能登町公園条例の制定についてであります。

この条例は、複数ある公園関係条例の集約を図るとともに、使用料等について定めるものであります。

次に、議案第35号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、住民基本台帳に旧氏を記載した場合、印鑑登録証明書にも旧氏が記載されるとともに、男女の別の欄を削除するものであります。

次に、議案第36号 中能登町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第37号 中能登町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、議会議員及び常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数を年間0.05カ月分引き上げる改正を行うものであります。

次に、議案第38号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、4月にさかのぼって一般職の職員の月例給を平均0.1%引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を0.05カ月分引き上げる改正を行うものであります。

次に、議案第39号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、体育施設の利用時間の細分化及び使用料等について改正を行うものであります。

次に、議案第40号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、上位法令の改正に伴い、災害援護資金の償還に係る運用の改善を図るため

所要の改正を行うものであります。

次に、議案第41号 中能登町高齢者等支援施設条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、認知症対応型通所介護事業に関する規定を新たに追加するものであります。

次に、議案第42号 中能登町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、施設の管理運営を見直し、施設使用料を徴収するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第43号から議案第50号までの令和元年度各会計補正予算に関する議案についてご説明をいたします。

最初に、議案第43号 令和元年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,325万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億2,750万7,000円とするものであります。

また、第2表の債務負担行為補正につきましては、広報なかのと印刷製本業務委託のほか4つの業務について、令和2年度までを期間として、それぞれ必要額を計上するものであります。

次に、第3表の地方債補正につきましては、公共交通施設等整備事業、農業農村整備事業、一般町道整備事業、観光振興施設整備事業及び一般単独施設改修事業に係る必要額を計上するものであります。

補正予算の主なものとしましては、歳入では、固定資産税の現年課税分として2,300万円を増額し、国庫補助金、土木費補助金の額の確定に伴い2,590万3,000円を減額、農業費補助金として1,038万2,000円を増額するものであります。

また、基金繰入金では、財源調整のため財政調整基金繰入金3,120万9,000円を減額、繰

越金では額の確定に伴い763万6,000円を増額するものであります。

歳出の主なものとしましては、総務費の企画総務費で定住促進奨励金として1,330万円、農林水産業費の農地費で御祖地区の農業用さく井更新工事として1,500万円をそれぞれ増額するものであります。

また、土木費の道路新設改良費で5,042万円を減額するものであります。

次に、議案第44号 令和元年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ955万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,415万6,000円とするものであります。

石川県後期高齢者医療広域連合負担金を増額するものであります。

次に、議案第45号 令和元年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,192万4,000円とするものであります。

職員手当等に不足が生じたため、給与費等に必要額を増額するものであります。

次に、議案第46号 令和元年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,920万1,000円とするものであります。

電算システムの改修等に伴う委託料及び負担金の総額に420万1,000円を増額するものであります。

次に、議案第47号 令和元年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ459万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,149万5,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、分譲宅地ゆりが丘の1区画について返還の申し出があったため、償還金457万5,000円を増額するものであります。

次に、議案第48号 令和元年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,477万4,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、職員手当等に過不足が生じたため給与費を調整減額するとともに、放送用光信号変換機30台を購入するため備品購入費100万7,000円を増額するものであります。

次に、議案第49号 令和元年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、収益的収支及び資本的収支に変更はなく、債務負担行為の追加で、中能登町上水道施設維持管理業務委託のほか2つの業務について、令和2年度までを期間として、それぞれ必要額を計上するものであります。

最後に、議案第50号 令和元年度中能登町下水道事業会計補正予算につきましては、資本的収入及び支出で23万4,000円を増額するもので、職員手当等に不足が生じたため給与費等に必要額を増額するものであります。

また、債務負担行為の追加で、中能登町下水道処理施設維持管理業務委託について、令和2年度から令和4年度までの3カ年を期間とした包括的民間委託に必要な額を計上するものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（宮下為幸議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎議案説明及び質疑

○議長（宮下為幸議員） これより上程議案の説明及び質疑を行います。執行部におかれましては、説明は簡潔、明瞭で、答弁は的確なものとするよう求めておきます。

なお、予算関係の議案第43号から議案第50号についての質疑は、9日の予算決算常任委員会で行いますので、ここでの質疑は省略します。

それでは、議案第31号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を求めます。

議案書は、その2、1ページから6ページとなります。

高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、議案書1ページをお開きください。

議案第31号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

次に、議案書は3ページ、提出議案説明資料は1ページをお開きください。説明資料にて説明をいたします。

まず初めに、1番の制定理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例において法改正の趣旨を踏まえた所要の整備を行うものです。

次に、2番の制定概要では、職員定数、分限に関する手続や懲戒の手続、勤務条件等に係る規定について、会計年度任用職員に対して適用させるための整備を行うもののほか、特別職非常勤職員に該当しない非常勤職員について整備を行うものです。

なお、改正の対象となる条例としては、中

能登町交通安全と防犯の保持に関する条例など16本の条例について一部改正を行うもので、2ページの施行期日は令和2年4月1日とするものです。

それでは、改正の主なものにつきまして説明をいたします。

3ページをお開きください。

上段の中能登町交通安全と防犯の保持に関する条例では、交通防犯推進隊員を特別職の非常勤職員としない改正を行うものです。

次に、6ページをお開きください。

中能登町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例では、法改正に伴い、特別職の非常勤職員から会計年度任用職員などに移行する職、設置がされていない職を削るなどの改正を行うものです。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。議案第31号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

次に、議案第32号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を求めます。

議案書は、7ページから10ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、議案書7ページをお開きください。

議案第32号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

それでは、議案書は9ページ、提出議案説明資料は13ページをお開きください。説明資

料にて説明をいたします。

最初に、1番の制定理由としては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法等の一部改正に伴い、関係条例において所要の整備を行うものです。

次に、2番目の制定概要としましては、成年被後見人等を資格、職種、業務などから一律に排除する規定等、欠格条項を設けている各制度について、心身の故障などの状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化し、所要の手续規定の整備がされたことに伴い、関係する条例において所要の改正を行うものです。

次に、改正の対象となる条例としては、中能登町公共下水道条例など5本の条例について一部改正を行うものです。

なお、施行期日は公布の日です。

次に、15ページをお開きください。

中能登町公共下水道条例では、成年被後見人もしくは被保佐人の文言で制限を設けた規定を個別に判断する規定に改正するものです。

以下、同様の趣旨にて改正を行ったものです。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。議案第32号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

次に、議案第33号 中能登町社会教育施設条例の制定について説明を求めます。

議案書は、11ページから21ページとなります。

甘田生涯学習課長

〔甘田悟司生涯学習課長登壇〕

○甘田悟司生涯学習課長 それでは、提出議案書その2の11ページをお願いいたします。

議案第33号 中能登町社会教育施設条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり提出するものでございます。

上程条例の条項については、議案書の13ページから21ページ、提出議案説明資料では19ページとなります。議案説明資料にて説明を申し上げます。

本条例の制定理由であります。現在、中能登町には4つの社会教育施設があり、それぞれの条例は旧町時代の条例をもとに制定をされており、同規模の部屋に対し使用料に違いが生じております。また、開館当時から料金の見直しがされておらず、施設の維持管理費等の確保のため料金改定が必要であることから、4つの条例を廃止し、一元管理ができるよう社会教育施設条例として制定を行うものであります。

制定の概要であります。内容の主なポイントとしては4つございます。1つ目は、類似施設条例の集約を行うことにより町施設の一元管理を行うものでございます。2つ目は、完全休館日の設定であります。それぞれの休館日と祝日等が重なった場合には、日直を置かず施設を完全休館とするものでございます。3つ目は、使用時間帯の変更であり、現在の午前、午後、夜間の利用区分を利用実態に合わせた時間単位に変更するものでございます。4つ目は、同類施設の使用料の統一化を図り利用者への公平性を保つとともに、施設の維持管理費用の確保のため使用料の改正を行うものであります。

施行期日は、令和2年4月1日からの施行とするものであります。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。議案第33号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

次に、議案第34号 中能登町公園条例の制定について説明を求めます。

議案書は、23ページから30ページとなります。

甘田生涯学習課長

○甘田悟司生涯学習課長 それでは、提出議案書23ページをお願いいたします。

議案第34号 中能登町公園条例の制定について、議案を別紙のとおり提出するものでございます。

上程条例の条項については、議案書の25ページから30ページ、提出議案説明資料では21ページとなります。議案説明資料にて説明を申し上げます。

本条例の制定理由であります。現在、中能登町にはさまざまな公園がありますが、公園を占有で使用される場合には、古墳公園とりややレクトピアパークなど条例に基づき使用料を徴収しております。しかし、カルチャーセンター飛翔前のアッピー広場の多目的広場や運動公園の芝生広場などは、条例で定められていない、または使用料が無料となっております。

このことから、公園によって使用料が発生する公園と発生しない公園があるため、公園等の利用面、運用面において公平性、透明性に欠けております。また、町内には条例化されていない公園もあることから、一元管理ができる中能登町公園条例として、現在あります7つの条例を廃止するとともに、条例がない10施設の公園についても明確にするために新規条例として制定をするものでございます。

制定の概要であります。3つございます。

1つ目は、7つの類似公園条例の集約と条例がない10施設、計17施設の一元管理でございます。2つ目は、使用料の統一化を図り利用者への公平性を保つものでございます。3つ

目は、平成元年の消費税の導入以来、現在に至るまで使用料の見直しがされていないことから使用料の見直しを行うものでございます。

なお、17施設の公園は、それぞれの担当課で現在管理を行っておりますが、管理面積が最も多い生涯学習課から条例の制定及び廃止について提出を行うものであり、条例制定後は現在と同じ担当課で公園管理を行う予定でございます。

施行期日は、令和2年4月1日からの施行とするものであります。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。議案第34号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

次に、議案第35号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、31ページから33ページとなります。

平岡参事兼住民福祉課長

〔平岡重信参事兼住民福祉課長登壇〕

○平岡重信参事兼住民福祉課長 31ページをお願いいたします。

議案第35号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書では33ページ、提出議案説明資料では23ページから27ページとなります。説明は資料の23ページのほうでさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず改正理由でございます。女性活躍推進の観点から、改姓があつた者に係る旧氏の住民票への記載事項等を定める住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が11月5日に施行され、住民票や個人番号カード等に旧氏が記載できることとなりました。このことにあわせて施行された印鑑登録証明事務処理要

領の一部改正に伴い、中能登町印鑑条例を改正し、印鑑登録証明書にも旧氏を記載するものとするものです。

また、性同一性障害など性的少数者への配慮が必要なことから、印鑑登録原票の男女の別の欄を削除するものでございます。

改正の概要といたしましては、1番目では、住民票に旧氏が記載されている場合に印鑑登録証明書にも旧氏を記載するものとするものです。2番目では、住民票に記載された旧氏の印影の登録が可能になります。それから4番目でございます。住民票に記載の外国人住民に係る通称及び片仮名表記を印鑑条例の登録事項に追加するものです。それから5番目ですけれども、印鑑登録原票の男女の別の欄を削除するものです。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。議案第35号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

次に、議案第36号 中能登町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、35ページから37ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、議案書35ページをお開きください。

議案第36号 中能登町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

それでは、議案書は37ページ、提出議案説明資料は29ページをお開きください。説明資料にて説明をいたします。

最初に、1番の改正理由といたしましては、地方自治法第245条の4及び地方公務員法第59条に基づく令和元年10月11日総務副大臣通知により、地方公務員の給与改定等に関する取扱いにおける適正化を図る要請に係る給与改定に伴うものであり、これにより議会議員の期末手当支給率の改正が必要となったためです。

次に、2番の改正概要といたしましては、期末手当支給率で年間3.35月分を3.40月分に年間0.05月分引き上げるもので、施行期日は一部を除き公布の日からとするものです。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。議案第36号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

次に、議案第37号 中能登町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、39ページから41ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、議案書39ページをお開きください。

議案第37号 中能登町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

それでは、議案書は41ページ、提出議案説明資料は33ページをお開きください。説明資料にて説明をいたします。

最初に、1番の改正理由といたしましては、地方自治法第245条の4及び地方公務員法第59条に基づく令和元年10月11日総務副大臣通知により、地方公務員の給与改定等に関する取扱いにおける適正化を図る要請に係る給与改定に伴うものであり、これにより常勤

の特別職の期末手当支給率の改正が必要となったためです。

次に、2番目の改正概要といたしましては、(2)の期末手当支給率で、年間3.35月分を3.40月分に年間0.05月分引き上げるもので、施行期日は一部を除き公布の日からとするものです。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。議案第37号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

次に、議案第38号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、43ページから50ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、議案書43ページをお開きください。

議案第38号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

それでは、議案書は45ページ、提出議案説明資料は37ページをお開きください。説明資料にて説明をいたします。

最初に、1番の改正理由といたしましては、人事院勧告に基づく給与改定及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い改正を行うものです。

次に、2番の改正概要といたしましては、(1)の月例給につきましては、平成31年4月1日からさかのぼって改定をするもので、総合試験及び一般職試験で大卒程度に係る初任給を1,500円、一般職で高卒者に係る初任給を2,000円引き上げるとともに、30代半ばま

での職員が在職する号俸について所要の改定を行うものです。

次に、(2)の特別給につきましては、令和元年12月期から改定をするもので、期末勤勉手当につきましては、年間4.45月分を4.50月分に年間0.05月分引き上げるものですが、この引き上げ分につきましては勤勉手当に配分するよう改定を行うものです。

次に、38ページをお開きください。

(3)の住居手当につきましては、令和2年4月1日から改定を行うもので、支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ1万2,000円から1万6,000円とし、手当額の上限を1,000円引き上げ2万7,000円から2万8,000円とするなど、所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は、一部の規定を除き公布の日からとするものです。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。議案第38号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

ここで11時10分まで休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第39号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、51ページから60ページとなります。

甘田生涯学習課長

○甘田悟司生涯学習課長 それでは、提出議案書51ページをお願いいたします。

議案第39号 中能登町体育施設条例の一部

を改正する条例について、議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は53ページから60ページ、また提出議案説明資料では49ページとなります。説明資料にて説明を申し上げます。

まず改正理由であります。体育施設の運用面において大会開催時など早期開場の施設使用料の規定がないことや、中能登町公園条例の新規制定に伴い、中能登町運動公園と近年使用実績がない鹿島運動場を削除し、古墳公園とりやに隣接している中能登町パークゴルフ場と中能登町運動公園にあります中能登町野球場を体育施設として明記するため、体育施設条例の一部を改正するものであります。

改正の概要であります。1つ目は、中能登町公園条例の制定に伴い体育施設の見直しを行うものであります。

2つ目は、料金区分の変更であり、現在の午前、午後、夜間の料金設定から使用実態に合わせた時間当たりの料金設定に変更することにより早朝の施設開場に対応することができます。

3つ目は使用料の見直しであり、4つ目は町民の有料化であります。現行条例では、町民の利用に対しては使用料を免除としておりますが、社会教育施設においては町民に対し使用料をいただいていることから、体育施設においても利用者の方へ一部負担をお願いするものであり、施設の維持管理に充てることのできるため町民の使用に対し有料化をするものであります。なお、町民の方が利用される場合は、社会教育施設と同様に施設使用料に対し100分の50を減免とするものとなっております。

施行期日は、令和2年4月1日からの施行とするものであります。

説明は以上であります。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。議案第39号について質疑の方はございま

せんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

次に、議案第40号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、61ページから63ページとなります。

梅澤総務課担当課長

〔梅澤 博総務課担当課長登壇〕

○梅澤 博総務課担当課長 それでは、議案書61ページをお開きください。

議案第40号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

議案書は63ページ、説明資料につきましても63ページをお開きください。説明資料にて説明いたします。

最初に、改正理由といたしましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、災害援護資金の償還に係る運用の改善を図るため所要の改正を行うものです。

次に、2番の改正概要といたしましては、法改正により償還金の支払い猶予及び報告等の規定が追加されたことによる条ずれに伴い文言及び引用規定の整備を行うものでございます。

なお、施行期日は公布の日であります。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。議案第40号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

次に、議案第41号 中能登町高齢者等支援

施設条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、65ページから67ページとなります。

横井長寿介護課長

〔横井正之長寿介護課長登壇〕

○横井正之長寿介護課長 それでは、議案書65ページをごらんください。

議案第41号 中能登町高齢者等支援施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書は67ページ、提出議案説明資料も67ページでございますが、資料に基づいて説明をいたします。

まず改正の理由ですが、デイサービスセンターひまわりにおいて認知症対応型通所介護事業を開設する予定であります。現在の条例には認知症デイサービスを規定していないため、新たに規定を設ける一部改正を行うものでございます。

改正の概要ですが、デイサービスセンターひまわりで認知症対応型通所介護事業を実施できる規定を設けるものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。議案第41号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

次に、議案第42号 中能登町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、69ページから71ページとなります。

○議長（宮下為幸議員） 宮崎農林課長

〔宮崎理市農林課長登壇〕

○宮崎理市農林課長 議案書は69ページをお

願いたします。

議案第42号 中能登町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものです。

議案書は71ページ、説明資料につきましても71ページをお願いいたします。説明資料で説明をいたします。

改正の理由につきましては、施設の管理運営を見直し、施設使用料を徴収するため、条例の改正を行うものです。

改正の概要につきましては、1番、使用料について、「営利目的・個人のための集合・余興等催物・町外の団体の利用以外は無料」を改め、施設を利用する場合は有料とするものです。

2番、使用料を次のとおり改正する。使用料の現行と改正後を記載しています。現行の使用料は、営利目的、個人のための集合などの金額で、改正後は営利目的以外の金額となっています。各部屋の使用料としまして、和室会議室及び洋室会議室、1時間当たり現行が午前3,000円、午後5,000円、夜間5,000円、全日1万円に対し、改正後は1時間当たり500円、全日が4,500円としています。以下、農産加工実習室、多目的ホールの使用料を記載しています。冷暖房の使用料は、施設使用料に100分の40を乗じた額。商業宣伝、営業その他これに類する目的による利用は、施設使用料及び冷暖房使用料の額に100分の200を乗じた額。町民の方の使用料は、施設使用料及び冷暖房使用料の額に100分の50を乗じた額。

3番は、使用料の減免規定の追加。

4番は、使用料の不還付の追加であります。

72ページをお願いいたします。

5番、運営委員会についての条文を実態に合わせて削るものです。

施行期日は、令和2年4月1日です。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。議案第42号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

次に、議案第43号 令和元年度中能登町一般会計補正予算について説明を求めます。

まずは、歳入全般について説明を求めるところとします。

議案書は、73ページから83ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、議案書73ページをお開きください。

議案第43号 令和元年度中能登町一般会計補正予算で、令和元年度中能登町の一般会計補正予算は次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,325万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億2,750万7,000円とするものです。

第2条、債務負担行為の補正では、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものです。

第3条、地方債の補正では、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものです。

それでは、77ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正として、それぞれの事業の限度額を設定するものです。

まず、広報なかのと印刷製本業務委託で550万円、ごみ収集運搬業務委託で4,694万円、厨芥類収集運搬業務委託として、保育園などから発生する生ごみをバイオマスメタン施設まで週2回運ぶ業務委託として306万円、中能登町学校給食センター汚水処理維持管理業務委託350万円、中能登中学校と中能登町学校給食センターLPガスバルク供給納

入で400万円を債務負担行為として設定する
ものです。

次に、78ページをお開きください。

第3表では、地方債補正として限度額の補
正を行うものです。

まず、公共交通施設等整備事業で新たに
130万円を追加し、農業農村整備事業では、
1億2,250万円に340万円を追加し1億2,590
万円に、一般町道整備事業では、1億8,210
万円でしたが2,360万円減額し1億5,850万円
に、観光振興施設整備事業として、新たに
740万円を追加するとともに、一般単独施設
改修事業として、新たに180万円を追加し、
地方債補正の補正後の限度額を5億4,108万
7,000円とするものです。

次に、81ページをお開きください。

歳入になります。

まず、第1款の町税では、個人町民税の現
年課税分で1,000万円、固定資産税の現年課
税分で2,300万円を増額補正するもので、決
算見込みによるものです。

次に、第11款の分担金及び負担金及び第13
款の国庫支出金並びに第14款の県支出金につ
きましては、補助対象事業費の新規割り当て
や増減などに伴い適正額を補正したもので
す。

主なものでは、中ほどの第11款の分担金及
び負担金の団体営土地改良事業費分担金で
270万円を追加し、土木費分担金の地区要望
事業費分担金では130万円を減額するもので
す。

次に、下段の13款の国庫支出金では、土木
費国庫補助金の土木費補助金では、事業費の
確定見込みにより2,590万3,000円減額するも
のです。

次に、82ページをお開きください。

上段の総務費国庫補助金では、個人番号カ
ード利用環境整備費補助金として177万1,000
円を追加するものです。

また、第14款の県支出金では、民生費県補

助金の介護基盤施設等整備費補助金として
551万円を追加し、農林水産業費県補助金の
農村総合整備事業補助金として990万円を追
加するもので、詳しくは、それぞれ歳出の関
連する細目におきまして担当課長より説明を
いたします。

次に、中段の第17款繰入金で、財政調整基
金繰入金を3,120万9,000円減額するもので、
財源調整を行うものです。

次に、第18款の繰越金では、決算による前
年度からの繰越金の額の確定により763万
6,000円を計上するものです。

次に、第19款1目の雑入で、予防給付ケア
プラン作成料として146万1,000円を追加する
とともに、電算システム他会計負担金で397
万1,000円を追加するものです。

83ページをお開きください。

次に、過年度収入として、衛生費過年度収
入として1,301万1,000円を追加するもので
す。

歳入の最後は、20款の町債であります。こ
れは、先ほど地方債補正で説明をいたしまし
たので省略させていただきます。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わしまし
た。

続いて、同じく議案第43号 令和元年度中
能登町一般会計補正予算の歳出について説明
を求めます。

議案書は、84ページから90ページとなりま
す。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、84ペ
ージをお開きください。

最初に、総務費の総務管理費で、情報管理
事業となりますが、財源補正を行っております。

なお、この後、給与費の補正を行っており
ますが、各款ごとの給与費の説明は省略させ
ていただきますので、よろしくお願ひいたし

ます。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 山本情報推進課長
〔山本 貴情報推進課長登壇〕

○山本 貴情報推進課長 同じく84ページ、
上段をお願いいたします。

第2目1細目の広報広聴事業でございます。28節の繰出金を87万2,000円減額するもので、ケーブルテレビ事業特別会計の給与費の減額と放送関係の備品購入費を増額することによる差し引き減額補正でございます。備品の補正内容につきましては、後ほどケーブルテレビ事業特別会計で説明をいたします。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 上坂企画課長
〔上坂恵一企画課長登壇〕

○上坂恵一企画課長 同じく84ページの中段
になります。

6目2細目企画総務費1,490万円の増額
です。

8-1報償金1,330万円の増額であります。これは、町内に住宅を取得し定住する者を対象に最大100万円を交付するものでございます。当初予算で40件2,000万円を計上しておりましたが、10月末時点で40件1,945万円の交付がありました。今後不足が見込まれますので、本年度の実績から推測されます予測分、約29件分1,330万円の増額のお願いでございます。

そして、8-3報償品、U I Jターン応援160万円の増額でございます。これは、町内へのU I Jターン者に対して、中能登町共通商品券10万円を交付するものでございます。これも当初予算で20件200万円を計上しておりましたが、10月末時点で21件210万円の申請がございました。また、これも今後不足が見込まれますので、また今年度の実績から推測されます不足分、16件160万円の増額のお願いをするものでございます。

次に、4細目駅管理委託費130万円を一般

財源から地方債への財源の組み替えをするものであります。これは、トイレの洋式化した能登二宮駅トイレ改修工事の一部を地方債に充てるものでございます。

次に、10細目個人番号カード利用促進整備事業でございます。177万1,000円の増額となります。財源は全部、国の補助金となっております。これは、マイナンバー発行後、円滑にマイキーID設定ができるように、ID設定支援コーナーを設置いたしまして、マイナンバーカードを取得した人に対して次にIDカードを設定するよう支援するものでございます。7-1臨時雇用賃金として175万8,000円、11-1消耗品として1万3,000円の増額をお願いするものでございます。

そして次に、7目の地域づくり推進費、5細目の地方創生推進交付金事業で740万円を一般財源から地方債への財源の組み替えをするものでございます。これは、不動滝トイレ改修工事の一部を地方債に充てるものでございます。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 平岡参事兼住民福祉課長

○平岡重信参事兼住民福祉課長 同じく84ページ、
下段をお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費でございます。

1目2細目戸籍住民基本台帳費で11万5,000円を減額するものでございます。内訳といたしまして、13節委託料、システム保守で48万9,000円を減額し、14節使用料及び賃借料で37万4,000円を増額するものでございます。

今年度の予算で戸籍総合システムの改修を行っており、令和2年3月より町にサーバーを置かずクラウド化することに伴い、不要となるシステムソフト使用料及び保守委託料を減額し、必要なクラウド使用料及びネットワーク利用料を増額するものでございます。

次に、85ページをお願いいたします。上段

になります。

3款1項1目2細目社会福祉事業で326万9,000円の増額をお願いするものでございます。内訳といたしましては、補助金、社会福祉協議会326万9,000円でございます。これにつきましては、これまで社会福祉協議会事務局長職は町職員が出向していましたが、今年度より社会福祉協議会自身で職員を採用したことで給与費全体が不足するため増額をお願いするものでございます。

続きまして、2目2細目在宅福祉事業30万円の増額をお願いするものです。これにつきましては、20節扶助費、精神障害者医療費給付金30万円でございます。これまでの精神障害者医療費給付金から今後の支払いに不足が見込まれるため増額をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 横井長寿介護課長

○横井正之長寿介護課長 それでは、85ページの中段をごらんください。

3目2細目老人福祉事務事業41万2,000円の増額でございます。これは介護保険特別会計への繰出金で、人事異動に伴う職員手当等の人件費分でございます。

続いて、その下、4細目老人ホーム入所措置事業253万5,000円の増額でございます。これは、環境上や経済的事情で居宅での生活が難しい方につきまして、町がその方を養護老人ホームに入所させるための費用ですが、当初予算では4人分を見込んでおりましたが、年度途中で1人ふえたため必要額を計上するものでございます。

次に、その下、6細目老人福祉施設費551万円の増額でございます。これは、条例の一部改正のところでも説明いたしましたが、デイサービスセンターひまわりで令和2年度から認知症デイサービスを開設するに当たり、施設の一部を改修する必要があるため、工事請負費として計上するものでございます。

次に、その下、7細目地域包括支援センター事業費146万1,000円の増額でございます。これは、介護保険の認定を受けた要支援1、要支援2などの方のケアプラン作成に係る委託料ですが、当初予算で見込んだ件数よりも増加する見込みのため必要額を計上するものでございます。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 平岡参事兼住民福祉課長

○平岡重信参事兼住民福祉課長 それでは、同じく85ページ、下段をお願いいたします。

3款2項児童福祉費、1目3細目児童手当等支給事業で、予算の増減はございません。歳入の補正に伴う財源の補正でございます。

その下になります。2目2細目保育園運営費でございます。これにつきましては、予算の増減はございません。内訳でございますけれども、通勤手当で2万1,000円の増額、それから社会保険料で90万1,000円の増額をお願いするものです。これにつきましては、嘱託職員の人員及び配置の確定により今後予算の不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

次に、86ページをお願いいたします。上段になります。

臨時雇賃金792万2,000円の減額でございます。当初予算では25人分を計上しておりましたが、現状は22人となったことによる減額でございます。

それから、嘱託職員賃金799万2,000円の減額につきましては、当初予算では20人分を計上しておりましたが、現状では16人となったことによる減額でございます。

それから、19節負担金、管外委託児童施設型給付費で1,499万2,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、10月からの保険料等無償化制度により3歳から5歳の子供の保険料が無料化となり、その分を施設給付費として施設に支払いをするも

のでございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 道善保健環境課長
〔道善まり子保健環境課長登壇〕

○道善まり子保健環境課長 それでは、86ページ、中段をお願いいたします。

4款衛生費、1項5目1細目後期高齢者医療事業16万2,000円の減額でございますが、後期高齢者医療特別会計の繰越金の補正により一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

次の2項1目1細目清掃事業費355万8,000円の増額でございますが、七尾市ごみ処理委託料で、ごみ処理に係る燃料単価の増額によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 上坂企画課長

○上坂恵一企画課長 議案書87ページになります。

5款1項1目1細目労働費の19-2補助金であります。雇用促進奨励助成金75万円の増額のお願いでございます。これは、町内在住の労働者を正規雇用した事業者に対し助成金を交付するものでございます。現在、5社6名の交付がありました。今後、3社5人分の申請の受け付けまたは交付予定がありますので、75万円不足しておりますので不足分の増額をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 宮崎農林課長

○宮崎理市農林課長 87ページ、2段目。

6款1項7目8細目団体営土地改良事業費です。1,800万円の増額です。地区から要望のあった農業用施設の改修を国の補助金を活用して行うもので、13節委託料300万円は測量設計費、15節工事請負費1,500万円は施設改修工事費の計上です。御祖地区の農業用さく井工事分であります。

2項1目1細目林業総務費では、97万6,000円の増額は、1月から活動する地域お

こし協力隊の委託料60万1,000円及び活動費補助金37万5,000円の計上です。3カ月分を計上しております。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 北野参事兼土木建設課長

〔北野 均参事兼土木建設課長登壇〕

○北野 均参事兼土木建設課長 続いて、87ページの下段、8款の土木費です。

1項1目2細目の土木総務費で482万8,000円の増額をお願いするものです。内訳ですが、19節下水道事業会計の負担金といたしまして23万4,000円の増額です。

次に、88ページをお願いします。

28節繰出金では459万4,000円の増額であります。これは分譲宅地特別会計への繰出金であります。分譲地ゆりが丘で1区画返還の申し出があったことによるものであります。

詳細につきましては、それぞれの会計にてご説明をいたします。

次に、2項3目3細目の社会資本整備総合交付金事業ですが1,258万6,000円を減額するものであります。内訳では、13節委託料で378万1,000円、15節工事請負費で780万5,000円、22節補償金で電柱移設に係るもので100万円あります。国庫補助金の額が確定し、当初予算に対し減額となりましたことから本年度の整備内容の見直しを行ったものであります。

次に、その下、4細目の地方創生道整備推進交付金事業では3,783万4,000円を減額するものです。ここでも国庫補助金の額の確定によるものであります。当初予算に対し減額となりましたことから本年度の整備内容の見直しを行ったものであります。

内訳ですが、13節委託料では115万5,000円の増額をお願いするものです。これは坪川地内の道路冠水対策に係る測量設計業務であります。

次に、15節工事請負費では1,840万4,000

円、17節公有財産購入費では677万5,000円、22節補償金では1,381万円、それぞれ減額であります。これは町道T-265号線、新庄地内になりますが、交差点改良工事について土地所有者と建物移転補償などについて協議を行っておりますが、長期化することが予想され、年度内での契約が難しいことから減額をさせていただきたいというものでございます。

次に、下段の4目1細目の除雪費です。ここでは予算の増減補正はありませんが、国庫補助金の額の確定によりまして財源内訳の変更を行うものであります。

次に、89ページです。

3項1目1細目の河川総務費では313万7,000円の増額をお願いするものです。

内訳ですが、11節印刷製本費で9万6,000円、13節委託料で304万1,000円であります。これは二宮川及び羽咋川洪水ハザードマップ作成に係るものであります。作成に当たりましては、これまでの50年以上に1回の降雨、これは24時間で238ミリを想定しておりましたが、今回からは想定最大規模である1,000年以上に1回の降雨、これは24時間780ミリに変更になったことにより、浸水想定範囲が当初予定しておりました範囲の2.5倍程度拡大する予想となったことにより所要額を増額するものであります。

次に、4項1目2細目の町営住宅建設費であります。ここでは117万7,000円の増額をお願いするものです。

13節委託料ですが、久江、芹川住宅建てかえにつきましてはPFI手法によりまして事業を進めていきたいと考えておりまして、国の指針に基づき、多種多様な業務に対応するためアドバイザー業務を委託したいというものでございます。

その下になりますが、2目1細目の住宅・建物耐震改修等促進事業であります。ここでは150万円の増額をお願いするものです。

19節補助金で耐震改修1件分の増額でございます。今年度実績につきましては、ここまで4件となっており、この1件を加えまして5件となるものであります。

説明は以上であります。

○議長（宮下為幸議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、89ページ、下から2段目の消防費になります。

消防総務費の13委託料の七尾市といたしまして消防本部運営費に39万5,000円を追加するとともに、消防署運営費に139万8,000円を追加するもので、いずれも実績見込みによる増額となります。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 岩田教育文化課長
〔岩田 正教育文化課長登壇〕

○岩田 正教育文化課長 続きまして、議案書89ページ、下段をお願いいたします。

10款1項2目2細目学校教育事務局費でございます。こちらは予算の増減はありませんが、歳入の県支出金、教育支援体制整備事業費補助金としまして56万3,000円を計上いたしましたので、その財源の組み替えを行うものであります。

次に、90ページをお願いいたします。

4項5目3細目文化財管理運営費でございます。15節工事請負費として209万円の増額補正をお願いするものであります。この工事は、雨の宮グリーン広場前にあります公衆トイレの男子トイレ1カ所、女子トイレ2カ所を洋式化することで、利用者の要望に応え、利便性の向上を図るものであります。この時期にさせていただきまして、来年度のオープンまでに工事を終わらせたいと思い、計上するものであります。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 宮崎農林課長

○宮崎理市農林課長 90ページ、2段目になります。

11款災害復旧費、1項2目1細目の林道災害復旧事業費です。13節委託料396万円の減額は実績によるものであります。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。

ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号 令和元年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、91ページから97ページとなります。

道善保健環境課長

○道善まり子保健環境課長 それでは、議案書91ページをお願いいたします。

議案第44号 令和元年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ955万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,415万6,000円とするものでございます。

それでは、96ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料937万8,000円の増額でございますが、保険料の軽減措置の見直しにより対象者が減ったため増額となったものでございます。

次の2目普通徴収保険料におきましては、普通徴収から特別徴収に変更となった分で、減年度分において57万1,000円の減額。また、滞納の方の納付により滞納繰り越し分64万円の増額を行うものでございます。

次に、3款1項1目事務費繰入金16万

2,000円の減額につきましては、4款繰越金の額の確定に伴い一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、5款1項2目延滞金は、滞納者の方の納付により8万9,000円の増額をするものでございます。

続いて、97ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金955万6,000円の増額でございますが、保険料の増額により広域連合に納付する負担金を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。

次に、議案第45号 令和元年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、99ページから105ページとなります。

横井長寿介護課長

○横井正之長寿介護課長 それでは、議案書99ページをごらんください。

議案第45号 令和元年度中能登町介護保険特別会計補正予算でございます。

今回の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,192万4,000円とするものでございます。

続いて、104ページをごらんください。

歳入でございます。

6款1項5目その他一般会計繰入金41万2,000円の増額でございます。これは事務費繰入金で、一般会計から繰り入れるものでございます。

続いて、105ページをごらんください。

歳出でございます。

3款1項2目一般介護予防事業費の1細目給与費7万7,000円の増額及び、その下ですけども3款2項1目包括的支援事業費の1

細目給与費33万5,000円の増額につきまして、人事異動に伴う職員手当等の不足分を計上するものでございます。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。

次に、議案第46号 令和元年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、107ページから113ページとなります。

道善保健環境課長

○道善まり子保健環境課長 それでは、議案書107ページをお願いいたします。

議案第46号 令和元年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,920万1,000円とするものでございます。

それでは、112ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款2項8目国民健康保険制度関係業務事業費補助金11万円と、次の9目社会保障・税番号制度システム整備費補助金155万1,000円の増額につきましては、令和2年度末から運用を開始する被保険者証の個人単位化に伴うシステム改修の補助金であります。

次に、7款2項基金繰入金では、収支調整のため財政調整基金繰入金220万9,000円を減額するものでございます。

次に、8款繰越金は、額の確定に伴い474万9,000円を増額するものでございます。

続いて、113ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費420万1,000円の増額でございますが、保険者の端末機器更新業務委託料で23万円、令和2年度末から運用を

開始する被保険者証の個人単位化に伴うシステム改修などの費用で397万1,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。

次に、議案第47号 令和元年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、115ページから121ページとなります。

北野参事兼土木建設課長

○北野 均参事兼土木建設課長 それでは、115ページです。

議案第47号 令和元年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ459万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,149万5,000円とするものであります。

次に、120ページをお願いします。

歳入ですが、2款1項1目1節の一般会計繰入金で459万4,000円、その下の繰越金では1,000円であります。

次に、121ページ。

歳出であります。

1款1項1目1細目の一般管理費で459万5,000円の増額をお願いするものです。これは分譲宅地ゆりが丘で1区画返還の申し出があったことによるものであります。内訳といたしまして、12節手数料2万円ですが、これは抹消登記により町へ名義変更を行うものであります。23節償還金では457万5,000円です。これは、売買契約書に基づきまして売買代金の2割を違約金として差し引いた額をお返しするものでございます。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。

次に、議案第48号 令和元年度中能登町ケ

ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、123ページから129ページとなります。

山本情報推進課長

○山本 貴情報推進課長 それでは、123ページをお願いいたします。

議案第48号 令和元年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ72万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,477万4,000円とするものでございます。

128ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款の放送サービス加入金の滞納繰越分、第2款の放送サービス利用料の滞納繰越分、そして第4款の繰越金の各項目につきましては、それぞれ前年度の繰越額の確定に伴い当初予算との差額を補正するものでございます。

第3款の一般会計繰入金87万2,000円の減額につきましては、歳出の補正に伴うもので、内容は歳出のほうで説明をいたします。

続きまして、129ページをお願いいたします。

歳出でございます。

第1目管理費、1細目の給与費は、4月の人事異動に伴う手当等の過不足を調整減額するものであります。

2細目の管理費では、100万7,000円の増額をお願いするものであります。内容は、18節備品購入費で、各家庭でケーブルテレビを見るために設置が必要な放送用光信号変換機30代の購入費です。この機器は、今年度当初予算で25台を購入し、再利用できる回収品も利用設置してきましたが、在庫が10個程度となり、今後の新規加入や冬場の落雷被害による破損交換対応も考えられますので、30台分の増額補正をお願いするものであります。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。

次に、議案第49号 令和元年度中能登町水道事業会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、131ページとなります。

田中上下水道課長

〔田中 智上下水道課長登壇〕

○田中 智上下水道課長 それでは、131ページをお願いいたします。

議案第49号 令和元年度中能登町水道事業会計補正予算でございます。

債務負担の追加でございます。

第1条、予算書第8条の次に次の1条を加えるものでございます。

第9条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定めるものでございます。

まず、上水道施設維持管理業務委託で限度額を820万円、それと水質検査業務委託で限度額を430万円、それと上水道台帳保守管理業務委託で限度額を85万円とするものでございます。いずれも令和2年度までの期間とするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。

次に、議案第50号 令和元年度中能登町下水道事業会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、133ページから136ページとなります。

田中上下水道課長

○田中 智上下水道課長 それでは、133ページをお願いいたします。

議案第50号 令和元年度中能登町下水道事業会計補正予算でございます。

第1条、令和元年度中能登町下水道会計の補正予算は次のとおり定めるものでございま

す。

第2条、予算書第4条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入では、第1款第2項の補助金で23万4,000円を増額し4億2,027万1,000円とするものでございます。歳出では、第1款第1項の建設改良費で23万4,000円を増額し3億691万5,000円とするものでございます。これにつきましては、職員の手数料等に不足が生じるため給料等の科目に必要な額を増額させていただくものでございます。

続いて134ページをお願いいたします。

第3条では、予算書第7条に定めた経費の金額を次のとおり定めるもので、これも職員給与に不足が生じたため23万4,000円を増額し3,701万5,000円とするものでございます。

続きまして、第4条、債務負担行為の追加でございます。予算書第8条の次に次の1条を加えるものでございます。第9条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおり定めるものでございます。中能登町下水道処理施設維持管理業務委託で、限度額を4億9,600万円とするものでございます。期間は令和2年度から4年度までの3年間として設定をいたしまして、包括的民間委託を行うこととしたものでございます。

それでは、包括的民間委託の定義について簡潔に申し上げたいと思います。

包括的民間委託とは、民間企業が施設を適切に運転し、一定の水準を満足する条件で、下水道処理場等の運転、それと維持管理について民間企業の自由裁量に任せるという性能発注の考えに基づき、委託方式をとるものでございます。その一例といたしまして、下水処理後に放流いたします水質が法で定められた基準をクリアしていれば、その業務に係る運転方法について民間企業の自由裁量に任せ、創意工夫の反映を可能とするものでございます。

この取り組みによりまして、町側のメリットといたしまして、長期一括契約を行うことにより一般管理費等の抑制につながり、軽微な修繕など追加業務や薬剤などの物品購入がふえても運転管理の労務費等の調整によりまして追加の費用が発生することなく委託の範囲内の業務が可能となり、町にとっては事務量の軽減となるものでございます。

削減の効果といたしましては、年間当たり約6%程度になるものと試算をしております。削減額につきましては年当たり約1,100万円程度を見込んでいるものでございます。

説明は以上になります。

○議長（宮下為幸議員） 説明が終わりました。

以上で議案の説明及び質疑は終了します。

ここで、委員会付託表を配布しますので、暫時休憩します。

午後1時52分 休憩

午後1時53分 再開

○議長（宮下為幸議員） 再開します。

◎常任委員会付託

○議長（宮下為幸議員） 日程第4 常任委員会付託

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第31号から議案第50号につきましては、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付しました委員会付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託表のとおり各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎休会決定の件

○議長（宮下為幸議員） 日程第5 休会決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査のため、12月6日から12日までの7日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。

よって、12月6日から12日までの7日間を休会とすることに決定しました。

◎散 会

○議長（宮下為幸議員） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後1時54分 散会

令和元年12月13日（金曜日）

○出席議員（11名）

1番	古玉	いづみ	議員	8番	諏訪	良一	議員
2番	尾田	良一	議員	9番	宮下	為幸	議員
3番	土本	稔	議員	10番	甲部	昭夫	議員
4番	林	真弥	議員	11番	坂井	幸雄	議員
6番	笹川	広美	議員	12番	作間	七郎	議員
7番	南	昭榮	議員				

○説明のため出席した者

町	長	杉本	栄蔵	農林課長	宮崎	理市
副町	長	廣瀬	康雄	上下水道課長	田中	智
教育	長	袋井	貞司	会計課長	船木	秀浩
参事兼総務課長		高名	雅弘	長寿介護課長	横井	正之
参事兼土木建設課長		北野	均	保健環境課長	道善	まり子
参事兼住民福祉課長		平岡	重信	教育文化課長	岩田	正
企画	課長	上坂	恵一	生涯学習課長	甘田	悟司
情報推進	課長	山本	貴	総務課担当課長	梅澤	博
税務	課長	町田	穂高	教育文化課担当課長	水谷内	良郎

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 古川利宣 書記 神保悦子
議会事務局長補佐 土屋金蔵

○議事日程（第2号）

令和元年12月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（宮下為幸議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（宮下為幸議員） 日程第1 これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問について、各議員の持ち時間は1時間でありますので、守っていただくようお願いいたします。執行部におかれましては的確な答弁を求めておきます。

それでは、発言順に質問を許します。

8番 諏訪良一議員

〔8番（諏訪良一議員）登壇〕

○8番（諏訪良一議員） おはようございます。

それでは、2問について質問いたしたいと思っております。

最初に、今年度からスタートした森林環境譲与税の活用方策についてであります。

森林は、広義的——広義的といえますのは広い範囲で捉えた場合ですが、国土の保全、水源の活用や地球温暖化等の機能を保有しており、私たちはさまざまな大きな恩恵を受けております。

片や狭義的——狭義的といえますのは狭い範囲で捉えたときですが、所有している森林からの収益の確保が期待できない。林業事業者の高齢化、所有者不明林が年々加速化している。所有森林の境界さえわからないなど、これらの要因から山が非常に荒廃してきております。そして、この歯どめがかからない現状であると言っても過言ではないと思いま

す。

課題は無限です。これらの難題に対し、環境譲与税をいかに活用して、そして所期の目的達成に取り組んでいこうとしているのか。その意気込みについて伺います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。

諏訪議員の森林環境譲与税の活用方策についてのご質問にお答えをいたします。

森林環境譲与税は、今年度より、町が実施する間伐を初めとした森林整備を中心に、木材利用促進や林業担い手の確保、人材育成など目的用途が限定された財源として交付されております。

本譲与税を財源に、当町では、今後の森林管理を計画的かつ実行性が高い整備を実践するために、実態把握などの各種調査を実施しております。

森林所有者の意向調査の結果について、実行体制の整備について及び期待される効果について並びに主な用途については、所管課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 宮崎農林課長

〔宮崎理市農林課長登壇〕

○宮崎理市農林課長 諏訪議員の森林環境譲与税の活用方策についてお答えをいたします。

森林環境譲与税を財源とした確実な森林整備を実行するため、本年度は計画策定の基礎となる森林所有者の意向調査に10月より着手しております。具体的には、能登部下地区、下後山地区において本制度の周知を目的とした説明会を開催した上で、石川県及び中能登森林組合との連携により対象地権者への意向調査を実施しております。現在、調査票を回収中でありまして、回収が済みましたら集計を行ってまいります。

実施体制の整備について申し上げます。

森林環境譲与税制度のスタート以前の平成30年度より、行政並びに森林組合などで構成する協議会を県内統一で組織し、その中で地域ごとのブロック協議会が存在しております。当町は、中能登農林総合事務所管内2市3町と中能登森林組合により中能登ブロックとして構成しています。

中能登ブロック協議会では、法制度の趣旨理解に始まり、県内外の取り組みを踏まえた実践手法など具体的な手続を中心に議論し、事業の円滑実施のため適宜情報共有を行っています。

また、この事業を行うことにより期待される効果といたしましては、まず従来からの補助事業による森林整備事業に加え、森林環境譲与税を財源とした森林整備の実施により、荒廃が進む人工林の着実な整備と適正な管理が見込めることとなります。

次に、林業経営に適した森林の経営管理を町が集積、集約化し、公募により登録された意欲、能力のある林業経営体へ一括経営委託することが可能となるため、生産性の向上や拡大につながり、産業としての魅力拡大や経営基盤の強化、雇用創出などによる地域活性化への効果が期待できます。

最後に、森林環境譲与税の主な用途について説明をいたします。

森林環境譲与税の用途については、間伐など森林整備を柱に、木材の利活用促進、林業担い手育成確保やその普及啓発と促進に関する費用となっております。

当町では、策定する計画の中で、着実な森林整備とともに、雇用創出につながる実効性の高い具体的施策を関係機関と連携し、地域活性化への取り組みに対する理解醸成を図りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 諏訪議員

○8番（諏訪良一議員） まず1つ目には、意向調査の結果がいつごろ出てくるのか。そ

して、それがまとまるのはいつごろなのか。

それともう一つは、この事業を進めていく上では、一番大きな問題は所有者個々のやる気、機運を高めていく、機運の醸成。まずこのあたりからかかっていると、ただ単なる組織ができただけでは進んでいかんのではないかなど、このように考えますけれども、どのようにお考えでしょうか。伺います。

○議長（宮下為幸議員） 宮崎農林課長

○宮崎理市農林課長 諏訪議員の再質問にお答えいたします。

意向調査については、現在回収中でありまして。集計結果については来年1月末をめどにまとめられる予定としております。

もう1件、森林環境譲与税制度及び森林経営管理法に基づく森林管理制度の周知について、昨年度、町内3カ所において地区区長を中心に説明会を開催させていただきました。説明会は制度説明にとどまっており、今後、計画に基づき実施予定の各地区の意向調査並びに森林管理制度に加え、町が実施する具体的内容につきまして、わかりやすく理解を深めていただける内容として広く周知を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（宮下為幸議員） 諏訪議員

○8番（諏訪良一議員） 主な用途、事業費の使い道ですが、このことの説明がなかったわけですが、短期的、あるいはこの事業が長年続いていくものと考えられますが長期的と2つに分けて、どのようにお考えでしょうか。伺います。

○議長（宮下為幸議員） 宮崎農林課長

○宮崎理市農林課長 諏訪議員の質問にお答えいたします。

短期的な取り組みとしましては、今ある人工林として手入れされてきた、それが長年放置されてきて荒廃しているというようなところを森林施業によりまして手入れを行い、用材としての伐採なども行いますし、長期的に

については、それを行った後にまた植林、育林を行いまして長期にわたり森林を管理するものであります。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 諏訪議員

○8番（諏訪良一議員） お金の使い方は大変難しいことと思いますが、実施体制ができましたらしっかり検討された上で、年々恐らく内容が変わっていくものと思いますが、しっかり取り組んでいただきたいと、このように考えます。

次に、能登上布の振興方策についてであります。

一般社団法人ななお・なかのとDMOより発刊されております「ななお・なかのと観光振興プラン第1次」、恐らく見ておいでだと思いますが、町内における観光資源についての口コミデータが掲載されておりますが、この中で能登上布会館が満足度では最も高くランクされております。好評の要因としては、会館の方々の接客がよいということと、加えて機——機というのは上布を織る人力の機械のことを指すわけですが、機織り体験ができることが挙げられております。

町の伝統麻織物でもある能登上布が昭和35年に石川県の重要無形文化財に指定されていることについては、ご承知のとおりです。

商品としての麻布の生産は、1814年から開始されております。そして、ことしが2019年でありますから205年間の歴史を現在も刻みつつあることです。

そして、古文書によりますと戦前における生産のピークは昭和3年で、以降低落傾向が続いてきております。そして戦後の生産高のピークといえますと昭和29年であるんですが、それから年々漸減しつつあって今日に至っております。

その間、産業構造の転換、麻糸不足による減産、男性の和服離れ、そして何といたってもこの仕事は人力です。熟練と根気を必要とす

ることが最もネックになっていると考えられますが、これらのことから若い方の織り子がなかなか育ってきておられない。これは能登上布始まって以来からずっと続いてきている大変大きな課題になっております。

そんな中で、非常に厳しい幾多の試練にさらされながらも明治、大正、昭和、平成、そして令和の今日まで続いてきているという背景には、先人が残してきた高度な麻織物の生産技術の伝承に携わってこられた方々の献身と不断の努力なくして今日がなり得ないものと私なりに推察しております。

これらのことから、組織、振興協議会ですが、運営の強靱化について。

2つ目には次世代後継者の育成について。後継者というのは単なる織り子だけではなくして、機械に糸がかかって機械が動くまでの準備の工程に携わる方。それと装備されている機械が大変古い機械です。そんなことから故障整備がつきものですが、この方々の育成について。

3つ目には、ワクドキ能登上布ツアーについてという文言が町の振興計画に入っているわけですが、このことについて伺います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 能登上布の振興方策についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の組織（振興協議会）運営の強靱化についてであります。

町では、能登上布会館を平成22年7月から能登上布の伝承、普及のため能登上布振興協議会に指定管理業務として委託いたしております。以前に機元をされていた方や上布に関心がある方など20名が会員になっておられます。

主な業務としては、能登上布の伝統ある工程の技術継承を初め、反物や着物づくりのほか、能登上布にちなんだ小物づくりなどの商品開発、施設や機織り機などの管理にも努めていただいております。また、施設を利用し

て機織り体験や開放講座、イベント、施設案内など、多岐にわたって普及活動にも努めていただいております。

こうしたことから、観光客を初め機織り体験者など能登上布に関心や興味を持っていただけの方が年々ふえており、改めて受け入れ体制の強化が必要であると感じておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の次世代後継者の育成についてのご質問ですが、現在、会員の方に能登上布の普及、継承にご尽力をいただいておりますが、伝承者の高齢化に伴い、後継者不足が重要な課題となっております。

能登上布は、糸づくりから機織りまでたくさんの工程があり、全ての工程を覚えるには最低10年はかかると言われております。その中で、毎年9月には能登上布の一連の工程を学ぶことができる開放講座を行っており、地元の鹿西高校の生徒が参加するなど、後継者育成のための大事な取り組みを行っております。

そのほか、昨年、明治150年関連施策として実施した能登上布アーカイブ事業では、伝承人の皆様の思いを動画で制作してインターネットで配信しております。

町といたしましても、能登上布振興協議会の皆様と連携を密にしながらいろいろな切り口で能登上布の魅力を全国に伝え、まずは能登上布ファンになっていただいた上で、後継者につながっていくような取り組みを戦略的にプロモーションしていく必要があると思います。

いずれにしても、先人から大切に受け継がれてきた能登上布の灯を絶やさないためにも町も全面的に支援して後継者育成に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目のワクドキ能登上布ツアーについてのご質問ですが、町では、平成29年から中能登町の観光ツアー造成のためワクドキ

夢プランプロジェクトを進めております。このプロジェクトは、町民有志などが中能登町にある観光地や歴史資源を組み合わせ夢の観光プランを企画し、実際に世の中にツアーとして売り出していくものであります。

能登上布のツアーについては、平成29年11月に、能登上布一日織姫体験ツアーと題して一日能登上布体験などが企画されたモニターツアーを実施しており、1名の方が参加しております。

また、今年度から鹿西高校の1年生が取り組んでいる総合的な探究の時間と連携して、中能登町の夢の観光ツアーを生徒が企画しております。来年の1月には観光ツアーコンクールも企画されており、約26種類の企画が生徒からプレゼンされると聞いております。その中に能登上布のツアーの企画も盛り込まれていると聞いており、楽しみにしているところでございます。

今後も中能登町の夢の観光ツアーが一つでも多くつくられ、誘客につながるよう、各種団体とも連携しながら進めていきたいと考えております。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 諏訪議員

○8番（諏訪良一議員） 今ほどの説明を聞きましても、担い手の育成、これは何の分野でも一緒ですが、特に人力であるがゆえに、そして座って根気以外には何物もないような世界であるわけです。そんなことから、研修的には、研修というのは物を覚えようというような体験的なことを指すんですが、そんな関心を持たれた方は何年かは続いてこられているそうですけれども、問題は担い手の定着ということになってくるとなかなか難しいと。

そういうことで、担い手、特に織り子さんをどのように育てるか。今が自分から見ると最期のチャンスではなかろうかと。育成には10年かかるという町長の説明でもありました

し、施設で現在携わっておいでの方のお話を聞いても、何とかしなければというような言葉が出てくるわけですが、この点をこれまで以上に真摯に捉えていただきたいなど、このように考えます。

それともう一つは、組織運営の強靱化です。この中でもお話を聞きますと、加工してでき上がった品物が売れることも私たちの元気の源でありますという言葉聞いて感じたわけですが、商品価値が高いということから価格も高くなってくると簡単には売れないという難しい面もあるんですが、このあたりについて伺います。

○議長（宮下為幸議員） 上坂企画課長

〔上坂恵一企画課長登壇〕

○上坂恵一企画課長 諏訪議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、研修的ではなく定着化ということにつきましてお答えをいたします。

体験ということではありますが、DMOのアンケートにもありましたとおり、能登上布振興協会に体験として来られる方がかなりふえております。体験の実質的な内訳としましては、本年度、今までに県内132名、県外19名、外国の人が29名というような状態で、延べ人数でありますのでかなりの方が来ておられます。

そういう中で、町といたしましては、人材の定着化ということで一つ期待をしている中で、なかのとスローツーリズム協議会というものがございます。そのスローツーリズム協議会は、能登上布の組織をサポートとして今後連携団体の一つとしてしっかりと協力しながら取り組んでいきたいということでもあります。その中には、中能登産のチョ麻から生地をつくったり、また栽培から生地づくりまで行うということも体験ツアーに盛り込みながら、また先ほどもありましたが売り上げという部分におきましては、チョ麻の利用の常識を超えた利用方法も考案していきたいとい

うようなことを考えておられます。これは、なかのとスローツーリズム協議会の一つの例でございます。

今後、定着化に向けて、まだいろいろな角度から取り組んでいくことを考えて、まだ明確には具体的にはございませんが、考えていかなければならないと思っております。

組織の強靱化でございますが、売り上げという部分であります。能登上布振興協会は、町から指定管理者として指定管理料をお支払いしております。しかし、指定管理料だけでは会の運営は成り立っておりませんので、ほぼ今はとんとんというような収支状況であります。大方の業績は売り上げがかなりの貢献をしまして、赤字にはなっていない状況であります。

そして、諏訪議員がおっしゃられたとおり売り上げが織っている方の励みになる。売り上げがなかったら、全然この先運営していけないということと、あとは若い人たちにも最初は織ってみたいという方が来られるわけなんですけれども、賃金幾らもらえるのかということで実際の賃金をお話しすると、それではやっていけないというような。織るという興味だけでは定着することができないので、しっかりと現場のほうからは賃金をあげられるような方向に持っていきたいということで、売り上げを今後スローツーリズムでもいろいろと従来の形にこだわらず利用方法を考案していきたいということでありましたので、町もそれに支援をしていきたいと思っております。

ご理解のほうよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 諏訪議員

○8番（諏訪良一議員） 管理者にお任せということではなくして、町としても本当に次の技術を受け継いでくれる方の育成ということから、育成費というものをある程度長期にわたって打っていかないと、趣味で簡単に

研修に来た人だけが次から次へ入れかわっても、なかなかこれから先、能登上布というものを今の状態で、あるいはこれ以上に継続、伝承していくのは難しいのではないかなど。このあたりのお考えをもう一度伺います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 諏訪議員からいい意見をいただきました。私も今のままではなかなか続かないのではないかと。やはり町の職員として本当に好きな人、これからやってこられる人、それくらいの保証をして、そして1人か2人そんな方々が今おいでの方を引っ張っていくというような、それくらいの抜本的にしていかなかったら、なかなか受け継いでいけないのではないかなど。

今、正谷さん、いろいろと本当にいいがにさせていただいておりますけれども、八十幾つということで高齢でございます。あの方は版元からずっと自分でつくって経験をされて、そしていろいろとご指導もいただいているんですけれども、いつまでも正谷さんというわけにもいきませんし、そんな方から抜本的に受け継ぐような、経済的な保証をしていかなければできないんじゃないかなど、今、諏訪議員からいい意見もいただきましたし、私も常々そう思っておりますので、そのような方向で皆さんのご理解をいただきながら町の能登上布というものをずっと守っていきたい。そんな思いでありますので、またご協力をいただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 諏訪議員

○8番（諏訪良一議員） 質問を終わります。

○議長（宮下為幸議員） 続いて、1番 古玉いづみ議員

〔1番（古玉いづみ議員）登壇〕

○1番（古玉いづみ議員） それでは通告に従い、私の一般質問を始めさせていただきます。

この新しい令和元年の年も残すところあとわずかとなりました。ことしは本当に台風や水害など災害の多い年でした。日本各地で想定外とされる自然災害をもたらした被害は本当に大きなもので、自然の偉大さというか怖さを改めて感じさせられました。

そのような中において、ラグビー日本代表がワールドカップベスト8という史上初の偉業を達成し、国民に大きな勇気や感動を与えたのは記憶に新しいところです。彼らは決勝トーナメントに進みベスト8まで勝ち上がるという大きな目標を掲げていましたが、前人未到の目標だったため正直、世界中からもその目標に行き着くことを疑問視されていました。しかし、しっかりと掲げた目標に対し、本当に多くの犠牲を払って、多くのデータをもとに計算し尽くされたプランを一つ一つこなし、達成しました。

このように計画、実行、評価、改善のPDCAをしっかりと確立し、目標達成に向かって取り組まなければならないのは、行政においても言えることではないでしょうか。

私が今回1つ目の質問で伺うのは、中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるまちづくりにおいてです。

この時代の人口減少に歯どめをかけるべく2014年11月にまち・ひと・しごと創生法が制定されました。目的は、東京一極集中を是正し、地域に合った課題解決策により将来にわたって活力ある日本社会を構築するというものです。

当町では、「地域の産業を活性化し、老若男女を問わずすべての町民がいきいきと暮らし活躍できるまち」づくりをコンセプトに、2015年から本年度を最終年度として5カ年の計画を打ち出しています。この総合戦略において、4つの基本的な方向性を基本目標として定めています。しごとづくり、ひとづくり、子育て環境づくり、地域づくりです。当町では、65項目にわたってきめ細やかに施策

を掲げ、それぞれに達成目標を掲げています。

そこで1つ目にお伺いいたします。この第1次総合戦略において、人口減少時代におけるあるべきまちづくりというのをどのように捉えていらっしゃるのか。この5年間の施策の総括、達成度、そして今後の戦略を含めてお聞きします。

2点目に、地域づくりにおいて既存施設のマネジメントを目標として掲げた公共施設の利活用事業についてお聞きします。

今現在、鹿西図書館としてカルチャーセンター飛翔の一部分を利用しているわけですが、2階にある会議室や1階のホールなど未使用部分は、隣接するデザインセンターの荷物置き場となっていると聞きました。とてももったいないというふうに感じます。

そして隣接する商工会ですが、ここはデザインセンター管理も兼ねた鹿西支所となっています。合併して一つになった小さな町に2つも商工会が必要であるのか疑問であります。ラピア鹿島の商工会もカルチャーセンター横の商工会も町の土地に建設されています。

そこで2点目、今後のカルチャーセンター飛翔の有効活用策、商工会統合についての町長のお考えをお聞きします。

3点目に、災害に強いまちづくりについて伺います。

先ほども言いましたが、近年、温暖化の影響による強大な台風や豪雨などにより、川の氾濫や土砂崩れなど想定外の災害も多々見受けられます。この想定外ですが、もはやどこに想定を置くべきなのかということが大きな議論となっているのが今の現状です。

そこで、今まで50年に一度の雨量で24時間238ミリの想定が、先日、1,000年に一度、24時間に780ミリを最大雨量として、県より水位周知河川の洪水浸水想定区域図が発表されました。この1,000年に一度、24時間で780ミ

リですが、ことし多大な被害をもたらした台風19号では、神奈川県箱根町において24時間922ミリという1,000年に一度を大幅に超えた雨量によって川が氾濫、周囲が浸水しています。

そこで、災害に強いまちづくりについてですが、町長はどのようにお考えであるのか伺います。

以上3点でお聞きします。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 中能登町まち・ひと・しごと地方創生総合戦略におけるまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の人口減少時代におけるあるべきまちづくりについて伺うについてであります。まず初めに、これまでの取り組みについてご説明をいたします。

全国的な人口減少に歯どめをかけるため、平成28年3月に中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び中能登町人口ビジョンを策定して、令和元年度までの5カ年の将来ビジョンの計画をいたしました。

これまでの取り組みとして、分譲宅地造成や出産祝金、創業支援などの施策のほか、人口減少の原因と分析をしておりました、基盤産業の弱体化を改善すべく、繊維を主とした横断的プロジェクトも実施してまいりました。

大きな成果としては、いろいろございますが、平成27年、28年に町祭「織姫夏ものがたり」では義足の女性をモデルとした切断ヴィーナスショーを開催いたしました。これは、中能登町が障害者でも輝ける町として、繊維の活性化にもつながる新しいまちづくりの先進的な取り組みであったと実感いたしております。

その後、心のバリアフリー先進地を目指す障害攻略課プロジェクトがスタートし、地元からは未来の繊維産業を考える繊維サロン

「テクシる」も発足されるなど、活発な動きが出てきております。

これもひとえに、織物の町・中能登町の未来のために、いろいろな方々がかかわり動き始めたことが私は一番の成果であると実感しております。

今後も事業をさらに加速させ、繊維産業を活性化し、誰もが生き生きと暮らし活躍できるまちを目指していきます。

人口減少社会におけるあるべきまちづくりは、中能登町の総合戦略の目標の一つである地域づくりとして、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携することを目的としています。

1つ目は、住みやすい風土や地域文化、コミュニティを育んできた町並みや古民家を後世に受け継いでいくこととございます。2つ目は、町の基盤産業である繊維産業を中心とした魅力ある仕事づくりであります。3つ目は、資料館や文化財等を組み合わせ新たな観光交流の仕組みづくりを行い、高齢者や障害者の方も訪れてみたくなるまちづくりを目指しています。

人口減少社会に的確に対応し、住みよい環境を確保しながら将来にわたり活力ある町を維持するため、地域の産業を活性化し、年齢、性別を問わず全ての町民が生き生きと暮らし、活躍できる町を築くことが人口減少時代におけるあるべきまちづくりであると考えております。

次に、2点目のカルチャーセンター飛翔の有効活用と商工会統合の考えについて伺うとの質問ですが、カルチャーセンター飛翔の有効活用と商工会統合については、これまで具体的な検討をしておりません。町といたしましては、特に考えや意見などは今のところは持ち合わせておりませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

また、物置になっているというお話もありましたけれども、カルチャーセンター

にはいろいろな方々が使われております。能登わかばの鹿西支部であったり、高校の教職員組合であったり、あるいは英会話の教室であったり、鹿島のいろんな踊りであったり、また個人的にも使われておいでますし、琴あるいは詩舞、太鼓、説明いたしますと長くなりますけれども、いろいろな方々で10月まで1万人を超えておりますし、皆さん方の手帳にも書いてあると思いますけれども、足らないくらいにほとんど毎日使われておりますので、これは旧鹿西公民館を4年ほど前に壊したときに、それらも全部カルチャーで使われておりますし、余った教室は幾つか物置的にも使っておりますけれども、ほとんど100%使っているというようなことで、今どうするかということは考えておりません。

また、商工会の統合につきましては、商工会の考えでありまして、町が支援はしておりますけれども、今まで商工会の人事であったり、あるいは運営であったり、事業であったり、そういう口出しはしたことは一切ございませんし、商工会の責任のもとで中能登町の商工行政を担っていただいている。そういうこととございます。

次に、災害に強いまちづくりについて伺うとのご質問にお答えをいたします。

平成25年3月に中能登町防災拠点施設機能分担計画書を作成して、その中で「道の駅」織姫の里なかのとを防災拠点として位置づけをし、整備したものであります。

道の駅には、広域からの救援物資の供給場所のほか、避難場所、災害復旧拠点、災害情報や風評被害対策の情報発信拠点としての役割を持ち合わせており、このことについても災害に強いまちづくりの一つであると考えております。

天災は忘れたころにやってくると人は言うておりますが、今は、いつ起きてもおかしくない状況にあります。ことしの台風15号や19号のように、災害を未然に防ぐことは不可能

ですが、日ごろから災害に対する備えを行うとともに、発生直後の迅速な対応をとることで被害を軽減することができると考えております。

そのためには、町民、地域、企業、行政がワンチームとなって被害を軽減する取り組みを進めることが大切であり、例えば、地区で防災訓練や避難計画を作成することで自助、共助、公助によるみんなで作る安心・安全に暮らせるまちづくりこそが災害に強いまちづくりだと考えますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 古玉議員

○1番（古玉いづみ議員） いろいろと答弁をいただきました。町長の答弁の中では、5年間の施策の総括で一番の成果が繊維産業の活性化に向けて動いておられるということでしたので、それに期待したいと思いますが、能登上布会館ですけれども、観光客が本当にたくさん訪れる名所となっております。カルチャーセンター飛翔に隣接して建っているわけですけれども、一つの考えとして、町の代表産業である繊維業をもっともっとアピールする場として、この一角を繊維ゾーン、織物ゾーンとしていくのはいかがなものでしょうか。

先日の中能登中学校3年生のとともに開かれた子ども議会においても、生徒たちの地元企業のプレゼンテーションでありましたように、当町には合繊分野において日本一のシェアを誇る会社や100年以上続く繊維会社が存在し、日本代表のユニフォームも製造しているとのこと。そして、デザインセンターには20万点ものデザインサンプルがあり、それを求めて県外からも多くの企業が訪れているようです。

しかし、町民でさえそういった事実を知らないというのが現実です。もっともっと当町の誇るべき繊維産業を世界に向けて発信して

いくべきなのではないでしょうか。

先ほども言われたように、障害者繊維の活性化、町祭におけるそういったものであったり、繊維スポーツを考案したり、本当にいろいろな分野でやっていますが、どうも印象的に一つ一つが独立していて、つながっていないような印象を見受けます。

現在町が3年計画でサポートしている繊維産業の未来を担う地域商社プラットホーム化、これも先ほど町長が言われた「テクシる」のことですけれども、能登上布をブランド化していくこのような事業も進められていますが、ぜひこの一角を繊維産業の、そして中能登町を織物の町として発信すべく、商工会をぜひ統合してカルチャーセンターの有効活用を進めていく。

このような発想はいかがかなと思うのですが、先ほど町長は商工会は口を出すべきではないとおっしゃられましたが、町の土地の上に建っているので提案はできるのではないかなというふうに考えます。その点、再質問で1点目お聞きします。

もう1点、災害に強いまちづくりに関してですが、県から示された二宮川の洪水浸水想定区域図では、災害時に災害対策本部の置かれるこの鳥屋庁舎が浸水する想定となっております。鳥屋庁舎だけではなく、周辺の主要道路も冠水することとなっております。もし想定事態が起こった場合には、鳥屋庁舎は防災拠点ではなくなってしまうのです。それどころか行政機能も失う可能性もあるわけです。

もちろん町長は、この想定区域図を確認しておられると考えますが、そこで、鳥屋庁舎が水につかるようなことになってしまう状況に関してどうお考えであるのか。

この2点について再質問いたします。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 商工会の問題につきましては、私は会員の方からも、また役員の方からも、商工会の職員の方からも、統合というこ

とは一切聞いたことはございません。会員の方で言われる方がおいでなのかどうかわかりませんが、私からこうしたらどうかということではなしに、やはり商工会の皆さんが決めて、そしてこのようにしたいと。このようなどいうようなことで提言をいただければ相談には乗りますし、また支援を申し上げなければならないときには支援したいと思います。

また、50年に一度の豪雨から1,000年に一度の豪雨というように、先般、県のほうから、二宮川がその対象というように780ミリの雨が降ったらというように説明を受けました。

1,000年に一回ということですので、あすかもわかりませんし、100年後か300年後かわかりませんが、それだけ降れば浸水だけでなしに、向かい側の石動山系であっても眉丈山系であっても、砂系の、石動山というように石が動くような、そんなような山でございまして、もしもそういう豪雨があれば、いろんな土砂崩れであったり、あるいはまた水害であったり、いろんな水だけではなしに、どうなるかわからんいろんな問題が出てくると思います。

そういうときには、町民公助、共助ということで、あそこに誰がおいで、ここに誰がおいで、そんな対応のほうが必要であるだろうと思いますし、仮に降って今の示されていたあれは、もう少し上げておけば災害時の拠点としても大丈夫だと、そう思っております。また、そこだけではなしにいろんな施設をもう一回見直しをして、町民の方々がどこへどう行くか。そんなようなもう一回示されたことによって、今マップをつくっておりますし、それを町民の方にお示しして、どこへどうする、そのような対応のほうが先であろうと。そして、その次にどう対応していくかというようにありますので、しっかりと鳥屋庁舎にしても、雨が降った、豪雨にな

った、水害になった、いずれもしっかり対応してまいりたいと思っております。

○議長（宮下為幸議員） 古玉議員

○1番（古玉いづみ議員） ご答弁をいただきました。

商工会に関しましては、町の機関ではないので、もし何かあれば相談には乗るという言葉いただきましたので、また私は商工会の者ではないですが、どういったふうになっていくのか、また見届けたいと思いますし、今言われたように、災害に関しては、まだ示されたばかりなので、これからハザードマップをつくってしっかりと町の公共施設をもう一度見直していくというお言葉をいただきましたので、またそのようにお願いいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、地方に仕事人が呼び、人が仕事を呼び込む、こういった好循環を確立することで地方への新たな人の流れを生み出すこと。その好循環を支える町に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境をつくり出すことが重要であるとなっております。

まさに、主要産業である繊維業を発信し、仕事をつくり、人を呼び込む。そんな仕掛けをこれからもつくってほしいものがあります。今だけ、ここだけ、あなただけ、そんな付加価値の高い独自性のあるまちづくりが今この時代には求められています。

そして、災害に強いまちづくりとして、いま一度しっかりと施設を見直して、改めて問題点を一つ一つ掲げ、データをフルに活用して継続性のある安心、安全なまちづくりを期待して、1つ目の質問を終わります。

それでは次に、中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略における子育て環境づくりについて。

この総合戦略は、中能登町人口ビジョンを勘案し策定されているものですが、ここでは

2010年に中能登町の出生率が1.72で県内トップであったことを勘案し、2060年には出生数日本一2.8人を指すとあります。

では現実はどうなのか。厚生労働省の発表によりますと、2018年の合計特殊出生率は全国平均で1.42人、石川県は1.54人で全国16位となっています。出生数に関しては、想定を2年前倒しで全国で90万人どころか87万人を割り込む見込みであると言われております。

当町の直近の出生率の数値というのは発表されておきませんが、出生数においては目標130人に対し一昨年は119人、そして昨年は83人と大きく目標数値を割り込んでいます。

こういった事情を鑑みて、この目標設定が本当に妥当であるのか、実情を踏まえた上での今後の展望、次期総合戦略における目標設定において1点目にお聞きします。

次にですが、こういった人口減少の原因において子育て環境が十分でないのではないかと、さまざまな子育て支援策をこの戦略に盛り込んできました。他市町に先駆けて取り組んできた画期的な施策もありますし、唯一中能登町が能登で消滅可能性都市から外れたのも、町長が率先してとり行ってきたこういった数々の子育て支援策によって移住者がふえ、子供を安心して育てられる環境づくりが行われてきたからではないかと考えます。

そこで、この第1期総合戦略の子育て環境づくりにおけるの総括と達成度、今後のさらなる支援策への期待も込めて、町長の考えを2点目の質問として伺います。

3点目に、保育園民営化について伺います。

今現在、町立保育園再編検討委員会が立ち上げられています。今年度まで委員会の開催実績はゼロでした。この総合戦略において、平成31年をめどに再編検討委員会で広く意見を聞いていくというふうにあります。今までのところ8月26日に開催され、次回の委員会において民営化や統廃合などを視野

に、多様化する保育ニーズに的確に対応するための必要な措置について具体的に検討することとしているというのが前回の答弁でした。

その後、委員会は開催されているのでしょうか。達成目標のない意見交換会では、ただ意見の出し合いで終わりとなりかねません。

当町においては民営のこども園がありますが、定員以上の申し込みがあり、お断りしている状態という話を聞きます。需要はあるわけですね。また利点も多くあります。近隣の市町では、民営の保育施設で24時間保育を行っているところもあると聞きます。今のこの多様化する時代の保育ニーズにより対応できるように、また働く保護者をサポートできるような環境づくりをさらに行っていただきたいです。

今求められているのは、しっかりと計画とリーダーシップなのではないでしょうか。3町合併から15年、今までカリスマ性あふれるリーダーシップを發揮してこられた杉本町長です。この保育園民営化に関して、次期総合戦略ではどのような目標を掲げるおつもりなのか。いつまでに、どのように行っていくというような目標を掲げていかれるのか。皆さんの意見を広く聞く以外での町長のリーダーシップあふれるお考えをぜひお聞かせください。

以上3点でお聞きいたします。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 中能登町まち・ひと・しごと地方創生総合戦略における子育て環境づくりについてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の2060年で出生数日本一2.8人を指すとあるが、現状はどのようなものであるかについてお答えをいたします。

中能登町の総合戦略に示されている出生率は、合計特殊出生率と言われるもので、15歳から45歳の女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が生涯に産むことが見

込まれる子供の数の推計値とされるものであります。

直近の中能登町の合計特殊出生率については1.72であり、平成20年から平成24年の5年データから算出をされたもので、平成25年に発表され、当時県内で1番の数値でありました。

中能登町の第1期総合戦略では、人口減少の悪循環を断ち切り好循環させるための取り組みの一つとして、出生率日本一のまちづくりを目指し、2060年に合計特殊出生率2.8を目標としており、第1期の計画期間の数値目標は基準値1.72から目標値2.0としております。

最新の市町村別の数値につきましては、現在のところ公表されていない状況であります。近年の出生数については、各年にばらつきがあり減少ぎみであることや、対象となる15歳から45歳の女性の数の増減も数値に大きく影響するため、合計特殊出生率の大幅な増は見込めないのではないかと考えております。

次に、2点目の人口減少の原因において子育て環境が十分でないとするが町長の考えを伺うについてお答えをいたします。

中能登町の総合戦略の目標の一つである子育て環境づくりでは、若い世代のために、質の高い魅力的な雇用の場を確保し、仕事と家庭の両立しやすい環境を整えるとともに、若い世代が求める結婚や出産、子育てを支える施策を官民一体で取り組むまちづくりを目指すとしています。

具体的な施策として5つの施策を掲げております。1つ目は結婚推進の施策、2つ目は妊娠、出産、育児までの支援施策、3つ目は定住促進施策、4つ目は教育環境整備施策、そして5つ目は地域公共交通の利用促進施策を挙げております。これらの施策、例えば出産祝金や医療費助成、そして第2子以降の給食費や保育料の無料化など、合併前からのもの

のから総合戦略策定後に追加されたものもあり、第1期総合戦略策定前では十分でなかったと思っておりますが、近年移住されてきた方々のアンケートによれば、中能登町を選んだ理由として子育て支援が充実しているという声を多く伺っております。現在では、制度的にはほぼ充実してきているのではないかと考えております。

今後は、魅力的な雇用の場の確保、仕事と家庭の両立しやすい環境については今後さらなる取り組みが必要と考えております。

次に、3点目の保育園民営化に関しての町長の考えを伺うとのご質問にお答えをいたします。

保育園民営化につきましては、9月の定例会議での土本議員の一般質問において、中能登町立保育園再編検討委員会の設置要綱や構成委員の説明、また、これまでの民営化に向けた経緯について答弁をさせていただきました。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に示されている町立保育園再編検討委員会の開催については、本年度は8月26日に1回目を開催し、保育園の現状や民営化のメリットなどの説明を行い、委員の皆様から大変貴重なご意見をいただいております。

また、2回目は年が明けて1月の開催を予定しており、民営化や統廃合など町立保育園の運営の効率化及び多様化する保育ニーズに的確に対応するための必要な措置について、町としての方針を示すこととしております。

今後、この再編検討委員会のご意見や検討結果を踏まえ、また町民の皆さんの幅広い意見を伺いながら、町の財政状況も考慮し、将来の子育て環境がよりよいものとなるよう検討していきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 古玉議員

○1番（古玉いづみ議員） 答弁をいただきました。

子育て環境づくりにおいては、私の周りの子育てをする保護者からは、本当にたくさんの支援をいただいていることに感謝をしております。本当に皆さん、ありがとうというふうに言ってくださっているのです、ぜひ今後も続けていっていただきたいというふうに考えます。

再質問として、まず1点目お聞きしますが、次期総合戦略において2060年までに日本一2.8人を目指すというのは、大幅な見直しが必要なのではないかとというようなことを町長は言われたのですけれども、私は、すごく大きな目標ではあったのですけれども、そこに向かっていくぞという心意気として、すごいなというふうに初めてこれを見たときに思ったのですけれども、現状に合わせて変えていかれると思うのですけれども、その辺どういうような思いで行くのか。高い目標を掲げていくのか、現状に見合った目標でいくのかという点が1点目。

そして2点目、子育て環境づくりに関しまして町長の答弁の中で、雇用の場を創出するために質の高い魅力的な仕事をつくっていくというような話をされたのですけれども、質の高い魅力的な仕事というのは具体的にどういったものであるのか、お示してください。

そして3点目に、保育園民営化はなかなか難しい問題ですので皆さんの意見を聞いていくという、そのような答弁でありましたが、また、次期総合戦略において皆さんの話を聞いていくだけでは、私はちょっと足りないと思うのですけれども、いつまでにどのようにというような文言をしっかりと織り込んで、組み込んでいかれるのか。

この3点について再質問いたします。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 子供につきましては、高い目標も必要でありますし、現状をしっかりと見なければならんというようなことも必要であろうと思います。高い目標を掲げて、それが

実現できなければどうにもならないわけでありまして、高い目標はしっかりと掲げますし、確かにだんだん減ってきているのが現状でございます。

10年前、15年前の半分ぐらいになっているというのが現在の現実でありますけれども、その年によって120人のときもあれば100人を割るときもある。それをもう一度見きわめて、子育てをこの町へ来てすることによって安心してできるというような政策を掲げながら高い目標、そして現実を混ぜ合わせながらしっかりと子育てしやすいまちづくりをしてまいりたい、そう思っておりますし、また雇用につきましてはどのような。

先日、中学生の企業訪問を聞いておりました、私ら自身もどのような会社が仕事をしておられるのか、そのようなこともわかって、そこで町民の方々はなおさら、その会社へ行っておられる方ぐらいしかわかっておられないのではないかなど。やはり都会がいい、金沢がいいというような、そんな気持ちでおられるのではないかなど。そんなような気がいたしております。

子供たちも、日本一の織物工場であったり、私もわからなかったのですけれども、名前を言ったらあれですけれども鹿島興亜電工があります。あそこでは、はやぶさの抵抗器で扱っておるそうですし、抵抗器については世界一だそうです。

そのほかにもいろんな織物、それからまた企業もいっぱいあります。それらを中能登町の魅力としてPRすると同時に、町の方にもその企業へ行っていただいたり、また企業によっては、今までは金沢へ行っておったけれども金沢から通ってもらうんだと。実際に金沢から通っておられる、そんな企業も幾つかありますし、町の企業の質を高めて、知ってもらうことによって雇用も出てくるのではないかな。そんな思いでございます。

次に、保育園の民営化につきましては、次

の1月に行われますので、それまでにしっかりと、いつまでに答えを出していただきたいと。そういうことで、町の方針、そして期間、それらも皆さんにお示しをして、お願いをしていきたい。そんな思いでございます。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 古玉議員

○1番（古玉いづみ議員） いろいろ答弁いただきました。質の高い魅力的な仕事というのは、私も改めて子ども議会の際に勉強させられた思いでありましたので、ぜひまた発信していただきたいです。

また、保育園再編検討委員会においても、次回の委員会で町長がお示ししていくというふうな言葉をいただきましたので、ぜひまた相互理解が得られるようにしていただければと思います。

一つ、県のウェブサイトであるまち・ひと・しごと創生本部において、移住情報、いしかわ暮らし情報ひろばにおいて、石川県の全市町が載っているわけなんですけれども、中能登町は限られた住宅助成制度のみしか掲載されておりません。これだけ町長が今言われたように子育て支援策が充実しているにもかかわらず、その子育て支援策は一つも載っていないんですね。圧倒的な発信力不足、アピール不足を感じましたので、ぜひ当町の注力する子育て支援策も掲載し、移住者をふやしていただきたい。外に向けてのアピールをもうちょっと頑張りたいいただきたいというのが私の感想です。

そして、さらなる子育て支援策に期待いたします。

以上です。

次に行きます。

○議長（宮下為幸議員） 質問の途中ですが、ここで11時35分まで休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

古玉議員

○1番（古玉いづみ議員） それでは次に、女性活躍のまちづくりについて伺います。

2015年に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、通称女性活躍推進法が制定され、メディアを中心に女性活躍という言葉が注目され、広まりました。

1986年に男女雇用機会均等法が施行されてはいたものの、実際には女性は出産、育児などを経て再就職やキャリア形成を断念せざるを得ないのが現状でした。そのような中にある、この女性活躍推進法では、働く女性の問題解決に取り組む行動計画や数値目標をつくり、情報を発信することを企業に義務づけたのです。

そして、国連が定めるSDGs、これは持続可能な開発目標のことですが、SDGsアクションプラン2019において、日本政府の注力する3つの取り組み内容の一つにSDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメントを掲げており、いわば女性が活躍する社会をつくっていくという日本政府のはっきりとした意思が示されたわけです。

実際、2018年の全年齢の女性就業率は50年ぶりに50%を超えたと発表され、就業者の男女比においても44.5%と、人口減少の時代において女性の活躍が存在感を増してきているのが現状です。

中能登町では、2016年に中能登町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、女性職員が職場において能力を十分に発揮することができるよう男女ともに働きやすい環境づくりに取り組んでいています。この計画も5カ年計画であり、今年度が最終年度となっています。

そこで、4点について伺います。育休取得率について、女性管理職率について、計画の実施状況について、今後の具体策について。

そして2つ目の質問ですが、今回の私の一般質問のテーマでもあります来年度から始まる第2期中能登町まち・ひと・しごと創生総合計画において、女性活躍のまちづくりをぜひ取り込んでいただきたいと思いますと考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 古玉議員の女性活躍のまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

まず、女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画の取り組み状況について伺うのご質問にお答えをいたします。

中能登町では、平成27年4月に、職員が仕事と育児の両立を図ることができるよう計画的かつ着実に推進することを目的に中能登町特定事業主行動計画を策定しております。計画では、出産や育児休業に関する各種制度の周知徹底や妊娠中及び出産後における配慮をすることとされています。

これらの計画の取り組みの状況につきましては、後ほど所管課長から説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

次に、2点目の女性活躍のまちづくりを次期総合戦略に取り込むことについて町長の考えを伺うについてお答えをいたします。

町では、今年度、第2期中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて準備をしております。第2期の方向性としては、第1期の地方創生の充実、強化に向け、切れ目のない取り組みを進め、現在の総合戦略を検証して第2期の策定を進めるという方針が出ております。

さらに、基本目標の中に、人材育成や誰もが活躍する地域社会づくり、新しい時代の流れを力にするなど、新たな観点も盛り込まれており、この中の詳細には、女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を実現すると記載されております。

中能登町としては、第1期で進めてきた、しごと、ひと、子育て環境、地域づくりの充実を初めとした4つの基本目標を維持しつつ、いろいろな視点から中能登町の将来をしっかりと見据え、有識者の皆さんとも協議しながら中能登町版地方創生第2ステージに向かってビジョンを策定していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

詳細は担当課長から説明いたします。

○議長（宮下為幸議員） 高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、ご質問のありました女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画の取り組み状況についてお答えをいたします。

まず、育児休業の取得率についてお答えをいたします。

女性職員における近年の状況ですが、育児休業の取得率は100%であります。産前産後休暇取得後、引き続き、その子供が満1歳を迎えるまでのおよそ1年間、育児休業を取得する職員が多くおります。

なお、制度といたしましては、子供が満3歳に達する日まで育児休業は取得することができることとなっております。

次に、女性管理職の割合についてお答えをいたします。

女性管理職の割合は、ここ数年はおおよそ30%の割合で推移しております。平成31年4月1日現在では、管理職24名中、女性管理職は8名で、その割合は33.3%と管理職3人に1人は女性職員となっております。

次に、第3期中能登町特定事業主行動計画の実施状況についてお答えをいたします。

今年度が計画の最終年度で、これまで庁内電子掲示板を通じて育児休暇などの取得についての情報提供や扶養手続申請時に対象職員宛てに周知徹底するなどによりまして、職員の子育てを職場全体で支援するという意識が

各職員に芽生えつつあるというふうと考えております。

結果といたしまして、年次有給休暇の平均取得日数が昨年度時点で年間10日を超えたほか、近年では配偶者出産休暇等の取得率は100%となっております。

最後に、今後の具体策についてお答えをいたします。

今後の具体策につきましては、これまでの実績を踏まえまして、次期計画を策定して実施していくこととなります。

最近の国の動向では、今後、男性国家公務員の育児休業の1カ月以上の取得を2020年度から実施すべく具体策の検討に入っていることから、地方公務員にも同様の措置が求められるものと考えられます。

この措置が導入された場合、職場内の業務分担などについてこれまで以上に配慮しなければならないと想定されるため、管理職を初めとする職員のさらなる意識改革が必要になると考えられます。このほか社会情勢や雇用情勢などを勘案いたしまして具体策を講じていくこととなりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 古玉議員

○1番（古玉いづみ議員） 今ほど育休取得率について100%という本当にうれしい答えをいただきました。また、女性の管理職率も当町では保育園の園長先生方皆さんも管理職ですのでこのように高い数字となっておりますが、続けて女性が活躍できる、そういった町にしていっていただきたいと思ひますし、また、地方創生の第2ステージにおいて町長が皆さんにこういった新しい力、流れをつくっていくということを提示していかれるというお話でしたので、ぜひそのようにしていただきたいことを期待いたします。

世界に目を向けますと、先日、フィンランドで34歳の世界最年少女性首相が誕生しまし

た。フィンランドでは、5つの党が連立政権を組んでおり、その5党首全員が女性だそうです。そして、世界一女性国会議員率の高いアフリカのルワンダは61.3%が女性国会議員です。

一方、日本では、女性管理職比率、女性国会議員比率ともに約10%と、政府が掲げる2020年30%と大きくかけ離れています。男女比は半々であるのに一向に女性の活躍が進んでいないのが日本の現状です。

こうした中で、ぜひ中能登町においては、役場が女性活躍の発信地として女性活躍のまちづくりを進めていっていただきたいですし、近い将来のこの議場における風景が変わることを期待いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（宮下為幸議員） ここで、昼食時間のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時47分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 南 昭榮議員

〔7番（南 昭榮議員）登壇〕

○7番（南 昭榮議員） 通告に当たり、2点質問させていただきたいと思ひます。

初めに1として、中能登町で町内外の介護施設に入所されている方及び在宅で介護され特別養護老人ホームへの入所を希望している待機者の家族から、介護で疲れが出てきており、いつになったら入れるのか心配しているとのことを耳にすることがあります。

現在の詳しい実態を教えてください。

2つ目として、待機者に対する今後の見通しについてはどのようになるのか、あわせてご答弁願ひます。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 南議員の特別養護老人ホー

ムの待機者の実態はのご質問にお答えをいたします。

まず、特養への待機者のうち町内外の介護施設及び在宅待機者の実態はのご質問にお答えをいたします。

中能登町には、特別養護老人ホームとして、西馬場地内に鹿寿苑がありますが、待機者の状況について施設に確認したところ、11月15日現在で、鹿寿苑、第二鹿寿苑合わせて98人ということでした。

なお、詳細につきましては所管課長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

次に、待機者の今後の見通しを示せのご質問にお答えをいたします。

待機者の今後の見通しについては、施設においてあきが出た場合、迅速に新しい入居者を決定し円滑な施設運営を図っていただくことはもちろんですが、特に在宅で待機し介護している家族介護者には、町としまして、入居までの間、介護保険サービスとあわせて町の在宅福祉サービスの利用、またケアマネジャーを初めとする関係機関とともに在宅介護を支援することで、介護する家族の方の負担を少しでも軽減したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（宮下為幸議員） 横井長寿介護課長〔横井正之長寿介護課長登壇〕

○横井正之長寿介護課長 それでは、待機者について補足の説明をいたします。

待機者98人の内訳ですが、在宅の方が44人、病院に入院中が25人、老人保健施設に入居中が19人、グループホームに入居中が8人、町外の特別養護老人ホームに入居中が2人となっております。

年間の待機者の状況ですが、現在の待機者98人に対して新規の入居申し込みは60人ほどあります。その分、待機者がふえますが、鹿寿苑やほかの施設へ入居する方、待機中に亡

くなる方などを合わせると60人くらいになるため、差し引きすると年間を通しての待機者は90人から100人程度となるそうです。

施設にあきが出た場合、新たに入居する方の状況ですが、鹿寿苑では年間で20人くらい、第二鹿寿苑では年間で2人から3人が入居しているそうです。

参考までに、鹿寿苑の入居までの流れについてご説明いたします。

施設では、申し込みした順番ではなく、必要性が高い方から入居することになります。その公平性を保つため、施設では入居検討委員会を開催し、入居申し込み者を対象として、石川県の入居指針に基づき、要介護度、介護者の状況、居宅サービスなどの利用状況、認知症、知的障害、精神障害などの状況を点数化し、総合的に勘案して入居の順位が決定いたします。

施設にあきが出た場合は、この入居順位が高い方から順番に入居の意思確認が行われ、その意思があれば入居の運びとなりますが、中には都合により辞退をする方もいるそうです。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 南議員

○7番（南 昭榮議員） 説明がありました。再質問の内容が少しあったんですけども、説明がよく出ていたので、これでよろしいです。

次に2番目の質問に入ります。

過去の議会一般質問に何回となく質問されましたイノシシを初めとした有害鳥獣の処理施設の整備についてであります。

1つとして、狩猟者の労力等の軽減策についてであります。捕獲されますとイノシシは捕獲地点の付近で地中に埋設処理しておりますが、頭数も多くなると埋設場所の確保することが問題となっております。また、山間部で捕獲するため、処理するのに重機を入れないと処理できない箇所もあるのと、同時

に木の株や岩石が出てきたりとか、おりの設置場所が複数箇所に分かれており、その都度移動が伴い、重機の運搬代や時間の関係の問題も出てきたりして頭痛の種であります。

これらの労力にかかわる課題や今後においては、汚染水が流れ出す等、環境問題も出てくるのではと考えられます。

町として今後の対応が重要となってくると思いますが、労力等の軽減となる策がありましたらありがたいと思います。

2つとして、能登地区の各市町においては単独で各種の処理施設を整備する計画が進められております。当町の議会においては、町単独の施設の新設は難しいが、七尾市との共同した施設の新設を今後の研究課題としたいと答弁されておりました。

そこで、七尾市では有害鳥獣専用の焼却施設を能登島に国の補助を受けて建設するとの概要計画が出されましたが、将来の設備を利用させていただくこととしても、距離的にも遠く、利便性も考えられます。

これらを鑑みて、早期に町単独の有害鳥獣処理施設の整備計画を示していただきたい。

以上についてご答弁願います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 有害鳥獣の処理施設の概要計画をの質問にお答えをいたします。

まず、狩猟者の労力等軽減策を示せについては、実際の捕獲作業にかかることですので、所管課長に答弁をさせますのでよろしくお願いいたします。

次に、近隣の市町では単独での整備計画が進行しているについてお答えをいたします。

南議員の言われる七尾市の有害鳥獣の焼却施設につきましては、能登島の向田に建設されると新聞報道がありました。建設予定地は、旧七尾鹿島広域圏火葬場跡地で、国の交付金事業を申請し建設されるもので、1日に成獣5頭を処理できる焼却施設となるとお聞きいたしております。

七尾市では30年度に1,200頭余りのイノシシが捕獲されており、その半数以上が埋設され、埋設場所の確保が難しくなったためとの内容でした。

中能登町では、昨年度326頭が捕獲され、その8割ほどが埋設されております。中能登町のイノシシの捕獲は頭数も少なく、集落と捕獲者が一体となって取り組んでいただいております。ジビエ施設の積極的な活用もしていただき、処理をお願いいたします。

町単独の有害鳥獣処理施設については、今後、研究課題としてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 宮崎農林課長

〔宮崎理市農林課長登壇〕

○宮崎理市農林課長 狩猟者の労力等軽減策を示せという質問であります。

有害鳥獣であるイノシシの捕獲から処分までの一連の作業は、集落で取り組んでいただいております。労力の軽減策としまして参考事例がありましたので紹介をいたします。

その事例では、重機を所有する業者に深目の穴を掘ってもらい、捕獲したイノシシを入れ、一頭ずつ土をかけ埋めていくという方法をとっているということで、穴を細長く深く掘ることにより一つの穴に20頭ほどのイノシシを埋設できるそうです。埋設する穴を深くすることにより汚水の流出も防ぐということでした。

山間部でも、埋設しやすいところ、運搬しやすいところで捕獲に取り組んでいただければと考えます。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 南議員

○7番（南 昭榮議員） 一つだけ再質問させていただきます。

ある町では、おがくずの微生物の力で分解処理する施設や破砕機を導入する計画があるそうですが、町として、これらを含めて参考にした施設の新設を要望したいと思っております。

が、ご答弁願います。

○議長（宮下為幸議員） 宮崎農林課長

○宮崎理市農林課長 南議員の再質問にお答えいたします。

町長の答弁にもありましたとおり、町単独での有害鳥獣処理施設については今後の研究課題とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 南議員

○7番（南 昭榮議員） イノシシという動物は、わがままな動物で、大変我々町民も困っております。そこで、またいろいろと問題があるかと思えますけれども、処理施設などいろいろな面に対して、ご協力のほどよろしく願いいたします。

質問を終わります。

○議長（宮下為幸議員） 続いて、3番 土本 稔議員

〔3番（土本 稔議員）登壇〕

○3番（土本 稔議員） それでは質問いたします。

1,000年に一度の豪雨について伺います。

2015年の水防法改正に伴い、想定雨量が従来の50年から100年に一度に加え、新たに1,000年に一度の河川の影響が算出されました。台風19号による水害など全国各地が危機感を感じている中、石川県は9月までに県内28の水位周知河川で豪雨の想定を50年に一度から1,000年に一度に見直した浸水想定区域の作成を完成させました。

当町における該当河川は二宮川であり、洪水浸水想定区域は、旧基準の7.1平方キロメートルから17.9平方キロメートルへと2.5倍に拡大しました。まさかの思いではありますが、東日本を襲った台風19号による水害など各地で深刻な被害が相次ぐ中、あり得ないことではないと感じました。

ハザードマップに関して、県議会代表質問でも取り上げられ、谷本知事は、水害予防対策として県内80河川を対象に堆積土砂の除去

を実施していると説明し、2021年の出水期までに完了させるとの答弁であります。県内各地同じ条件であり、予算の関係から堆積土砂の量や危険度などを考慮し順次実施していくとのことであります。

町内の河川においては、久江川、地獄谷川、熊野川、伊久留川が今後、堆積土砂の撤去が予想されると聞いております。

未然に防ぐ対策は重要であります。しかし近年、全国的に集中豪雨が多発し、想定以上の災害が発生していることも事実であります。

では、水防法改正に伴い、洪水浸水想定区域が拡大し、多くの地域で浸水被害が見込まれるが、今後の対応や取り組みについて伺います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 土本議員の1,000年に一度の豪雨についてのご質問にお答えをいたします。

水防法では、国や県が洪水浸水想定区域図を作成することが義務づけられております。平成27年に水防法が改正され、洪水浸水想定区域図の作成に当たっては、これまでの河川改修の計画規模の降雨から、新たに想定し得る最大規模の降雨に基準が見直されることとなりました。

県がことし9月に公表した水位周知河川である二宮川や羽咋川の洪水浸水想定区域図では、従来の50年に一度程度の雨量から1,000年以上に一度の雨量に基準が見直されており、24時間雨量が780ミリを超える降雨を想定したものとなりました。

この結果、二宮川では、前回の平成20年当時と比べ洪水浸水想定区域がおよそ2.5倍に拡大されました。また、羽咋川では、これまで当町は浸水想定区域に含まれておりませんが、新たな基準では当町の一部も浸水想定区域として含まれることとなりました。

今後、町では、県が公表した浸水想定区域図をもとに、避難施設や緊急連絡先などの避難情報を付加した洪水ハザードマップを令和2年3月末までに作成し、出水期に入る前の5月末までに各世帯等に配布する予定をしております。

その他、河川改修等のハード面での対策については、引き続き関係機関への要望などを行ってまいります。莫大な時間と費用がかかり突発する大雨に対応が間に合わないことから、住民避難訓練などのソフト対策も並行してしっかりと実施していきたいと考えております。

なお、今後の対応や取り組みについては、所管課長より答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（宮下為幸議員） 梅澤危機管理担当課長

〔梅澤 博総務課担当課長登壇〕

○梅澤 博総務課担当課長 土本議員の1,000年に一度の豪雨の今後の対応や取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

近年の豪雨による河川の氾濫や土砂災害は想定を超えるものが多く、災害を完全に防ぐことはできず、災害は必ず起こるものとして、減災の観点から災害が起こった後の対応や災害が起こる前の避難行動への働きかけなどの取り組みに重点が移っております。

こうしたことから、浸水想定区域内に住まわれている方や施設にあっては、垂直避難、いわゆる1階から2階へと高いところへ避難するなど、まず自分の身は自分で守る行動が求められております。

本年夏からは、水害、土砂災害について、市町村が出す避難情報と国や都道府県が出す防災気象情報を5段階に整理したもので、数値1から5までの警戒レベルでお知らせすることとなりましたので、町から警戒レベル3や警戒レベル4が発令された場合は、早目の避難行動をとるなど避難の判断となります。

今後も、いつ災害が発生するかわかりませんので、いざ災害の発生のおそれがある場合は、警戒レベルによって適切な避難行動ができるよう、また各地区には自主防災組織がありますので、区長を初め防災士、民生委員児童委員の皆さんが中心となって、災害時には自力での避難が困難な高齢者や障害者、乳幼児などをいち早く避難させる行動が求められます。

なお、今回発表された洪水浸水想定区域図では、町の指定避難所が水につかる場所もありますので、今後、代替施設など見直しを含め検討していきたいと考えますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（宮下為幸議員） 土本議員

○3番（土本 稔議員） 今回の答弁で、災害はいつやってくるかわからないということがあります。

洪水ハザードマップの見直しが急務であります。中能登町地域防災計画には、洪水ハザードマップを活用し、浸水想定区域や避難に関する情報を周知し、自主防災組織及び住民に対し、地域の実情に応じた避難計画の作成を促すと記載されております。

先ほど町長言いましたけれども、1,000年に一度の洪水であります。あしたかもしれないし1,000年後かもしれない。水害だけではなく、地震や火災、災害全般に共通することであり、不安をあおるつもりはありませんけれども、地域住民に避難に関する情報を一日でも早くすることが急務であります。

浸水区域が2.5倍となり、指定避難場所や指定緊急避難場所の見直し、非常食の備蓄場所など見直すことになると思います。

町行政ができることは、ハザードマップを作成し、住民に周知することだけだろうか。河川の堆積土砂の除去を県に要望するだけなのか。それでは、住民に対したただだ不安をあおるだけで、何かできることはないかと考えました。

それでは再質問の1点目です。河川の堆積土砂の除去も重要であります。しかしながら町道路線にある生活排水路が土で埋まっているのでは本末転倒であります。町道路線にある水路は、ふた版が多く設置されており、重量もあり専用の器具を用いなければ容易にふたをめくることができないため、地域住民は容易に清掃など行えません。

地区における側溝清掃など地区要望の事業で実施するとか、町内パトロールのときに危険と判断した場合、町が率先して対応するなど柔軟な対応をしていくべきと考えますが、1点目お答えください。

2点目ですが、洪水や地震などの災害に避難するとき、地域住民にとって一時避難場所となるのが地区の集会場や公民館であります。町所有の避難場所も見直されますが、現実的に地域の一時避難場所、地区の集会場や公民館の重要性も高まります。

町では、住民の家屋を対象に既存建築物耐震改修工事を助成しております。この助成を地域の集会場や公民館も対象にしてはと考えますが、お答えください。

3点目ですが、崖地災害防止事業であります。洪水被害と同じく、土砂災害の確率も同じであります。崖地災害防止事業の助成がありながら実績はゼロであります。つまり補助の規定が高く申請が行えないと考えるのが普通であります。この機会に、いま一度、制度の緩和、見直しをしてはどうかと考えますが、お答えください。

4点目ですが、災害廃棄物処理計画についてであります。台風15号や台風19号で被災による家具など災害廃棄物を目の当たりにすると、当町の災害廃棄物の仮置き場、候補地の選定など、災害廃棄物処理計画の策定について伺います。

以上4点について再質問いたします。

○議長（宮下為幸議員） 北野参事兼土木建設課長

〔北野 均参事兼土木建設課長登壇〕

○北野 均参事兼土木建設課長 土木議員の再質問にお答えをいたします。

初めに1点目の地区の側溝清掃を地区要望事業で実施及び町内パトロール時の町の柔軟な対応についてであります。昨年の8月31日や9月10日発生の豪雨、さらに、ことし6月29日発生の豪雨等におきましては、山から土砂が流出し、町道の側溝に大量に堆積いたしました。堆積した土砂につきましては、地域住民のご協力で解消された箇所も多くあり、大変感謝をいたしております。

しかし、幅が広く深い側溝や水路、大きな重いコンクリートのふた版を設置してある箇所などにつきましては、地域住民が人力で堆積土砂の除去ができない。そんな場合、地元からの要望等により町のほうで対応いたしました。

また、道路パトロールにつきましては、週1回程度実施しております。舗装の陥没だけではなく、側溝の状況等も目視で確認しており、必要に応じて町のほうで対応しておりますが、町道全てを把握することは大変困難であります。

今後も地元が対応できない箇所、ふぐあいな箇所につきましては、地元要望をしていただき、現場を確認し、必要に応じて対応させていただきたいと考えております。よろしく願います。

次に、2点目の地域の集会場や公民館も既存建築物耐震改修工事助成の対象にしてはありますが、町では木造既存建築物耐震改修工事費補助金の制度がございます。これは、地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、町民の安全を確保するために耐震診断、耐震設計、耐震改修工事に要する費用に対する補助金であります。

あくまでも住宅、人の居住を用途とする建築物に対してのものでありまして、現在の制度では該当しません。しかしながら、地域の

集会場や公民館は、災害時の1次避難場所でもあり大変重要な施設でもあります。本補助金要項の見直しにつきましては、今後の研究課題とさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、3点目の崖地災害防止事業の制度の緩和、見直しをしてはどうかについてであります。町では崖地災害防止事業費補助金の制度がございます。これは、崖地の崩壊による災害から町民の生命、財産を保護するための工事を行うものに対して、崖地の防災工事に要する費用及び崖地の応急復旧工事に要する費用に対する補助金であります。

なお、国や県の補助事業の要件に満たない場合を補完する事業ということであります。平成27年4月から施行を行っております。

議員がおっしゃるとおり残念ながら実績はゼロであります。しかし、相談は昨年度が3件、今年度に入りまして1件ございました。防災工事となりますと、それなりの基準を満たした工事を実施することになり、個人負担、持ち出しも多くなりますことから、なかなか実施には至らないというような状況でございます。

しかしながら、せっかくの制度でありますので、町民の方に一人でも利用してもらいたいと考えております。今後は、他市町の状況も確認しながら、PR方法も含め制度の緩和等について検討していきたいというふうに考えております。よろしく願いします。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 道善保健環境課長
〔道善まり子保健環境課長登壇〕

○道善まり子保健環境課長 土本議員の災害廃棄物処理計画についての再質問にお答えをいたします。

県の災害廃棄物処理計画策定モデル事業によりまして、県内の11市町が国から派遣された専門家の指導、助言を得て、各市町の実情

に応じた災害廃棄物発生量の推計や仮置き場候補地の選定などについて検討を行っております。

中能登町災害廃棄物処理計画につきましては、令和2年度に完了できるよう現在策定中であります。

以上であります。

○議長（宮下為幸議員） 土本議員

○3番（土本 稔議員） 小さなことかもしれませんが、できることは必ずあると思います。自然災害の予測は難しい。でも小さなことの積み重ねによって住民の周知促進につながれば、そんな思いであります。

私は、11月24日に石川県が主催した台風19号に係るボランティアに参加し、長野県長野市穂保地区に行ってきました。県庁に朝4時半に行き、県の職員や看護師と総勢38名で県庁を5時に出発しました。被災地には9時過ぎに到着し、全国からボランティアがたくさん集まっていました。周りを見れば洪水の爪跡が至るところにあり、災害の恐ろしさを痛感したわけであります。

事前にボランティアの注意事項が説明され、印象に残ったのは、地元の方に頑張ってください、大変ですねと被災者との立場を明確にするような言葉は慎むこと。次に、プライバシーを守ること。倒壊した家屋などは個人の所有物であり、原則写真や動画撮影は禁止であること。後で聞いたのですが、ボランティアの中には企業のPRや政治活動、宗教活動などに利用する方もいるそうであります。

私は、そのときの活動は視察や旅行ではなくボランティアであるということを肝に銘じました。

作業は、家屋の床下の土砂撤去と清掃、庭の土砂撤去でありました。周辺にはリンゴ畑が広がり、ほとんど腐っており、道路はほこりだらけでありました。駐車場には一面浸水した介護用ベッドがずらりと並んでおりまし

た。受け付けを済ませ作業場所まで移動し、作業する家屋の内部の1階の床と内装は撤去してありました。

私は黙々と作業し、ふと腰を伸ばし天井を見上げたとき、遺影の写真が目飛び込んできました。そのときは心が痛くてたまりませんでした。

被災された方々は、千曲川の氾濫を後悔するより、あすへの復旧・復興へと見据えておりました。予期せぬ災害を恨むより、どう支えるべきなのか、一日でも早く復旧する場合はどうすればいいのか、被災された方々は何を望んでいるのか、考える機会となりました。

県内では台風の影響で北陸新幹線が運休となり、経済損失が大きく報道されました。経済も重要ですが、被災された方々に比べればどうなのか。被災した直後なんて絶望しかなかったと思います。自分のことしか考えていないのではと考えさせられた瞬間でありました。

私はあすから日常生活が始まるわけであり、被災地の方々に申しわけないような気がしました。本当に必要なのは、災害後の対応や復旧に向けた取り組み、そして人々と寄り添い、支え合うことでありました。ボランティア作業を通じ、自分の視野の狭さや器の小ささを思い知らされた1日でありました。

体験を踏まえて、最後の再質問であります。

洪水浸水区域図には、鳥屋庁舎が0.5メートルから3メートル未満で浸水する予想となっております。また浸水継続時間においては、12時間から24時間水が引かない場所となっております。

環境省では、台風や地震による停電に備え、災害対応の拠点となる自治体庁舎や学校、病院などを対象に再生可能エネルギーで電力を自給できるよう財政支援する方針を固めました。太陽光発電パネルと蓄電池をセッ

トで導入するための補助制度であります。異常気象や地球温暖化など世界規模の課題であり、環境省は、発電施設と蓄電池を一緒に整備し、停電時に電力を供給できるよう自治体に促し、エネルギー消費を実質ゼロにするネット・ゼロ・エネルギー・ビルの実現を後押しする目的であります。

太陽光や蓄電池は必須であり、それ以外の空調や照明等の更新も対象であります。鳥屋庁舎の危機管理器具は2階に移設しなければならないし、空調も更新時期を迎えております。

杉本町長、鳥屋庁舎は庁舎として存続する方針であります。補助制度を活用すれば改修工事費及び維持管理費の大幅な削減ができます。補助制度の実施期間は令和2年までであります。制度を活用しない理由はないと思います。勇気と奮起、そして決断する時期であります。

最後に再質問ですが、環境省が導入方針を明らかにした災害対応拠点となる庁舎への再生可能エネルギーの導入について、町長に伺います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 環境省が導入方針を明らかにした災害対応拠点となる庁舎への再生可能エネルギーの導入についてのご質問にお答えをいたします。

環境省では、再生エネルギーの活用推進のため、自治体庁舎などへの太陽光パネルの整備に対する補助制度を実施してきましたが、このほど令和元年度の補正予算編成で、台風や地震による停電に備え、災害対応拠点となる庁舎や学校などを対象に、再生可能エネルギーで電力を自給できる補助制度を創設するとの方針が示されました。

対象となる設備は、太陽光パネルなどの発電設備と蓄電池、高効率空調などで、導入効果としては、災害発生時はもちろんのこと平時においても電気料金の低減などエネルギー

消費を実質ゼロに近づけ、地球温暖化対策にもつながり、大幅な維持管理コストの減が期待できるものです。

この補助制度の活用策としては、災害対応拠点の一つである鳥屋庁舎での導入が最適であると考えております。分庁舎としての機能の強化にもつながるものと考えておりますので、ぜひ導入に向けて手続を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（宮下為幸議員） 土本議員

○3番（土本 稔議員） 環境省の補助制度に取り組んでいくということであります。採択されるかは別問題であります。補助制度を活用して財政負担を削減し、町民に寄り添い、そして支え合う行政であるべきだと思います。

それでは次の質問に行きます。

次の質問ですが、私が議員になって初めて教育関係に関する質問であります。

教職員の多忙化についてであります。

教職員の勤務状況については、いわゆる過労死ラインとされる月80時間を超える時間外勤務を行った教職員がたくさんいるということで、看過できない多忙な状況が明らかになっております。学校現場は教職員の情熱と献身的な努力に支えられている面があり、こうした多忙な勤務状況を見直さなければ、教職員が疲労し、心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損ない、子供たちと真摯に向き合うことができなくなるおそれがあるということでもあります。

10月に、MOA自然農法七尾鹿島普及会にて、鹿島小学校、山王小学校、天神山小学校で、食育セミナーとして自然農法で作られたお米を使い餅つき体験をいたしました。いずれの学校も子供たちの元気よさに圧倒され、先生の大変さというか、一人一人の対応などに感心させられました。餅つきには子供たちも喜び、先生のほうが楽しんでいるよう

にも私は見えました。

中でも校長先生が子供の顔と名前を覚えていたのが驚きでした。私のイメージでは、学校の責任者なわけで、そこまでという思いがありました。そこで校長先生に聞きましたところ、一言、そんな時代じゃありませんよと笑顔で答えられ、校長と子供たちの距離感が近いことにも驚きました。

教職員の多忙化が社会問題となっている中、学校現場はどうなっているのかの思いであり、質問することにいたしました。

県教育委員会では、教育の質を落とさず勤務時間を縮減することは大変難しいことであるが、教育委員会や学校現場等、関係者ができるだ足並みをそろえ、効果や課題を丁寧に検証しながら一つ一つ着実に取り組みを進めるということでもあります。

では、当町における教職員の多忙改善化に向けた現在の取り組み状況と、その成果について伺います。

○議長（宮下為幸議員） 袋井教育長

〔袋井貞司教育長登壇〕

○袋井貞司教育長 土本議員の教職員の多忙化改善に向けた現在の取り組み状況とその成果について何うのご質問にお答えします。

まず、教職員の多忙化改善に向けた現在の取り組み状況につきましては、昨年度から中能登町教育委員会働き方改革プランを策定し、各校で実践しています。

取り組み例としては、1、タイムレコーダーでの勤務時間の把握、2、勤務時間外での留守番電話対応、3、校務支援システムの有効活用、給食費の公会計化と学納金の口座振替による集金業務の削減、校務支援員——スクール・サポート・スタッフとも言いますが——の配置、土曜授業の廃止などが挙げられます。

そのほかにも、お盆休みを中心に1週間のリフレッシュウイークを設定し、会議、校内研修等を実施しないようにしています。ま

た、お盆休みには完全学校閉庁日を設定しています。

中学校の部活動については、国や県で示された部活動ガイドラインを踏まえた運営をしています。平日の1日と土曜日から日曜日の1日を休養日としています。試合等でやむを得ず休養日を土曜日、日曜日ともに設定できない場合は、学校長の承認を得て翌週の平日を代替の休養日に設けています。ただし、土曜日、日曜日、祝日または振替休日において年間52日以上休養日を設定することとしています。

また、部活動の通常の練習時間は、平日は長くとも2時間程度、学校の休業日は長くとも3時間程度としています。

次に、教職員の多忙化改善に向けた取り組みの成果についてお答えします。

今年度4月から10月の小学校3校——教員数60名ですが——の時間外勤務時間の1人当たりの平均はおよそ53時間。平成29年度はおよそ54時間、平成30年度はおよそ56時間です。

次に、今年度の中能登中学校、教員35名の時間外勤務時間の1人当たりの平均は、およそ61時間です。平成29年度はおよそ76時間、平成30年度はおよそ65時間でした。

また、過労死ラインと言われる1カ月間の時間外勤務時間80時間超えの人数は、小学校3校、60名で今年度の月平均はおよそ10人、16.6%になります。平成29年度はおよそ13人、平成30年度はおよそ12人です。

今年度の中学校——35名の教職員数ですが——の月平均はおよそ8人で23.5%です。29年度はおよそ15人、平成30年度はおよそ13人でした。

少しずつではありますが、取り組みの成果を上げています。

県教育委員会では、時間外勤務時間80時間超えの教職員を昨年度から3年間でゼロにするという目標を立てて改善に取り組んでいます。

すが、大変厳しい状況にあります。3年間でできることを学校現場で、あるいは教育委員会でやって、それでもだめなら文科省のほうへ定数改善の申し入れをするというふうにして取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 土本議員

○3番（土本 稔議員） 少しずつではありますが、着実に一歩前へ出ている、前進しているというのであります。

実際の学校現場はどうなのかということをお伺いしました。

登校時に学校の玄関で先生が「おはよう」と子供たちを迎えております。校長先生も時間の許す範囲で参加されているとのこと。そうした毎日の中で全校生徒の顔と名前を覚えていたのでしょうか。私は、ただ子供たちの元気な姿を見ているのかなど、そんな感覚でありました。ところが本当の意味は、長期の休暇後の不登校やいじめなど、いろいろなことが起こることは先生全員知っています。学校全体で子供たちの変化やSOS、アンテナを高くし、一人一人注意深く見守って軽微なことを見逃さず、早期対応に一生懸命努める体制でありました。

しかしながら、20年前や30年前は現在より子供の人数は圧倒的に多かったわけであり。もちろん部活動数も今よりも多かったと思います。でも、それほど教職員の過剰労働が問題になってはいません。それも状況下は今よりもっとひどかったと思います。理屈では、子供の数は多いし、部活動は多いと言えど本当は今よりひどいはずであります。そうした声は聞きませんでした。昔も今も先生は大変だと思えます。昔はそれなりにこなしていたのかもしれませんが。

今から20年前や30年前と何が変わったのか。本当の意味の負担とは何なのかであります。例えば、保護者のクレームが多くなったのか。あるいは学校で解決する問題が飛び出

しマスコミや教育委員会に直接行く。そういうことがいたずらに問題を拡大させているのではないか。さまざまな問題があると思います。

きれいごとを言えば、先生もかわいそう。生徒の言うとおりに、PTAのいうことはごもつともとなれば解決などしません。やはり我慢するところは我慢する。お互い妥協するときは妥協する。こういう姿勢がなければ、この問題は永遠に続くと思います。

昔は子供の人数が多ければ、学校設備も今ほどよくありません。なぜ、よくない環境下、教育環境下でありながら昔の子供のほうが立派な大人になって、現在これだけ恵まれた環境の子供にいろんな問題が起きるのかが不思議であります。

再質問であります。20年前の学校現場と今の学校現場、具体的に何が違うのか伺います。

○議長（宮下為幸議員） 袋井教育長

○袋井貞司教育長 20年前の教職員と今の教職員の勤務状況の違いについて伺うの再質問にお答えします。

教職員の勤務状況については、今も昔も個人差があります。長時間一生懸命働いている教職員は今も昔もいます。一方で、勤務状況に課題が見られる教職員も今も昔もいます。それが現状です。

しかし、今の学校には次世代を生き抜く力を育成することが強く求められています。情報化、グローバル化の加速度的進展や人工知能、AIの飛躍的進化など、急激に社会全体が変化しています。そのことがそのまま学校現場へも今求められつつあります。特に学習指導要領が新しくなって、教えることだけではなくて、教える方法も学習指導要領に書かれるようになってきました。

このような時代にあっても、未来のつくり手となるために必要な資質、能力を確実に子供たちに育むことが必要です。

授業では、主体的に問題を解決する能力や協働的に取り組むためのコミュニケーション能力等を育成するように指導方法を改善しています。

さらに、小学校では、3年生から外国語活動、週1時間ずつ、5年生からは外国語科、週2時間ずつが行われています。また、ICT機器の効果的な活用やプログラミング教育の充実等、これまでになかった学習内容が数多く導入され、教職員はそれらの対応に追われているのが現状です。令和2年度から本格実施されますので、今準備をしなければならないということで、学校現場では新しいものが入ってきて疲弊しつつあるという状況です。

こういった状況を踏まえ、町教育委員会では、外国語指導助手ALTの各校1名の配置、民間企業のICTサポーターの派遣や各種研修会を開催するなど負担軽減を図っているところであります。

部活動に関しても、小松のほうの高校で1年間に元旦1日しか休まなかったという時代もありました。そして、1日休むと取り返すのに3日かかるという部活動にのめり込んでいる先生もいました。昔の古い歌ではないんですが、月月火水木金で1週間休みなしという、そういう部活動の取り組みをしているところもありました。

それに対して、今は学校、子供たちに向き合うことへのたくさんの要求があって、それも新しいことがどんどんふえてきている。クラッシュ・アンド・ビルドではなくてビルド・アンド・ビルドになっているので、どこか大きく削減していく必要があるということで、考えられるのは学校行事を削減する。例えば一番極端な例でいうと、小学校のスキー実習、合宿が3校ともなくなっています。スキーというのは小学校のカリキュラムには入っていないということもあるのと、この日を境にインフルエンザがはやってくるというこ

とも今までありましたので、取りやめたということもあります。そういうことで、学校現場の行事の見直しも行っているところです。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 土本議員

○3番（土本 稔議員） 昔に比べたら新しい内容や行事がたくさんふえているということでありました。

町議会でも教育予算の拡充を求める請願が提出され、全会一致で可決されております。請願の趣旨は、教職員の多忙化実情を訴えて教育予算を拡充する内容であります。その議会が先日行われた学校行事の一つとして子ども議会を開催するのはどうか。学校主体の子ども議会は教職員の多忙化につながるのではないかと考えさせられました。

また、各種イベントであります。町内のイベントで、にぎわいの創出のために子供たちによる演奏が行われます。人を集めるのに一番簡単な方法が子供たちの演出であります。当然、学校では事前に先生の指導のもと練習が行われるわけでありまして。こうしたことも見直し、子供の演出抜きでにぎわいを創出できるようなイベントにしなくてはなりません。

そもそも企画課とは、まちづくりにおける大きな方針があり、その実現に向けて取り組むのが企画課だと思います。今では、どちらかというイベントを企画、運営事務を行うほうが多くなっていると感じるのは私だけではないと思います。

教育長の答弁でもありましたが、多忙化について、教職員の内容が多くなったこと、英語検定とか国際比較がされるようになる中、グローバル化が影響していると思います。それに一人一人きめ細やかな対応をしなくてはならなくなったことや、先ほど言ったAIや情報通信、さまざまであります。

しかしながら、最近感じることは、自分たちの責任より誰かの責任を追及したがる風潮

であります。そんな影響がもしかしたら学校現場にあらわれているのではないかと思います。

中にはいろいろ注文される保護者もおられると思います。情熱があれば、話し合いで解決し理解してもらえと思いますが、すぐに教育委員会に言って、改善しろ、対処しろ、学校側が説明に行っても話を聞いてもらえないなど、いろんなケースがあると思います。

当たり前ですが、教職員にも生活があるし家族もあります。多忙化によるストレスが引き起こす間違いもあると思います。それが金沢市長田町小学校で起こった行き過ぎた指導だと思います。先生に悪意はなかったと思いますが、冷静さを失ったことが原因であります。この件はマスコミに大きく取り上げられ、それを見た人たちが全ての学校がそうではないかと錯覚を起こす。

こういった問題やいじめなどが起きた場合、学校の評価や教職員の評価につなげるのではなく、きちんと誠意ある対応をしたのかどうか問われるわけです。そのときには、学校だけで抱えず、教育委員会を中心に町全体でサポートしていくべきであります。

最後の再質問であります。国の働き方改革には、学校が全部抱えてきたことをもう一度地域の活動に戻そうとガイドライン的なものを示しました。それを実行する制度設計や、それに向けての改革、財源の確保など、まだまだ時間がかかると思います。一歩前進ではありますが、学校現場で幾らすぐれた制度や改革を行っても保護者や地域の理解がないと前に進みません。

どうすればいいのか考えた提案は、地域とのコミュニケーションをふやし、理解を深める学校応援団づくりであります。各学校ごとに、地域の見守り隊の方々やボランティアの方でお世話していただける方に年に1回でも2回でも子供たちと一緒に給食を食べてもらってはどうか。給食を通じて、箸の持ち方を

指導してもらったり、学校現場の理解を深めるものであります。給食を一緒に食べるだけなので、少しの費用で教職員にも負担が少ないと思います。給食に限らず、何かしら学校と地域をつなぐ方法を見つけないとと思いました。

地域の理解や協力を得るために、名づけて私が考えたのは「学校思いやり予算」であります。小さなことでもいいので、学校と地域のきずなを深める方法を検討してもらいたい。

学校教育法の第29条では、教育委員会の意見聴取とあります。そこには、首長は教育委員会の意見を聞かなければならないとあります。

町の財政が厳しく、聖域なく各課が予算を削減している中、本当に必要な教育予算には予算をつける。これぞ米百俵の精神であります。

私は3年前、そういった理解ある杉本町長を全力で応援しました。教育長、杉本町長は必ず耳を傾けてくれると思います。学校現場が抱えている問題や現場の教員が一生懸命頑張っている、多忙化の中でも頑張っていることを町長を初め議員や執行部が理解することから始めてみませんか。

では、私が提案する学校応援団づくりなど学校思いやり予算の提案について、教育長、一言お願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 袋井教育長

○袋井貞司教育長 土本議員のほうから大変うれしい提案がありました。学校思いやり予算。5%削減と言われて四苦八苦しておるんですが、以前からよく言われたのが国家百年の計は教育にあり。教育は大事で、しっかりと先を見据えてやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、日本の学校教育というのは学習指導だけではなくて、知徳体全てを抱え込んで、最近では家庭のことまで抱え込んでしまってい

ます。その辺を整理し直して、来年度からコミュニティ・スクールの取り組みを小学校3校、中学校1校で進めていこうと準備をしているところです。地域の方にお願ひできること、見守り隊とか学校の校地内のいろいろの木の手入れとか、そういうお願ひできることはお願ひしながら、でも日本型教育のよさ、捨てがたいものがありますので、なかなか日本の先生はそれを手放したく思っていないようなので、その辺も含めながらやっていきたいと思ひます。

ぜひ、その思いやり予算をお願ひしたいと思ひます。

○議長（宮下為幸議員） 土本議員

○3番（土本 稔議員） 必ず町長は耳を傾けると、そういう人であります。

今回、教職員の多忙化についていろいろ調べ、学びましたが、やはり学校現場は独特であり、すごく複雑でありました。先生の情熱が長時間労働と密接な関係であり、その情熱こそが教育現場に必要なわけであります。

教職員の多忙化が社会問題となり、ブラック企業的な印象が付き、最終的には親がさせたくないとか本人もなりたくない職業になってしまっただけでは、本当の意味の日本の不幸だと思ひます。

教職員の採用の倍率は3.6倍と過去に比べると人気下がっています。しかしながら町長や町議会議員よりはるかに高い倍率であり、やりがいのあるすてきな職業であると先生たちにエールを送り、私の質問を終わります。

○議長（宮下為幸議員） ここで、2時50分まで休憩します。

午後2時40分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、10番 甲部昭夫議員

〔10番（甲部昭夫議員）登壇〕

○10番（甲部昭夫議員） 本日最後の質問者となりました。皆さん、長時間でお疲れだと思いますが、もうしばらく私の質問を聞いていただきたいと思います。

今回、私は、通告に従いまして中能登町パークゴルフ場について2点の質問をいたします。

初めに、パークゴルフ場ですが、特に高齢者の方々の健康増進に役立つ軽スポーツとして見直され、近年、グラウンドゴルフに続いて急激に広まったスポーツで、中能登町にパークゴルフ場が存在しないときから町民の中にも町外の施設を利用される愛好者がふえ、その後、町パークゴルフ協会も設立されて運営されてきました。

そうした中、町協会や愛好者の方々の強い願いと杉本町長の高齢者の健康増進の熱意によりまして、町パークゴルフ場が県内でもいち早く開設され、平成26年4月に公益社団法人日本パークゴルフ協会の公認コースの認定を受け、公営によるパークゴルフ場がオープンいたしました。

おかげさまで町内外の家族連れや高齢者の方々に親しまれているほか、遠くは富山県の愛好者の方々の利用もふえました。中能登町パークゴルフ場の人気と知名度が随分上がったものと思われまます。

町パークゴルフ場は、オープン以来6年目を迎えました。これまで古墳公園とりやの芝生広場も活用した規模の大きな大会6回を含め、年間に24回の大会を開催しており、町外の愛好者の方々も多数参加しております。また、練習にも余念がなく町外利用者が増加しているところでもあり、地域交流の拡大の場としての役割も大きいものと喜んでおります。

これまで町の公共施設として協会の方々のお世話もいただきながら健全に運営を続けておりますが、利用者や愛好者からさらに利用

しやすい施設にと施設の充実、整備等の要望や意見を聞いております。

そこで、近々、町へそうした事情を踏まえ改善を図れないか議会の一般質問にでもと考えていたところ、本12月定例会議で町側から体育施設を初めとした公共施設の利用料金等の一部改正案が上程されたところでありまます。

まず、1点目の料金の見直しについてであります。今回の体育施設条例の一部改正では料金改正も含まれており、町体育施設の全てが町民無料から利用した方々より受益者負担として使用料を徴収することになる内容の条例となっています。

パークゴルフ場の使用料については、開設から年数も浅いこともあって従来と変わりなく据え置きになっており、利用者の減少や会員の確保に影響することがないと安堵しているところでもあります。

しかし、まだまだ利用者の増加を期待するところでもあることから、隣接県である富山県では12月から翌年3月の冬期間がクローズ、閉鎖となっているところがほとんどで、冬場においては石川県側にプレーを望んでやってくる愛好者が多数おられます。

町民を優先して料金設定がなされ、いつでも気軽に楽しめるパークゴルフ場の環境へのご配慮をいただいているところではあります。少しでも会員の増加と収益の増大を図ることを目的として、冬期間の一時的な特例措置を講じていただけないかと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

次に2点目として、水道施設の設置についてであります。さきにも述べましたように愛好者や利用者の要望の中でプレー中の熱中症対策が必要ではないかとのことであり、パークゴルフ場のコース中間地点において給水ポイントを整備しなければならないのではないかとの声もありました。

開設当時は何ら問題もなかったように感じ

ますが、近年の異常気象による猛暑は、気温も非常に高く、長期間続く炎天下となることが多いことから、高齢者などにとっては体の負担が大きくなります。協会としても、プレーされる方々に水分補給や水筒などを持参するよう注意を喚起していますが、それだけでは熱中症対策として弱い部分があると思われます。

そこで、水道施設の設置を検討していただけないかと考えていますが、コース内には散水栓が9カ所あると聞いています。その散水栓の水道管を利用して、パークゴルフ場のコースの中間地点にあるあずまや付近に簡易な水道施設を整備できないのか。利用者並びに高齢者の安全と熱中症対策に万全を期されるよう検討願いたく、杉本町長のお考えをお伺いいたします。

この水道水というのは、ちょろちょろと噴水みたいに上がるのは確かにグラウンドゴルフ場にありますが、要所に1カ所ぐらいあるんですが、私の言っているのは、雑巾でも顔でもどこでもとにかく水道で洗えるような、そういうものを1カ所つくっていただけないかと。例えば暑いとタオルでばーっと洗うというような、そういうことの意味であります。

よろしく、杉本町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 甲部議員のパークゴルフ場の料金見直しについてお答えをいたします。

まず、12月議会定例会議において、中能登町公園条例の制定及び中能登町体育施設条例の一部を改正する条例の議案を提出させていただいております。これは、中能登町公園条例の制定に伴い、古墳公園とりや等を公園条例に、中能登町パークゴルフ場は、体育施設であるため中能登町体育施設条例に明記するための一部改正であり、あわせて施設使用料

の見直しを行うものであります。

なお、パークゴルフ場は平成26年度の開設以来、使用料をいただいております。特に、町民の健康増進を進めていく上で使用料を町内と町外に区分を行っており、今回の使用料の見直しは据え置きといたしております。

また、町外利用者では、富山県内のパークゴルフ場のほとんどが12月から翌年3月までの冬期間、施設が閉鎖されているため、富山県の愛好者が石川県内の施設を利用するために来られていることも承知をしております。

今後は、町外、県外の方たちが中能登町へお越しいただき、利用者会員をふやし、町民愛好者との交流及び競技力の向上にもつながることから、12カ月定期以外の定期券発行についても前向きに検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、夏場の対策として古墳公園に共通する水道施設の設置についてお答えをいたします。

現在、パークゴルフ場の管理棟には水道施設がありますが、パークゴルフ場のコース内には給水施設は設置しておりません。

近年の夏には、猛暑日となる日も多く、特にプレーヤー一人一人が補給水を携帯する、または休憩をとるなどして、それぞれが体調管理を行うことが大変重要なこととなります。このことから、猛暑時には、管理人から利用者に対し熱中症対策など自己の健康管理についても周知徹底を図ってまいりたいと思います。

コース内の給水施設の設置については、利用者の熱中症対策として、設置に向けて町パークゴルフ協会とも協議をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 甲部議員

○10番（甲部昭夫議員） それでは、ただい

まご答弁をいただきましたけれども、再質問というほどのものは出てきませんので、次に水道料と再質問として一つ考えておりましたので、それをお願いしたいと思います。

パークゴルフ場の管理は、町の理解もいただきまして毎日協会の方々が午前と午後に分かれ2人交代で管理しており、さらに、ほかの協会の皆さんも、その都度お手伝いの応援に来られております。こうした係員の方や協会の方々は、舗装された駐車場ではなく管理棟の横の砂利敷きの駐車場で駐車し、お客様ファーストを優先しているようであります。

こうした中、管理棟横の砂利敷き駐車場への出入り口として町道から管理棟前を流れる水路堤防の砂利道の農道を利用されておりますが、わだち等で穴があくなど農道補修の必要が生じていることが多々あります。

そこで、町へ協会からお願いをしていますが、なかなか砂利の手配が追いつかないようではありますが、材料だけでもいただければ敷地内の砂利運び等は協会でお世話するとのことですので、農道に砂利を入れていただけないか。そういうお願いをしたいと思います。

これは再質問で、よろしくお願いします。

○議長（宮下為幸議員） 甲部さん、今の発言は通告外ですよ。

○10番（甲部昭夫議員） これは関連しているが、だめですか。パークゴルフ場に関連したことで。

○議長（宮下為幸議員） 一応、通告そういうのにしておかんと。答えられるやろうけれども、通告外です。

○10番（甲部昭夫議員） これはパークゴルフ場のことなのでやったんですけども、通告には書いてないんですが。

○議長（宮下為幸議員） 一応書いておかんとだめやね。

○10番（甲部昭夫議員） わかりました。今

後気をつけますので、これだけ答弁をお願いします。だめならだめで、よろしいですけども。

この質問、いかがでしょうか。だめでしょうか、いいでしょうか。改めて言いますので、よろしくお願いします。

○議長（宮下為幸議員） 答弁できれば、町長、答弁してください。

杉本町長

○杉本栄蔵町長 あの道は悪道でないかと思えます。田んぼ2枚ほどで、私もいつも行っているのです。小さい水たまりになっております。

材料だけということなので、材料を入れます。入れたら、パークゴルフ場のほうで今言われたとおりしっかりとまいていただいたり管理もしていただければと、そう思います。

○議長（宮下為幸議員） 甲部議員

○10番（甲部昭夫議員） 今ほど議長のほうから関連以外と言われましたけれども、私のほうはパークゴルフ場に関連していると思って言ったので、それ書いてなかったものだからご理解をいただけなかったなというふうに思います。今後気をつけますので、よろしくお願いします。

なお、このパークゴルフ場は、県下でも隣接の蘭ノ国とか、いこいの村とかいうようなところと比較しても相当レベルの高いパークゴルフ場になっております。行く行く議員の皆さんとか、そして執行部の皆さん、職員の皆さんとみんなで和気あいあいパークゴルフの大会を、議長、また企画をしていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

それでは私の質問をこれで終わりますので、よろしくお願いします。

◎散 会

○議長（宮下為幸議員） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時08分 散会

令和元年12月16日（月曜日）

○出席議員（11名）

1番	古玉	いづみ	議員	8番	諏訪	良一	議員
2番	尾田	良一	議員	9番	宮下	為幸	議員
3番	土本	稔	議員	10番	甲部	昭夫	議員
4番	林	真弥	議員	11番	坂井	幸雄	議員
6番	笹川	広美	議員	12番	作間	七郎	議員
7番	南	昭榮	議員				

○説明のため出席した者

町	長	杉本	栄蔵	会計課長	船木	秀浩
副町	長	廣瀬	康雄	長寿介護課長	横井	正之
教育	長	袋井	貞司	保健環境課長	道善	まり子
参事兼総務課長		高名	雅弘	教育文化課長	岩田	正
参事兼土木建設課長		北野	均	生涯学習課長	甘田	悟司
企画	課長	上坂	恵一	総務課担当課長	梅澤	博
情報推進	課長	山本	貴	教育文化課担当課長	水谷内	良郎
税務	課長	町田	穂高	住民福祉課担当課長	北野	栄子
農林	課長	宮崎	理市	住民福祉課課長補佐	升	良次
上下水道	課長	田中	智			

○職務のため出席した事務局職員

議会議務局長 古川利宣 書記 神保悦子
議会議務局長補佐 土屋金蔵

○議事日程（第3号）

令和元年12月16日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（宮下為幸議員） ただいまの出席議員数は11名です。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（宮下為幸議員） 日程第1 これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問について、各議員の持ち時間は1時間ありますので、守っていただくようお願いいたします。執行部におかれましては的確な答弁を求めておきます。

それでは、発言順に質問を許します。

4番 林 真弥議員

〔4番（林 真弥議員）登壇〕

○4番（林 真弥議員） おはようございます。

本日の一般質問、13日に続いて2日目となります。早速質問を始めたいと思うんですけども、けさほど大変寒い朝でありました。大変寒い朝であったんですけども、町長、日課のウォーキングはされましたでしょうか。

石川県内の観測地点、ほとんど氷点下ということであった。そんなニュースでありましたけれども、今10時を過ぎまして、まだ外は少し寒いんです。寒いんですけども、私の一般質問は熱く語りたと思いますので、町長、よろしく願いいたします。

それでは質問を始めたいと思います。

今回は2点で質問をさせていただきますが、その1点目であります。令和2年度の予算編成についてであります。

私は、この質問と同じ質問を昨年の12月の定例会でも取り上げておりますが、昨年、町

長を初め執行部からは、今後の町の財政状況または財政見通しにより緊縮財政へのかじ切りという内容の言葉をよく聞くようになっております。今後、この緊縮財政へかじを切るという状況、またはその内容について、町民の皆さんへの周知や理解という点で払拭できない疑念がいろいろとありますので、それを中心として令和2年度の予算編成について3点で伺います。

1点目、これは昨年と同じ質問になっておりますけれども、最重要課題と位置づけることは何か。来年度の予算編成において最重要課題と位置づけることは何か。

2点目、当町において適正と思われる予算額の認識はどの辺に持っておられるのか。当町の当初予算額の認識であります。

3点目、来年度、令和2年度も含めまして来年度以降の予算編成に向けて、町民の皆さんへお伝えすべきことは、私幾つもあると思うんですけども、町民の皆さんへの周知事項についてお伺いしたいと思います。

この3点です。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 林議員の令和2年度予算編成についてのご質問にお答えをいたします。

まず、最重要課題と位置づけることは何かのご質問にお答えをいたします。

令和2年度の中能登町予算の編成に当たっては、本年度策定しました中能登町財政計画にありますように、当町の強みでもある子育て支援、定住促進サービスを初めとした住んでよかったと思えるまちづくりを継続するためにも、町民の皆様には大きな負担がかかることがないように配慮しながら既存の事業の見直しを行っていき、厳しい財政状況においても持続可能なまちづくりを実現していくことが重要な課題であると考えております。

次に、中能登町において適正と思われる当初予算額の認識はのご質問にお答えをいたし

ます。

予算額については、町だけではなく国や県の施策によって大きく増減するものであり、必ずしも金額の多い少ないによって判断するものではなく、実施する事業の内容で適正であるかどうかを判断すべきものと認識いたしております。

次に、来年度以降の予算編成に向けて町民の皆さんへの周知事項はとのご質問にお答えをいたします。

現在、予算編成を行っている最中であり、まだお知らせできる状態ではありません。町施策につきましては、2月に予定しております予算内示会、広報なかのと及び町ウェブサイトにてお知らせすることとしておりますが、さらなる町政の発展を目指し、住んでよかったと思えるまちづくりを継続し、町民の皆様にご喜んでもらえるよう取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（宮下為幸議員） 林議員

○4番（林 真弥議員） 私、3点で質問しましたが、1点目の質問、来年度、令和2年度の予算編成において最重要課題と位置づけることは何か。これは昨年12月の定例議会でも同じ質問をしております。そのときに、昨年12月には、町長のほうからは財政調整基金の取り崩しについて言及されております。

今回、今ほどの同じ質問ですけれども、財政調整基金の取り崩し、財政調整基金に関しての言及はございませんでした。来年度、財政調整基金はどうされるのかというのをまず一つ、再質問として質問したいと思います。

もう1点、再質問ですけれども、中能登町においての適正と思われる当初予算額の認識という質問をさせていただきましたが、私が期待したような明確な数字のご提示はございませんでした。町の町税と地方交付税、合わせますと大体年間60億から65億ぐらいになっ

ているのかなという認識ですけれども、それをベースに考えなければいけないのかなという思いも私はあるんですけれども、町税と交付税を合わせた額が本来ベースになるのではないかなと思いますが、それについてどんなふうに考えていらっしゃるのか。再質問2点目であります。

もう一つ再質問ですけれども、町民の皆さんと色々な場所で、いろんなところで、いろんな場面でいろいろ話をさせていただきますと、中能登町の財源は豊かで、この先も安泰だと思っていられる方と、近隣市町にはないいろいろな手厚い支援策があるが、今後の町の財政は大丈夫ですかという方と、極端に言うと2通りおいでるかなと、私はそう感じております。両方おいでるなど私は思っているんですけれども、これについて町の見解というのをお聞かせください。

以上、再質問3点です。

○議長（宮下為幸議員） 高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、林議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、財政調整基金をどうするのかという、そういったお話でございます。

本来でしたら財政調整基金はできるだけ取り崩しをしないことにこしたことはございません。しかし、本年度策定いたしました中能登町財政計画におきまして説明をさせていただきましたとおり、町の財政というのは中長期的な視点に立って考えていかなければなりません。このことから、現在、地方債の償還額が非常に高い水準で推移しておりますので、年度間の調整の意味合いのあります財政調整基金は来年度も取り崩しをしなければいけないのかなと。そういったような形で感触はつかんでおります。

いずれにしろ財政調整基金というのは会計年度独立の原則というものがございます。そ

れを補うような、そういった制度となっております。本来でしたら事業を行うたびに公債費、借金の返済を考えて、本来は減債基金などに積むべきでありましたが、当町のやり方といたしましては全てそういったものを財政調整基金に積んでおります。そういった形で、財政調整基金につきましてはかなり県下でも高い水準になっておりますので、当面は年度間の調整ということで財政調整基金を活用しながらこういった時期を越えていきたいなというふうに考えております。

次に2点目でございますが、町税と地方交付税を合わせまして大体65億円前後のベースで当初予算を編成すべきではないかという、そういったお話でございますが、確かにその認識もございますが、平成30年度の決算におきまして中能登町の大半を占める一般財源、ご指摘ありましたとおり現在64億円ございました。これは実は財政用語といたしますと標準財政規模というものとなります。これの金額とほぼ同等額となります。この標準財政規模といいますのは、標準的な行政活動を行うために必要な一般財源の総額を意味する、そういったものの定義となっております。

このことから、およそ65億円の予算編成は町民の皆様にとりましては相当の痛みが結果的には生じることとなります。予算編成に当たりましては、各種事業の実施に当たりまして、一般財源だけではなく国や県の補助金、そのほか特定な目的を持ちます財源を活用して収入をしっかりと確保することとなります。また、公共施設の建設や改修などで多額の支出が見込まれる場合は、資金調達と世代間負担の標準化のために地方債の発行などもしております。

当町における一般財源がどのような規模であるかということ、認識はしっかりと持った上で財政状況を悪化させないように編成に今後取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

それと3点目の質問でございますが、今後の財政運営についての質問ですが、先ほどから少しお話をさせていただきましたが、当町の事業見直しや財政運営の見直しを行わなければならない時期を迎えてきているなというふうに考えております。また、現在も人口減少に歯どめがかからない状況にありまして、策を講じないままでは健全財政の維持は難しいとの認識はしております。

その一方で、事業の見直しによりまして住んでよかったと思えるまちづくりが継続できなくなってしまうと、当然ながらそういった認識もしております。

継続すべき事業と見直すべき事業を見きわめながら、これまでの子育て支援策や定住施策を継続できるよう、そして持続可能な地域としての財政運営に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 林議員

○4番（林 真弥議員） 高名参事のほうから3点について私の再質問の答弁をいただきました。いろいろご答弁されておりましたが、なかなか納得できるような納得できないような、そんな思いであります。

ちょっと話を変えたいと思います。

町長、ラグビーのワールドカップごらんになったと思うんですけども、日本代表すごく強かったですよね。予選リーグ4試合全勝で勝ち上がって決勝トーナメント進出ということで、決勝トーナメントのほうでは、前回には勝利したんですけども今回優勝した南アフリカの意地とプライドに残念ながら屈する結果となりましたが、多分このワールドカップによって、日本全国にわかラグビーファンという人たちがたくさん出現したのかなと思っております。

別にラグビーの話をしたわけではないんですけども、ラグビーも含めてスポーツの世界には、特に球技とか武道、格闘技系では

常に攻めと守りというのが同居しております。攻め優勢だったほうがワンプレーやほんのわずかな動き一つで守勢に回る光景というのは、よく目にします。

サッカーとかボクシング、相撲などでいうとわかりやすいと思うんですけども、例えばサッカーで相手ゴールの前、攻め込んでどんどんシュートを放つ。どんどんシュートを放っているんですけども、ある一つのプレーによって一気に攻守が変わってしまう。そんな場面というのがよくあります。それからボクシングとか大相撲を見ていると、どんどん攻め込んで一方的に攻め込んでいるんですけども、一つの動きで一気に攻撃から守りになってしまう。そういう場면을よく目にします。

要するにブランドとか、ボクシングでいえばリング、相撲でいえば土俵ですけども、攻めと守りというのが混在している中でプレーヤーたちは常に両方を思い描きながら戦っているということになります。

町長、自治体運営も一般の会社運営もこれと同じではないでしょうか。常に攻めの姿勢と守りの姿勢、両方が必要だと私は思っております。

民間企業の攻めとしては、売り上げ増、販路拡大、商品開発、人材育成などでしょうか。守りとしては、経費の削減や従業員への福利厚生、地域貢献などが挙げられると思いますが、では地方自治体の攻めと守りとは何が攻めで何が守りなのでしょう。少し恥ずかしいことなんですけれども、私自身、攻めと守りについて明確な答えを持ち合わせていないのが正直なところであります。

ただ、中能登町の誕生から15年、町政運営を見てきての感想としては、圧倒的に攻めが優勢だったのではないのでしょうか。中学校と小学校の建設、道の駅の建設、手厚い子育て支援策を筆頭に、移住、定住支援、高齢者の方々やさまざまなハンディを持たれた方々へ

の支援。

そしてもう1点として、石川県内19市町のトップを切って合併特例債を使い切ったという報道もありましたが、これは間違いなく攻めの姿勢だと私は思っております。つまり、この15年間、結果はともかくとして各分野に向けてさまざまなシュートやパンチを繰り出してきたと私は感じております。

それがここに来て一転、緊縮財政へのかじ切りという言葉から考えますと、今までのようにシュートやパンチは繰り出せない。つまり今までのように攻めることはできないということなのではないでしょうか。それとも緊縮財政へのかじは切る。そんな状況ではあるが、知恵を絞り汗をかき、職員の皆さんや町民の皆さんの理解と協力を得ながら、やはり攻めの姿勢を貫きたいと考えておいでなのか。答弁を求めたいと思います。

○議長（宮下為幸議員） 高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長 それでは、林議員の再質問にお答えをいたします。

今後も攻めの姿勢を貫くかとの質問でございますが、結論から申し上げますと、攻めの本質が変わってきたというふうに感じております。

議員もご承知のとおり、中能登町は能登半島で唯一、消滅可能性都市から除外されました。これは、これまでのまちづくりにおきまして高い評価を得たものと考えております。そして、行政のみならず町民の皆様方のご理解とご協力、ご支援をいただいたものによる一つの答えであったというふうに感じております。

中能登町が誕生して間もなく15年ということになります。旧町間を超えた融和によりまして一体感が醸成されてきていると感じております。そして、このことによりまして何より町民の皆様方が主体的にさまざまな事業を企画され、積極的な活動をされておいでま

す。

昨日も大変多くの事業が町民の皆様方の主体的な運営によりまして実施されました。例えて言いますと、昨日は、鶴様道中の宿でのお茶会、そのほか道の駅でのクラフトどぶろく、クラフト甘酒の試飲会、ラピア鹿島でのカラオケ歌祭りなど、活気あふれる一日となりました。このことから、町民の皆様方が主体となったまちづくりが根づいてきていると感じております。

そして、町民の皆様方は、運営のみならず財源につきましてもその団体が積極的に動き、県の補助金を申請され、自己財源とあわせて事業をされておいでます。

質問のありました攻めにつきましては、先ほども申し上げましたとおり今日では攻めの本質が既に変わってきていると考えております。このことから、今後も町民の皆様方が主体となったまちづくりの動きをさらに加速していくよう行政運営を行うべきではないかと考えております。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 林議員

○4番（林 真弥議員） 参事のほうから攻めの本質が変わってきたという答弁でありました。これも何かわかるようなわからないような感じがします。町民主体という、そういう文言も出てきましたけれども。

またちょっとスポーツの世界のことを言いますけれども、スポーツの世界には攻撃は最大の防御なりという言葉もあれば、守り勝つという言葉もあります。攻撃は最大の防御なり。攻めというのは最大の防御であるというそのままの意味ですけれども。もう一方で、守り勝つというそんな言葉もあります。一見全く真逆に思えるんですけれども、私はこの言葉は両方とも正しいと思っております。両方とも正解だと思っております。

令和の時代に入り、中能登町は今までどおり攻めで活路を見出すのか、それとも守りを

重視して守り勝つほうを選択するのか。決して中途半端ではなく、明確な色を出し、町民の皆さんに納得していただける町政運営をすべきと申し上げて、この質問は終わりたいと思います。

攻めの本質ということについて、また明確に示していただきたいなと思います。

では次の質問に入ります。

2点目の質問ですけれども、通告書では将来的な中能登中学校の空き教室となっております。

中能登中学校がスタートして、ことしで7年目になりますか。この7年間、ほとんどが5クラスで推移していて、3年前には一度6クラスという学年もあったと記憶しております。40人学級として5クラスですから少なくとも160人は超えていることになります。

私は、去る9月の定例会一般質問で町内の年度別の出生数について言及しましたが、その中で住民福祉課からいただいた資料によると、平成30年度——平成30年度ですから昨年ですね——の町内の出生数は90人を割り込んだと発言しております。

昨年おぎゃーと産声を上げた赤ん坊ですが、12年後には中学生になり、その後は多少の増減を繰り返しながら次第に減少していくことが予測されます。その場合、つまり12年後以降ということになりますけれども、1学年3クラスになるのではと考えております。要するに3分の1程度の教室があいてくるわけで、もう少し踏み込んで言うならば、丸々1フロア、1階分の教室があいてくることになります。

そこで、この質問の冒頭に戻りますけれども、将来的な中能登中学校の空き教室について、次の2点で伺いたいと思います。

1点目ですけれども、10年から15年後には相当数の空き教室が出てくると思いますが、その認識と見解を聞きたいと思います。

2点目ですけれども、空き教室の有効活用

に向けた柔軟または奇想天外的な発想は持ち合わせているのでしょうか。

以上2点で伺います。

○議長（宮下為幸議員） 袋井教育長

〔袋井貞司教育長登壇〕

○袋井貞司教育長 林議員の将来的な中学校の空き教室についてのご質問にお答えします。

まず、10から15年後には相当数の空き教室が出てくると思うが、その認識と見解についてですが、10年後の中能登中学校の生徒数は、過去の町全体の出生児数とこれまでの入学生徒数のデータから、見込み数は1年生は137人、2年生は140人、3年生は165人と見込まれます。しかし15年後、生徒数は、1年生は83人、2年生は110人、3年生は124人と見込まれます。

現在の1学級の生徒数の基準は、中学校1年生は35人、2、3年生は40人です。したがって、10年後の中能登中学校の学級数は、1年生は4学級、2年生は4学級、3年生は5学級になります。しかし、15年後には1年生は3学級、2年生は3学級、3年生は4学級になる見込みです。

現在は全部で14学級ありますので4学級減ることになります。ただし、1学級の生徒数については今後変更されることも考えられます。もし1学級の生徒数の基準が少なくなれば、学級数は見込みよりも多くなります。

次に、有効活用に向けた柔軟または奇想天外的な発想は持ち合わせているのかにつきましては、現在、空き教室を習熟度別少人数授業で活用したり、補充学習の際のプリントなどを常時備えつけた教室に使用したりしています。他の市町では、数学科教室や社会科教室など特定の教科の教室として活用しているところもあります。

空き教室については、各学校の教育活動を効果的に運営することを第一に考え、今後の状況も見きわめながら有効活用していきたい

というふうに考えています。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 林議員

○4番（林 真弥議員） それでは、今ほど教育長のほうからいろいろご答弁いただきましたけれども、再質問をさせていただきます。

私は、中能登中学校、日本全国でも施設に関しては屈指の中学校だと、そう思っておりますが、15年後、創立から20年少々で生徒数は開校時の半分程度まで減り、学校の元気とか活気とか活力という面での後退というのは懸念されますが、それによりあいた教室の有効活用次第では、中能登中学校に大きな変革と活力をもたらすのではないかと感じています。

私は、空き教室の有効活用に向けて柔軟または奇想天外的な発想を持ち合わせていますかと尋ねております。教育長からは、私が期待した内容とはほど遠く、残念ながら平々凡々といいますか優等生的なご答弁でありました。

習熟度別少人数教室。それから補充学習用のプリントを常時備えつけた教室。それともう1点言われましたね。特定教科の教室ですか。この3点ほど言われたと思うんですけども。

そして最後に、教育活動を効果的に運営することを第一に考え有効に活用していきたいと、そうおっしゃいましたが、先ほど申し上げたとおり中能登中学校は全国でも屈指の施設を誇る学校であります。その全国でも屈指の施設を誇る学校に、無理やりのように聞こえる何とか教室とか何とか教室などが本当に必要なのか、いささか疑問でありますし、教育活動を効果的に運営することを第一に考えると言われましたけれども、教育活動よりも学習活動にしか私は聞こえませんでした。

そんな活用方法で、生徒が半減し学校全体の勢いとか元気、活力の後退をカバーできま

すでしょうか。第一、その時代の子供たちがそのような活用を望んで、よしとなりますかね。

では、ここで再度、言葉を少し変えて伺います。将来的な中学校の空き教室について、教育活動以外での有効活用は考えられませんか。答弁願います。

○議長（宮下為幸議員） 袋井教育長

○袋井貞司教育長 教育活動以外での空き教室の活用方法は考えられないかの質問にお答えします。

教育活動以外での活用方法としては、空き教室をギャラリーや特別展示室にして一般に開放することも考えられます。また近年、福祉と教育の一層の連携が求められていることから、妊娠、出産、保育、小学校への就学、発達障害、中学校や高等学校への進学などについての相談ができるような総合支援センターを設置することも考えられます。

例えば、総合支援センターでは、教育関係者のほか住民福祉課や保健センターの職員等が子育てなどの相談に応じたり、関係者が集まりケース会議を開いたりすることができればというふうに思っています。子育てに関する一元的なそういうセンターの役割を持たせるということも十分考えられる。ただ、学校の施設への一般の方の自由な出入りということになりますので、安全面の配慮も必要かなというふうに思います。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 林議員

○4番（林 真弥議員） 教育長から再質問の答弁をいただきました。教育活動以外での空き教室の活用方法として、ギャラリーや展示室として一般に開放するというのが1点でありました。

もう1点、さまざまな相談ができるような総合支援センターの設置というアイデアが出てきましたけれども、これは私はいいなと感じております。

平成から令和へと時代が移りましたが、少子化と人口減少というのはどこまで進むのでしょうか。どこかで下げどまるとは思いたいのですが、特効薬は今のところなかなか見出せないのが日本全体の現状かなと思います。

昔の話をして恐縮なんですけれども、私が子供のころといいますか私の世代。ここに今おいでになります執行部の皆さん、大体私と同じような年齢でありますので。私たちが子供のころから青年期、20代半ばぐらいまで、日本の人口というものはふえ続ける、そう思っていましたか。私はそう思っていました。人口というものはふえ続けるんだなというのを私は子供のころから20代半ばぐらいまではそう思っていました。

その間には高度経済成長期やバブル期なども経験し、人口増加とともに日本全体というものが常にどんどん大きくなっていくものだと疑っていなかったように思っていますが、今現在、そしてこれからも、日本の社会はその真逆の方向、つまり我々の世代が経験したことがない縮小の時代に入り、また、それが当分は続くのではないかと思われま。人口の減少とともに、当然ながら税収も減っていくことでしょう。

そんな時代を迎えて、そこに生きる私たちはどのように対応すべきなのか。余り偉そうなことを言うつもりはありませんけれども、一つだけ言わせていただければ、昭和から平成にかけての常識をただ踏襲していても通用しない。乗り切れない。生き残れない。そんな局面が多分に生じてくるだろうと私は考えておりますが、要するに柔軟かつあつと驚くような発想が重要になってくるということでもあります。

教育長、人間の肉体というのは多少の個人差というものがあるとは思いますが、私が読んだ本によりますと、大体18歳を過ぎると少しずつ老化へ向かっていくそうであり

ます。つまり筋肉や骨の柔軟性が衰えてくる。体がだんだんかたくなっていくということでもあります。さらには考え方も柔軟性を失っていくようでもあります。

教育長、勘違いしないでくださいね。決して教育長が柔軟性がなくなったとか、そんなことではありません。

では何を言いたいかといいますと、心身ともに柔軟性あふれた年ごろというのは、やはり中学生から高校生ではないかと私は思っております。

長々と話をしましたが、この質問の将来的な中学校の空き教室の有効活用について、心身ともに柔軟性にあふれた、そして次の時代を担う中学生たちに、どのように活用すべきか、どのように活用したいか、そしてどのような発想があるのか、アンケートをとってみてはどうでしょうか。多分それこそ私が尋ねた柔軟で奇想天外的な発想が数多く出てくると思いますが、教育長から答弁を求めたいと思います。

○議長（宮下為幸議員） 袋井教育長

○袋井貞司教育長 林議員の再質問にお答えします。

奇想天外な発想やいろんなものがアンケートをとることによって出てくるのではないかというふうに言われました。そういう柔軟な物の考え方、発想をできるように子供たちに力をつけさせてほしいというのが新しい学習指導要領の中身です。それに応えるように今から現場のほうで教育活動を進めていってほしいというふうに話をしていかなければならない立場にありますので、そういうことを。今現在の状況では、なかなかそういう柔軟な発想のアンケート結果が出てくるとは思えないので、そういう指導をした上で、またアンケートをとって生かしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 林議員

○4番（林 真弥議員） では、質問の最後になります。ここからは町長にもぜひ聞いていただきたいんですけども。

中学校の空き教室という質問でありますけれども、10年から15年先というのを見据えた内容でしたが、中学校の空き教室問題ですが、まだまだ10年、15年という時間があるからと私は悠長に構えることはできないと思っております。なぜなら中能登町の公共施設再編に大きく関係してくると考えるからであります。今後の財政見直しからしても中長期的な視点を持って取り組み、不必要な出費は徹底して抑えなければいけません。その上でも中学生への有効活用に向けたアンケートは大いに意味があると思っておりますので、ぜひとも実行され、そしてその集計結果を議会へはもちろん町民の皆さんへも広報紙などで周知すべきとご提案しまして、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（宮下為幸議員） ここで11時5分まで休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、11番 坂井幸雄議員

〔11番（坂井幸雄議員）登壇〕

○11番（坂井幸雄議員） 3点ばかりご質問したいと思っております。1点目は二宮川の改修に向けてということと、災害時の高齢者、障害者の対応ということで、もう一つはAEDの配備と取り扱い研修についての3点について質問します。

きのうと13日の鶴様の鶴祭の中、なかのとスローツーリズム協議会の協力を得て、またササガワトミコさんの茶会に出席していただきまして、本当にありがとうございます。保存会の一員として、少しずつ皆さんに周知できればなという思いがありまして、本当にあ

りがとうございます。

感謝の念はまだ2つあります。

昨年の豪雨で被害があり、杉本町長並びに北野土木建設課長、また中能登事務所の方々に土砂災害のあった残土を取っていただきまして、眉丈山系並びに石動山系の土砂の排出をしていただきまして、水が淡々と流れております。ありがとうございました。

もう一つは、二級河川の長曾川のことでございます。濁川橋というのは林プロパンの横の川が濁川橋です。それから下流に向かって中能登中学校の辺まで9号排水の合流地点までいろいろと中州を取っていただいたりカヤを整備して本当にきれいな長曾川になっておるわけでございます。それもなかなか今回のやつは特に豪雨のために流れをよくするような整備だったと思いますので、中学生の通学路もありますので、景観にしてもいい整備だったと思います。本当にありがとうございました。

それでは質問に移らせていただきます。

質問に先立ちまして、たびたび大きな被害をもたらした関東、東北南部地方の豪雨の被災者の方に心からお見舞いを申し上げます。できるだけ早く回復できることを祈っております。

防災というのは、突き詰めれば命を守ることだと思います。被害に遭った方々、いろいろとボランティアやら来ていただきまして、それでもなお回復しないわけでございますが、最近の被害は、復旧の工事が終わらないうちに、また豪雨が来て再度追い打ちをかけておるわけでございますが、地球温暖化ということで、COP21の温暖化会議が国連で行っておりますけれども、なかなか地球温暖化がとまらないわけでございます。

地球温暖化によって、今までなかったような豪雨があり、大変な時代を今後迎えてくるような感じもしますし、それにあわせて町の行政も国も対応していかなければならないよ

うでございます。

先ほど林議員から攻めの行政ということでありますので、ひとつ攻めの行政ということで二宮川の改修についてお聞きしたいと思います。

昔ですけれども、長曾川は天井川だったと思います。平成4年から採択されて、平成11年の3月で完成しているわけでございますが、そのときの思い出としては、私はまだぺいぺいするときであって、先輩の笹川昭二議員やら長屋議員さんとともに当時、能登から労働大臣が出ておられました方へ再度陳情に行ったわけでございます。それでやっと採択されまして、今の長曾川の周辺のようになったわけでございますが。町長もいろいろと役柄がおいでで、石川県砂防協会の会長やら治山推進協議会の会長やら農業農村整備の会長やらして、よく東京に陳情に行っておりますが、国も陳情に来なければなかなか地元のことはわからないわけでございますので、よく行っておられます。町のためだと思って行っておられるんですけども、体に気をつけて行っていただきたいと思います。

平成4年のときには農村活性化ということで、平成4年の11月には石川県第1号で農村活性化事業ということで採択されまして、石川住環境整備事業という名前が変わっております。その採択で農村公園やら良川駅東の住宅やら集会所、ラポールよしかわもその採択のうちに入っておったわけでございますが、平成13年3月に良川沖土地改良組合が主となってやっております。

そこで、長曾川も昔は天井川でございました。その天井川をこの事業で下へ下がったわけでございますが、それからオーバーフロー、排水がなくなったわけでございます。天井川では排水を受けられません。川底が下がってれば排水を受けられますが、下がってなければ受けられません。

そこで、今までの経緯として、二宮川の改

修を積極的に押し進めてほしいという思いでありますので、旧の60年度の災害の様子を二宮川はこのような災害だったと思います。このときにも長曾川もこのような災害だったと思います。

このことをきっかけとして陳情したわけですが、以前には能登部下の土砂災害もありましたので浅はかな対応ではなかなか難しいと思います。

そこで、二宮川をもう少し、おとつ、ある人と2人で行ってきたんですけども、一番ネックは、ちょっと難しい話ですけども七尾線と川の交差する場面でございます。川幅も狭く、底は深いのは深いんですけども、それに対して豪雨のときは流し切れないような感じがして、横の自転車小屋があるんですけども曲がり角をオーバーフローしてそこへ流れてきて黒氏、一青が水びたしになったようなことを黒氏の前々の区長さんからもお聞きしております。

そこで、二宮川をもう少し改修して流れをよくして、また川底を低くできないかという思いであります。町長も今までは1,000年、100年の豪雨ということでありましたが、100年もつような事業を押し進めていただきたいと思います。

梅雨どきにいつも雨が降りまして細口の鷹合川は改修してやっております。あそこもいつも細口は排水が満潮に至ったらなかなか七尾湾へ逃げないようなわけございまして、雨量の大きいときにはその周辺が浸水するわけございまして。

県も最近の対策で、豪雨対策ということで水位を下げる事業を推進しようということありますので、二宮川の改修にひとつ力を注いでいただきまして、そのような思いがあると思いますので、その現状と今後の見通しをお聞きしたいと思います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 坂井議員の二宮川の改修に向けての現状を問うのご質問にお答えをいたします。

初めに、二級河川二宮川のこれまでの主な改修状況について申し上げます。

昭和25年から43年にかけて、七尾市垣吉町の舟尾川の合流地点から中能登町武部のJR七尾線までの区間について中小河川改修事業にて改修が行われております。

その後、平成9年度から18年度にかけて、県営ほ場整備事業に合わせ七尾市の東三階町地内から中能登町の在江、羽坂地内にかけて二級河川石塚川と13号排水路の統合改修が行われました。

また、平成30年度に堤防を強固にするための堤防天端の舗装工事が川田地内で780メートル、徳前地内で250メートル行われました。

さらに、平成30年度に新庄地内で河川断面を回復するために河床しゅんせつ工事を1,170メートル、令和元年度に新庄地内で1,050メートル、二宮地内で113メートルにわたって行われております。

なお、JR七尾線の能登二宮駅付近から在江地内の二級河川石塚川の合流地点までの900メートルについては、天井川でもあることから、能登総合開発促進協議会や県町長会にて県へ継続的に要望をしているところでございます。

今後も町民の安心で安全な生活を守るためにも引き続き県へ粘り強く要望していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（宮下為幸議員） 坂井議員

○11番（坂井幸雄議員） 900メートルの天井川を川底を下げてやるということでありまして。できるだけそうしていただければオーバーフローにならなくていいと思いますし、なかなか金がかかるわけですが、知事さんもこの間の区長会の会合で、そういう改

善をするようなことを述べておられましたので、ぜひとも強烈に押し進めていただきたいと思えます。

以前には、昭和60年のときには黒氏さんがその様子をきめ細かく黒氏の冊子に載せてありますので、これを参考にしてさせてもらったわけでございますが、天井川よりか水位を下げていくことはぜひとも大切でなかろうかということであります。ぜひとも力強いご支援をお願いいたします。

その次は、災害時のひとり暮らしの人の高齢者やら身体障害者などについて、災害時警戒4のときには避難所に行くわけですが、高齢者や障害者はなかなかそこまで行かれませんか。

そこで、民生委員の方やら地区の方やいろいろとアクションをとっていただきまして、その方を避難所に向かわせるようなメンバーの対応と、その対象者をどのように把握されておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 災害時に高齢者及び障害者への対応についてのご質問にお答えをいたします。

ひとり暮らしの高齢者や障害者の対応として、民生委員や区、地区の隣人の協力で共助で事前に登録してはどうかについてお答えをいたします。

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者が6割に上ったことから、平成25年に災害対策基本法の改正がされ、市町村において避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられております。

中能登町においても、平成20年に災害時要支援者の支援ガイドラインに沿って台帳整備に関する要綱を制定し、その後も法律改正に基づき所要の改正を実施し、要支援者台帳の整備を行い、地域や消防機関と連携を図って

おります。

平成27年度には、民生委員や地区自主防災組織の協力をいただき、ふだんの生活場所、身体状況、要支援者宅から避難場所への経路、誘導上の注意点など、詳細な情報を記載した個別避難計画の整備を行っております。その後も新たに65歳になられた方には登録申請を案内し、申請のあった方を追加し死亡された方を削除するなど台帳の更新を行っております。

今後も災害時等における支援を地域の中で受けられるようにするため、必要な情報を事前に把握し、町と地域で平常時からその情報を共有することにより、地域で安心して暮らすことのできる支援体制の整備に努めてまいります。

詳細につきましては、所管課長から説明させていただきますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（宮下為幸議員） 升住民福祉課課長補佐

〔升 良次住民福祉課課長補佐登壇〕

○升 良次住民福祉課課長補佐 中能登町避難行動要支援者台帳の整備状況について説明させていただきます。

避難行動要支援者台帳の整備に関する要綱の中では、要支援者とは、1つに65歳以上のひとり暮らしの老人、2つに65歳以上の高齢者のみの世帯、3つに要介護3以上の居宅で生活する者、4つ目に身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている者、5つ目に療育手帳Aの交付を受けている者と定めております。

要支援者台帳の整備に当たりましては、福祉部局内全体におきまして把握している内部情報を収集して整備してございます。

要支援者台帳の登録者のうち支援を受けるために必要な個人情報と近所の協力者を記載して町へ申請し情報提供に同意を得た方は、平常時から消防機関や民生委員の方々に情報を提供し、円滑かつ迅速な避難支援に結びつ

けるものでございます。

なお、災害が発生した、または発生のおそれが生じた場合で、命または身体を保護するために特に必要があると認められるときは、支援に必要な限度で同意の有無にかかわらず名簿の情報を提供することができます。

民生委員協議会でも、ことし7月に、いつでも起こる災害に備える民生委員の活動などをテーマに研修を行っております。

今後も民生委員、区長、地区自主防災組織の協力を得ながら台帳の見直しを行っていきますとともに、要支援者の見守り活動や声かけを通じて人と人とのつながりを深め、防災士の方々とも防災訓練などを通じて避難行動に係る共助、協働活動の向上に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 坂井議員

○11番（坂井幸雄議員） 手厚い保護をしておられますが、個人情報がありますので連絡が難しいと思うんですけれども、民生委員さん、また地区の役員の方、また防災士さんに協力を求めて避難場所に誘導していただきたいと思っております。あつてはいかんことですが、そういう準備は大切かというふうに思っています。

そこで、きのうの新聞でしたか、災害時の住民の避難場所における保険加入という話が載っておりました。避難場所の経費ですね。1,718市町村のうち20年度が417、避難救助法に適応されると国や都道府県が対応していただけますが、それ以外の場合には町村が持ち出しするんだと思っておりますので、19年5月から町村向け保険で、地震や津波はここはないんですけれども、台風などによって被害があって、避難場所の経費ということですが、18年度末が125自治体、19年度最初が245、19年度の末が350ということですので、そういう避難所の保険というのは、町長どのように思われますか。難しいですか。

○議長（宮下為幸議員） 高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

○高名雅弘参事兼総務課長 坂井議員の再質問にお答えをいたします。

今おっしゃられたことにつきましては、もうしばらくは研究課題とさせていただきますので、現状を調査しながら、万一の場合にはしっかりとした対応をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 坂井議員

○11番（坂井幸雄議員） 保険ですから十分に検討して考えていただきたいと思っております。

その次に行きます。

3番目ですけれども、AEDの配備と取り扱いの研修でございますが、先般、七尾市の三室地方に設置されている七尾国家石油ガス備蓄基地において大規模な災害が発生した場合のためということで、多種多様な障害者が身に備えてということで、新しいこれが来ました。これは最新型でございますので、議員の皆さんも導入されたときには消防署へ行って見学したわけでございますが、これはなかなか高度な技術が要ると思っておりますが、日進月歩あれば進んでおります。

ただ、ここまでは金額も相当高く、なかなか手に入らないわけでございますが、一般のAEDの取り扱いについて、今まで学校とか、ことしは鳥屋小学校が10月ごろにAEDの取り扱いということでありまして、また中学校もいろいろとクラブの指導者やら先生方がやっておられますが、ただ一つだけ、一回実際に経験しないと、机の上だけではなかなか難しいと思っておりますので、実際に自分の手で経験しなければならないという思いがあります。

そこで、役場の若い職員でも芸は身を助けるということで経験していただきたいと思われ、スポーツの指導者の方も経験していただ

きたいと思うし、もう一つは、ある場所をわかりやすく掲示しなければ、どこにあるかわからないようなことが多々あるのではなからうかと思えます。

それとまた、町の町祭やらトレイルランニングなんかでもいろいろと配備されて自転車で対応することも、あつてはいかんことですが、東京マラソンとかあるときも配備して命が助かったわけでございますが、心臓停止というのは強圧に圧迫すればある程度は吹き返すことがあります。早いうちでしたら。

救急車が到着するまでが一般住民の方の対応だと思いますので、AEDの配備と、またこれからの研修をどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 AEDの配備と取り扱いについてのご質問にお答えをいたします。

まずAEDの配備についてですが、町が町内で把握しているAEDの設置数は52台であります。内訳は、公共施設や学校などに40台、医療機関や商業施設、遊戯施設、一般企業など12カ所に12台となっております。

また、どのような取り扱い研修をしているかについてでございますが、これにつきましては所管課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 梅澤危機管理担当課長

〔梅澤 博総務課担当課長登壇〕

○梅澤 博総務課担当課長 坂井議員のどのような取り扱い研修をしているかについてのお答えをいたします。

中能登中学校では、平成25年度の開校当初から毎年、第2学年でAEDの体験学習に取り組んで、その講師として日本赤十字社に職員を依頼し、クラスごとに講習を受け、AEDの使い方や心肺蘇生法を体験しているとのことです。現在もこの体験学習は継続して実

施しています。

また、中能登消防署では、小学校においてAEDを使った救命講習会を開催し、昨年度は鹿島小学校で授業参観後に保護者と教職員を対象にした講習会、鹿西小学校でも教職員を対象にした講習会を開催しています。鳥屋小学校では、3年前から4年生から6年生を対象に講習会を開催しています。

なお、今年度も鳥屋小学校と中能登中学校で救命講習会を開催しています。

今後も各小中学校と中能登消防署や日本赤十字社が連携し、教職員や保護者、児童生徒がAEDを使った救命講習会を開催していくことにより使用できる環境と体制が整えられると考えます。

町におきましても、多くの方がAEDを使えるように、中能登消防署が毎月行っている普通救命講習会の開催日程を広報等で周知したいと考えております。

加えて、防災士の資格を取得する際に普通救命講習会を必ず受講することとなっておりますので、防災士がふえればAEDを使用できる体制の充実にもつながると考えます。今年度も18の方が防災士の資格取得のため自主防災組織リーダー育成講座を受講されました。

なお、昨年度までに防災士の資格を取得された方は合計139人で、今年度受講された方を含めると、町内のほとんどの地区で防災士が在籍することになります。

本来はAEDを活用する場面がないことを願うわけではありますが、万が一そのような場面に遭遇したときでも迅速に救急救命できるよう、地区が実施する防災訓練の訓練項目の一つに加えてもらうなどの取り組みを考えたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 坂井議員

○11番（坂井幸雄議員） 答弁ではいろいろと浸透しておるわけでございます。一回身に

つけると、ちょこちょこと体験しないと忘れ
ると思いますけれども、今後も若い役場の職
員の方々もそういう講習をしていただけれ
ば、芸は身を助けるでございしますが、町民に
喜ばれるかと思しますので、その辺もまた研
修、講習の枠を広げていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（宮下為幸議員） 続いて、2番 尾
田良一議員

〔2番（尾田良一議員）登壇〕

○2番（尾田良一議員） それでは質問いた
します。

まず第1点の観光客誘致と石動山の再興に
関してです。

先日の秋祭りや石動山ゆかりの天平太鼓関
連の発表会などにおいても、出席者の数が非
常に少なかったようです。その一方で、七尾
城に関してはさまざまな企画が上首尾にこな
されているといった印象を受けます。どうも
七尾の人たちの意気込みが私たちとは多少違
うような印象を受けました。

この町としても、もう一度この点を考えて
みる必要があるように思えます。国定公園で
もあり、国の指定遺跡である石動山を利用し
ない手はないでしょう。これこそ宝の持ち腐
れです。合併以前においては、もっと石動山
に対する愛着は大きかったように思うのです
が、そういった意気込みの一つとして、私は
ここで石動山文学賞の制定を考えられてはど
うかというふうに提案したいと思います。そ
れも有名作家などを使わずに、郷土に関連
した方や文学に興味をお持ちの方は町内にも
多数おられると思うので、そういった方々の
協力を得ればよいと思うのです。

この点で町長のお考えを伺いたいと思いま
す。何事に関しても初めから否定的に考える
ことは町の発展を考える上ではマイナスにな
ることとされますので、その点も考慮して
いただきたい。石動山を利用することに対す

る反対はなかろうかと思いますが、もし賛成
できないのであれば、具体的にその代替案が
あるものであればお示し願えれば幸いです。

確かに企業誘致も大切ではありますが、広
く日本全体から観光客を呼び込むことは、町
の将来を考えた場合、非常に重要でありま
す。我が家でも一昨年夏、外国から数人の有
人が滞在したので石動山へ連れていったとこ
ろ、霊気があふれている、あるいは非常に神
秘的なところであるといった感想を漏らして
帰りました。こういった点も一つのセールス
ポイントになるのではと思います。

それも考慮して、町長のお考えをお伺いし
ます。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 尾田議員の観光客誘致と石
動山の再興についてのご質問にお答えをいた
します。

山岳信仰の霊山として歴史のある石動山
は、石動く山としてこれまで親しまれ、昭和
53年に国の史跡に指定されました。

また、石動山の全山を統括した中心的な坊
である大宮坊の復元整備は、当時は平成の大
復元として大変注目を集め、平成14年11月に
完成したときには、大宮坊を一目見ようと県
内外から多くの観光客が訪れました。その
後、大宮坊を石動山のシンボルとして、自然
豊かなブナ林や石動山ユリとあわせてその魅
力を伝え続け、石動山にゆかりのある方々
との地域交流などの活動も進めてきておりま
す。

石動山は現在、能登國石動山を護る会やボ
ランティアガイドいするぎ夢案内の皆様を中
心に、石動山の魅力発信にご尽力をいただい
ております。毎年、新緑まぶしい季節と秋が
深まった時期に合わせて石動山のイベントを
開催して、山の魅力を紹介するなどして観光
客誘致に努めております。

また、団体交流として、ことしの5月には

能登國石動山を護る会と氷見市の灘浦石動山を護る会による初めての県境の両団体による交流が行われたり、七尾城を盛り上げるトレッキングイベントになかのとスロートーリズム協議会のメンバーが参加するなど、今後、七尾城と石動山との連携の期待が高まる交流があるとも思っております。

そのほか、ななお・なかのとDMOとも連携して、石動山のブナ林や山野草を生かした自然ガイドや自然体験プログラムづくりの新たな動きも出てきております。

町といたしましても、中能登町が誇る歴史遺産を後世に伝えていくためにも、引き続き関係団体と連携を密にしながら魅力発信に努めていきたいと考えております。

尾田議員の石動山文学賞につきましても、関係課、関係団体とも相談をしながら研究課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（宮下為幸議員） 尾田議員

○2番（尾田良一議員） 今までのところ、交流活動はある程度やられていると思うんですけども、どうも実を結んでいないように感じるんです。それには一つ大きい欠点があるのは受動的であるということ。誰か積極的に、こうすればどうだ、ああすればどうだというような形で具体的な指示を与えない限り既成の団体は実行しないのではないかな。そういう気がするんです。

この日曜日も、立山信仰ですか、その件で講義を聞いて非常にためになったと思うんですけども、まず石動山というものを名前だけでもいいですから全国に発信していく。そういうような活動を具体化させていかない限り石動山というものは再生できないんじゃないかな。そういうふうに私は思っております。

私は具体的に言えば、今ここに書きましたように石動山文学というのは悪くはないと思うんですけども、まだまだなかなか難しいのかもわかりません。そのほかにも、例えば

涅槃図であり、魔よけだんご、あるいはそのほかにも幾つかあるんですけども、とにかく歴史のある町ですからいろんなことを掘り返せば、最初に林議員がおっしゃったようなもので奇想天外な発想が出てくることも考えられます。

そういった面での発想というのは無に伏してはいかんとします。これはあだから、こうだからというふうに、すぐ否定的なふうに持っていきがちですけども、それは確かに楽ですけども、そうすると町の再生ということにも結びつかないと思うので、その点もう一度、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 石動山に関しては、春のウォーキングとか、あるいはまたトレイルランのコースに入れていただくとか、また全国の石動山の子孫の方々との交流とか、いろんな交流はしておることは事実なんですけれども、私もそのたびに参加しておりますけれども、尾田議員の言われるとおりに確かに人数が少ないことは事実です。いろんな場に落語家の方を寄せて、大宮坊でのいろんなこともしておりますけれども、やはり距離的には遠いのかなと。行ってみますと大変魅力のある行事もございますけれども、これをどうやって広げて行って、そして参加してもらえるか。これが大きな課題だなと思っております。

夢街道の方々の春にウォーキングがありまして、3カ所ぐらいコースがあって、そこに行きますと本当にすばらしい物語もございませぬ。言われるように奇想天外的な一つの発想も大事でありますし、地道にわかっていただく、そんなことも大事であろうと思います。

もう一つは、せっかく城石線があって、七尾城から芹川まで続いておるわけですけども、それから上へ、大宮坊へ行くあの道が大型のバスがなかなか通れない。それをどうしたら通れるようになるか、いろいろとそれに

つきましても、あの道を広げればそのまま行かれるというようなことで、現在の乗りかえをしなくても行かれるように、そんなものも大事なのかなと思っておりますし、私自身も石動山は大事な大事な町の宝だと、そう思っておりますので、皆さんの意見を聞きながら積極的に進めてまいりたい、そう思っております。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 尾田議員

○2番（尾田良一議員） 町長の答弁、理解しました。

バスの便が余りよろしくないというのは解決できると思うんです。例えば道の駅のところまで大型バスを持ってきて、それからマイクロバスを使っていけば十分可能なことだと思いますので。その面以外で、またいろいろ考えていただきたいと思います。

○議長（宮下為幸議員） 質問の途中ですが、昼食のため1時30分まで休憩します。

午前11時52分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 尾田良一議員

○2番（尾田良一議員） それでは私の2番目の質問、民生委員の選考についてということについてお尋ねいたします。

私は、いじめの撲滅を掲げて出馬したんですが、よくよく考えてみると、いじめという現象は子供たちばかりではなく、我々大人たちの間にも広がっている現象だということに改めて驚いております。そして、これが町の発展にとっていかに深刻な問題であるかということをごここでは考えていただきたいと思っております。

以前にも取り上げましたが、民生委員の役割は今後ますます重要になってくると思われまます。しかしながら、私の危惧していたこと

が現実に我が町でも起きているのです。非常に残念なことではありますが、ある民生委員の中には、老人の長寿のお祝いを持ってきた際に、あたかもそれやるから取っておけといった相当に横暴な言動をされる方もおられることを聞かされました。その方の息子さんは、わしはあの人だけは嫌だなおっしゃっていました。さらにひどいものになると、ボランティアとしていきいきサロンでの指導員の補助をしている方に対して、いらいらしながら横柄な振る舞いをし、さらには部下らしき方々2人にわざわざそのボランティア宅に向かせて、あなたは若過ぎるから今後来るなということをお伝えにいかせる民生委員までいることを聞いています。これはボランティアの方に対しての一種の差別です。これは先日、川崎市で条例化されたヘイトクライムにも該当するような事象でしょう。

そのほかにも、このような傲慢な言動をする民生委員の事例が町内に存することは、さまざまな方から伺っております。これでは民生委員の品位、人格、そういった資格が疑われるのではないかと思います。

日本国憲法の第14条には、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とあります。私が把握している事例は、この憲法にも抵触し得る、いわゆる差別ないしは人権侵害に当たるものではなかったかと、こういうふうにおもうのであります。ただ単に若いというだけで、一生懸命にボランティア活動に励まれている方に対してやることではないでしょう。

昨今、中能登町挙げて外部からの移住を進めている中で、この中能登町でこういった差別が民生委員といういわゆる町の心を代弁するような役職に当たられている方の中にまだ存在しているということであれば、町の指針とは全く相反する結果が想定されるのではな

いかと危惧いたします。例えば、この町は外部から移住してくる人に対して冷淡だ、あるいは不親切だといったたぐいの風聞が広まれば、これは町にとっては大変なマイナスのイメージとなり得ます。

もちろん大多数の民生委員の方は、しっかり思いやりを持って人の悲しみを理解して職務に励まれていらっしゃることは重々承知しております。しかし、礼儀とボランティアに対する認識が低い民生委員の方が一部おられるように思われます。

憲法で保障されている差別などに対する一部の民生委員による人権侵害は、移住促進を進める町の施策と矛盾するように思われる。その結果、町のイメージの悪化が懸念されます。その点について町長の考えを伺います。

次に、もう1点。

民生委員の選考、これは区長推薦、町の民生委員推薦会が、これは主に学識経験者などで構成されるものだそうですが、知事に推薦、さらには知事が厚生労働大臣に推薦、労働大臣が委嘱するというような手順が踏まれていることになっています。住民の方で、その地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動に理解と熱意がある。こういう要件を満たす人が普通は民生委員として選ばれる対象となるということで、そのような方が厚生労働大臣の委嘱を受けるわけです。

町としては、この件に関しては十分要件を満たした方々を推薦しているということに関しては、先ほどの事例からもわかるように、必ずしもそう言えないように思えるのです。今後は、こういった要件をしっかりと審査するチェック機関の設立も必要になるのではないかとこのように私は考えるのです。さもないと、一生懸命町民の相談に精を出されている民生委員の方に申しわけないこととなります。まあまあこれでいいじゃないか、それは水に流してといったなれ合いでは町民が困るのです。風通しの悪い状態は是正していくべ

きです。

その点で、2点目としては町長の考えをお伺いいたします。

とりあえず、この2点について返答願います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 民生委員の選考についてのご質問にお答えをいたします。

まず、役割を十分に理解しない民生委員は町の移住促進の施策と矛盾するのではないかとこの質問にお答えをいたします。

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の推進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談、援助活動を行っていただいております。また、全ての民生委員は児童委員も兼ねており、子育てに関する相談や支援についても行っております。

核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護に関する悩みを抱える人や障害のある方、高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースもあります。地域の身近な相談相手として、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を担っていただいております。

中能登町では、民生委員児童委員候補者の選任については、各地区の世帯数などから割り出した人数を地区の区長さんに推薦を依頼しております。推薦に当たっては、生活経験が豊富で、福祉活動に理解があり、地域の実情を承知するなど適格な人選をお願いいたしております。

近年、民生委員のなり手不足が全国的な課題となっています。そのような中で、中能登町では定数64人についてご推薦をいただきました。区長さん方には、候補者のご推薦にご尽力をいただきまして、まことにありがとうございました。

今回の一斉改選では、約半数の委員が交代

されました。新任の方々には、今後、研修会等を通じて職務に必要な知識及び技術を習得することで資質の確保、向上に努め、地域の相談役として活躍していただくことを期待するものでございます。

また、近年、定住施策により中能登町に新たに転入される若者世帯等に対しても、町が民生委員と連携を図りながら子育てしやすい、住みやすい地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、選考要件を満たしているかをチェックする機関の設立をについてお答えをいたします。

民生委員は、3年ごとに全国一斉に改選されます。中能登町では、県に候補者の推薦をするに当たりまして、社会福祉に関係する団体の代表者等の委員7人で構成する民生委員推薦会を開催し選任しています。民生委員の活動状況については、毎月、活動内容を記録していただき町へ報告していただいております。また、地域では、地域福祉推進チームの主導役として、地区内の各種関係団体などと連携し地域の情報共有に努めていただいております。

今後も町と民生委員が連携を密に図りながら地域福祉の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 尾田議員

○2番（尾田良一議員） お答えになることは重々わかります。ただし、もう少し現実に即した回答を期待していたんですけども。というのは実際に問題が起きている、あるいは迷惑を被っている方がいらっしゃる。こういうことですね。そうしますと、誰がそういった迷惑行為をやっている人の選任をしたのかということになれば、これも町のほうの方とも多少は聞いて話し合ったんですけども、結局はつきりしないんですね。町は、言ってみれば民生委員推薦会等が中心になり、

区の区長さんが推薦してきた方について追認する。この追認するという形が町のやっぴらっしゃることだと思っているので、実際には一人一人の推薦された候補者の方については詳しくわからないわけです。だから結局、責任のとりようがないんじゃないかと思うんです。

すなわち責任の所在を明確にすること。例えば、随分以前ですけれども大阪なんかでは民生委員が強盗殺人みたいなことをしたという事例もありました。そういうことを考えますと、実際そういうことが起きた場合に、何でこんな人を推薦したのかと。そんな大きい問題ではないにしても。それは当然責任の所在というのはいくらもはっきりしたほうがいいと思うんです。その面で、町はどういうふうにお考えになっていますでしょうか。

途中途中にチェックをする、1年ごとにチェックするとか、そういうようなことはやるべきだと思うんですけども、追認する形が恒常的になっているということは僕は責任転嫁以外の何物でもないように思われるんですけども、その点ちょっとお伺いしたいです。

○議長（宮下為幸議員） 升住民福祉課課長補佐

〔升 良次住民福祉課課長補佐登壇〕

○升 良次住民福祉課課長補佐 尾田議員の再質問についてお答えいたします。

今回一斉改選が行われました民生委員の64名につきましては、まず町の議会議員であります民生教育常任委員長、それと民生委員の会長、社会福祉協議会の理事、町の社会福祉団体、女性協議会の会長、それに教育委員会の教育長、学識経験ということで地区の区長会の会長、それと行政機関の関係職員として住民福祉課長が民生推薦委員会の委員を務めております。その中で64名の選任をさせていただいております。

それが現状です。

○議長（宮下為幸議員） 尾田議員

○2番（尾田良一議員） 要するに、こういう方々がやっていると。

私が聞いているのは、そういう人たちは、実際に何か不祥事を起こしたりした人に対してどういう人物であるかということ把握された上でのあれでしょうか。そこが一つ問題なんですよ。

形式は確かにわかります。すばらしい形式で。だけど、ただ学識経験者とかそういう人というのは、失礼な言い方ばかりして恐縮なんですけれども、世間一般的なことは余り知らないのがこれもまた常識なので、そういう方々に何でも任すということは非常にこれは不完全なことじゃないかなと思うんです。

再々質問ということはしませんけれども、こういうことは具体的に考えて対処していくべきだと思うので、町は石動山の件でも言いましたけれども具体性が余りないように思うんです。もう少し弱者とか他者への配慮が欠落している。こういう面は非常に大事な問題だと思うので、今後考慮していただきたい。

中能登の常識は世界の非常識、こういうように呼ばれないようにやっていただきたいと思えます。

以上で私の質問は終わります。

○議長（宮下為幸議員） 続いて、6番 笹川広美議員

〔6番（笹川広美議員）登壇〕

○6番（笹川広美議員） それでは、通告に従い質問をいたします。

まず、フレイル健診の導入への対応についてお聞きいたします。

フレイル健診は、加齢に伴い筋力や心身の活力が必要になる一步手前のフレイル、虚弱の人を把握するために、75歳以上を対象として来年度、2020年度より実施されます。厚労省が作成した質問表を自治体の行う健診やかかりつけ医での受診で活用されると伺ってお

ります。

そこで、フレイル健診の導入への対応について3点にわたりお聞きをいたします。

まず、対象とされている75歳以上の皆さんに健診を受けていただくことが大事となります。これまでの75歳以上の皆さんの後期高齢者健診の受診はどのような状況でしょうか。フレイル健診の導入ということで、健診を促すための取り組みは考えておられるのでしょうか、お聞きをいたします。

また、大切なのは健診後の取り組みであります。2点目は、保健師や管理栄養士などによる適切な個人指導の充実が求められます。こういった体制がとられるのでしょうか、お聞きいたします。

フレイルは、早い時期にその兆候を見つけ、適切な治療や予防に取り組むことで健康な状態に戻すことができます。フレイル健診の導入を広く町民の皆さんに周知しながらフレイル予防への関心を高める対策も必要であります。

東京都東村山市では、市民サポーターが主体となり、予防のための会食サロンを開始して注目を集めております。管理栄養士や歯科衛生士などの専門スタッフと配食業者が栄養あるメニューを工夫し、食後は食べ残しの確認シートの記入を行います。専門スタッフによる栄養面や口腔ケアなどの実演、アドバイスも行われ、お世話をする市民サポーター側にも大きな啓発となっております。まさに市民協働で高齢者の支援の活動が図られています。市民サポーターは、保健推進員などから募集をし、市内全域に広げたい考えで取り組んでおられます。

中能登町では、8月に杉本町長に参加いただきたいいきいき百歳体操の教室を初め、シルバーリハビリ体操指導士の養成といった先駆的な取り組みなど、介護予防への対策を積極的に行っていただいております。

3点目は、今回フレイル健診が導入される

ということで、栄養、運動、社会参加のフレイル予防に欠かせない3点を踏まえ、さらに、対象者はもちろんであります。広く町民にフレイルへの関心を高める対策が必要ではないでしょうか。どのようにお考えかお聞かせください。

以上、フレイル健診の導入への対応について3点にわたり答弁を求めます。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 笹川議員のフレイル健診の導入への対応についてのご質問にお答えをいたします。

まず、対象者に健診を促すための対応はどうかのご質問にお答えをいたします。

フレイルとは、年齢とともに筋力や認知機能などの心身機能や生活機能の低下、社会参加の減少などから要介護状態に近づく状態であり、早い段階で予防に取り組むことで進行を遅らせ改善ができることがわかっております。

健康保険法の改正に基づき、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が令和2年度から施行される予定であります。高齢者の多面的な課題などに対応した保健事業として充実させることを目指しております。

あわせて、令和2年度からは、後期高齢者医療制度の健診において、フレイルなど高齢者の特性を踏まえ健康状態を総合的に把握しながら健診や保健指導などの対象者の抽出を行い、受診勧奨をしていきたいと考えております。

町では、5月中旬に健診案内と受診券を個別に郵送しております。10月には再度、受け忘れないように、未受診者の方にははがきで案内をし受診を促しております。まずは、令和2年度から実施を予定しております後期高齢者医療制度の健診で、フレイル予防の目的があることについて町保健推進員に周知を図り、町民への啓発にも努めてまいります。

また、後期高齢者が医療機関を受診する機会を捉え、健診の受診勧奨ができるよう医療機関へも働きかけを考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

なお、受診率については、後ほど所管課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

次に、健診後の保健師や管理栄養士などによる適切な個人指導の体制はできているのかのご質問にお答えをいたします。

令和2年度から実施を予定しております後期高齢者医療制度の健診の間診項目で、フレイルの把握ができる内容に変更となります。まずは後期高齢者医療制度の健診を受けていただき、健診結果などから町の高齢者の全体像を捉え、その背景にある要因からフレイルの現状と予防対策を行ってまいります。

実施体制につきましては、毎年検証を重ねながら令和6年度までに整え、保健師や管理栄養士などによる個人指導も検討してまいります。

次に、75歳前から広くフレイルへの関心を高める対策を図るべきではないかについてのご質問にお答えをいたします。

現在の取り組みといたしましては、地域つながりサロンやいきいき百歳体操、出前講座などの介護予防事業において、フレイル予防の重要性などの普及啓発を行っているところです。

また、今年度、町で新しく養成講座を実施した結果、38名のシルバーリハビリ体操3級指導士が誕生いたしました。指導士の今後の地域活動の中にフレイル対策の要素も取り入れた活動ができるよう、町としましても支援を行っていききたいと考えております。

今後は、元気なうちから介護予防に取り組むことができるよう、高齢者の介護予防事業と保健事業を一体的に実施できる体制整備も検討していききたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（宮下為幸議員） 道善保健環境課長
〔道善まり子保健環境課長登壇〕

○道善まり子保健環境課長 それでは、後期高齢者健診の受診率について説明をいたします。

平成29年度においては15.9%、平成30年度においては16.1%、令和元年度においては17.6%の見込みであります。年々少しではありますがふえてきております。

以上であります。

○議長（宮下為幸議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） 対策これからしっかり行っていたらという答弁だったかと思いますが、課長のほうから受診率、数字でお示しいただきましたが、これは中能登町としてはどんなふうに捉えたらいいのでしょうか。少ないものなんですか。全国的にもこういった状況となるものなののでしょうか。

○議長（宮下為幸議員） 道善保健環境課長
○道善まり子保健環境課長 笹川議員のご質問にお答えいたします。

この受診率は少し低いほうになっております。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） これからさらに75歳以上の皆さんにスポットが当たるということで、どういった要因で低いのか、機会を得られるよう医療機関とも協力をしていくというお話でしたので、またしっかりと精査をされて取り組みを推進していただきたいと思っております。

町民の皆さんへの普及ということでは、地域サロン、出前講座等、フレイルというものを普及していくというお話でしたけれども、こういったところは高齢者対象、対象者に対するものになってしまうかなと思います。またしっかりと高齢者だけでなく、ご家族の方とか広く町民の皆さんが自分事として捉えていただいて、フレイルから高齢者の皆さん

を、身内の家族の皆さんを守っていただく、そういった取り組みへとできるよう、また具体的な取り組み、今後期待をしたいと思っております。

今年度、町で先ほどもありましたシルバーリハビリ体操、これは障害を負っても年をとっても人間らしく暮らし、最後まで人間らしくある、そのための体操です。背もたれなしで座る力があればトイレに行けます。つかまり立ちができると外出ができます。自宅での閉じこもりから人と交流し社会参加ができます。

シルバーリハビリ体操指導士は、高齢者が介護を必要としないよう、また介護が必要になっても人生の最期を迎えるまで誰もが個人として尊重され、身体的にも精神的にも自分の持てる力を活用して生活できるよう、高齢者を支えることを目指します。こうした指導士の皆さん、また地域のさまざまな皆様の活動がソーシャル・キャピタルの豊かな地域づくりへとつながることを期待しております。誰もが高齢になっても安心して暮らせる地域づくりをフレイル健診の導入への対応を通して住民とともに推進していただきたいと思っております。

次に、農福連携の推進についてお聞きをいたします。

農業の担い手確保と障害者の就労支援につながる農福連携への取り組みについては、これまでも一般質問、予算要望等で私は町の積極的な推進を求めてまいりました。町としては、まだ主体的な取り組みは考えておられないようですが、できる支援、協力は行っていききたいとの姿勢を示していただいております。

そこで、中能登町のさらなる農福連携への推進に向け、3点にわたり質問をいたします。

まず、現在、当町における農福連携の状況、どのようなものとなっているのかお聞か

してください。具体的な取り組みを行っている団体、取り組み内容、課題等をお聞きいたします。

2点目は、ノウフクJASの情報提供についてであります。ノウフクJASは、ことし3月に農林水産省によって制定され、先月、11月1日に第1号の認証事業者として4つの事業者が認証されたばかりであります。障害者が主体的に携わり生産した農林水産物や、それらを原材料とした加工食品に認証マークをつけて販売することができます。これによって農林水産物の信頼性が向上し、生産者は付加価値を高められ、消費者には購入への安心感が提供されます。また、人や社会、環境に配慮したエシカル消費にも働きかけることができ、SDGsへの取り組みにつながるものと考えられます。そして、何よりも農福連携の普及を大いに後押しすることが期待されます。

2点目は、ノウフクJASの情報提供を積極的に行い、中能登町における農福連携の拡大を図るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

3点目は、町としての今後の農福連携への取り組みについて再度お聞きをいたします。当町でも農業従事者の高齢化が進み、農業の担い手の確保、育成に力が注がれているところであります。昨年はスローツーリズム協議会が発足され、中能登町の豊かな自然、暮らし、歴史、文化が見直されております。そうした中で、農業関係者に農業の担い手として障害者の就労を後押しし支援する事業または担当部門などを設け、中能登町での農業の可能性、魅力を広げながら農業につながる人をふやすことはできないでしょうか。今後の当町の農福連携への考え方をお聞かせください。

以上、農福連携の推進について3点にわたり答弁を求めます。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 農福連携の推進についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1つ目の現在当町における農福連携の状況はどのようなものかと、2つ目のノウフクJASの情報提供を行い農福連携の拡大を図るべきでないかのご質問については実務に係ることですので、所管課長に答弁をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

3つ目の今後の町の農福連携への考え方はどうかについてお答えをいたします。

中能登町の農業は、水稻が中心で、野菜の露地栽培を行っている園芸農家は少なく、農福連携による安定的な障害者の就労に取り組まれていないのが現状でございます。

農林水産省では、厚生労働省と連携して農業、農村における課題、障害者等福祉における課題、双方の課題解決と利益があるワイン・ウインの取り組みとして農福連携を推進しています。

関係各課が連携し、障害者などの雇用を通じ農業生産の拡大につながるよう農福連携に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いをいたします。

詳細な内容につきましては所管課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（宮下為幸議員） 宮崎農林課長

〔宮崎理市農林課長登壇〕

○宮崎理市農林課長 笹川議員の当町における農福連携の状況はどのようなものかについてお答えします。

中能登町においては、社会福祉法人つばさの会が水稻などの自然栽培農業を行っている農家と一緒に農作業に取り組んでいるほか、大規模農家の育苗や収穫、ハウス設営などに取り組んでおられます。

しかしながら、そのほかに取り組みを行っている農業経営体や農業法人等が見受けられない現状を考えると、農業の担い手として障害者の就労支援につなげるには解決しなけ

ればならない課題が多く、先ほども町長が答弁されましたが、関係各課と連携をしながら取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、ノウフク J A S の情報提供を行い農福連携の拡大を図るべきではないかについてお答えします。

本年3月に制定されたノウフク J A S についてですが、障害者が主体的に携わって生産した農林水産物及びこれらを原材料とした加工食品について、その生産方法及び基準を規格化したものです。ノウフク J A S は、障害者が携わった食品の信頼性が高まり、人や社会、環境に配慮した消費行動を望む購買層に訴求することが可能となるなど、農福連携の普及を後押しすることで農業、福祉双方の諸課題解決のツールになるものと期待されています。

この認証事業者になるためには、農林水産大臣に登録された第三者機関である登録認証機関に書類申請し、書類審査、実地検査、判定というプロセスを経て法的に適合していると認められる必要があります。また、一度認証されてもおよそ1年に1回の年次監査を受けなければ認証事業者として継続することができません。

認証事業者となるにはハードルは高いですが、農福連携に取り組み、認証を目指す事業者から相談がありましたら情報提供していきたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、今後の町の農福連携の取り組みについてお答えいたします。

農林水産省が厚生労働省と連携して推進している農福連携の方向性として、一つは農業生産における障害者等の活躍の場の拡大、もう一つは農業を通じた障害者の自立支援を目指しています。

1つ目については、農業経営体が障害者を受け入れるための支援として、障害者を雇用

等により受け入れる際に、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、障害者の職場定着を支援する人材の育成及び派遣を行う取り組みや障害者就労施設等による農作業請負のマッチングを支援する人材の育成を行う取り組みに対し補助制度があります。

2つ目については、社会福祉法人や社会福祉協議会等が経営する福祉農園、またはそれらの附帯施設の整備、福祉農園で生産する農産物の加工、または販売を行う施設の整備などの施設整備支援。この事業については、つばさでも取り組まれております。また、福祉農園の管理者、農園に従事する障害者が専門家の指導による技術等を習得するために行う研修などや分業体制の構築、作業手順の図化及びマニュアル等の作成の障害者の働く環境支援に対して補助制度があります。

これらの補助制度は、農福連携対策に係る交付金事業であります。

こういった補助制度を活用しながら、まずは雇用する側となる農業経営体に障害者の就労に対する理解を得ながら、どのような作業であれば可能なのか判断していただき、農業における障害者の就労の場の確保、社会参加意識の向上による障害者の自立支援を行っていただければと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） 今さまざまな答弁をいただきましたが、大変消極的な答弁だったかなと感じました。

1点目の農福連携の取り組みを行っている団体の課題に関してであります。課長のほうからもつばさのご紹介がありましたが、現在、つばさの会では、自然栽培といった形で利用者の皆さんとともに米や野菜を育てる農業活動が行われております。むすびやと名づけた作業所を設け、新規就農者や小規模農家の皆さんの活用、交流の場ともなっております。

す。近隣市町の就農者との活動も活発に行われているようです。

つばさの会では、障害者も町で生きる住民の一人。町が寂れると福祉も衰退する。町を元気にする福祉にしたい。障害者を支援する福祉から地域を支援する福祉へ、町の人と絡み交じり合い、発酵する福祉を目指していると伺いました。

こうしたつばさの会の農業活動は、町おこしそのものとも捉えられます。大変頼もしい活動であり、中能登町の農福連携の推進を担う活躍が期待されます。

そうした中、つばさの会では、さらなる活動の展開に向けて拠点づくりを考えておられるようであります。そこで、町の空き施設の活用など、町としても相談や支援を図り活動を後押しするべきかと思われませんが、杉本町長、いかがでしょうか。

また、3点目の推進のための事業担当部門を設けることでありますが、前回、2年前の農福連携の質問に対し、杉本町長からは、障害攻略課を掲げた町としても、農業への就労を後押しする事業に取り組み支援を行いたいとの答弁をいただいております。社会にある障害をゲーム感覚で楽しく攻略していくとのコンセプトで、障害攻略課ではユニークな滝行などを取り入れたバリアフリー観光にも取り組まれております。

中能登町の基幹産業は繊維と農業であります。例えば、そこに中能登らしい農園での収穫体験、園芸体験など農業への就労を生み出す何かを取り込んでいくことも考えられるのではないのでしょうか。上坂課長、いかがでしょうか。

以上2点、再質問をいたします。

○議長（宮下為幸議員） 上坂企画課長

〔上坂恵一企画課長登壇〕

○上坂恵一企画課長 笹川議員の再質問にお答えいたします。

空き家を利用してつばさの会が就労の機会

ができないか、また障害攻略課を掲げている中で具体的なことはできないかという再質問だったかと思えます。

農福連携の取り組みにつきましては、障害者が希望や能力、障害の特性に応じて最大限活躍できる環境を整備するのが農福連携であります。また、こうした農福連携の取り組みは、各調査によれば農業経営体における労働力の確保や売り上げ増加に加え、障害福祉サービス事業における賃金、工賃の向上や障害者の心身状況の改善など、農業と福祉の双方により効果をもたらすことが明らかになっておりますが、中能登町の現状については、まだまだ障害を乗り越えなければならないところがあるかと思えます。

企画課では、障害攻略課プロジェクトを平成28年に立ち上げまして、この障害攻略課プロジェクトとは、ハード面のバリアフリーではなく心のバリアフリーを推進するということで、社会にあるいろいろな障害を攻略士と呼ばれる方々と一緒に楽しくゲーム感覚で攻略していくというのを目標に掲げております。各課における障害も、また楽しく内部で攻略していきたいと思えます。

そこで、企画課、障害攻略課といたしましては、もともと障害攻略課プロジェクトを発足させるために3本の柱として、バリアフリー観光、滝行、障害者のファッションショー、また繊維スポーツなどを3本の柱として取り組んでおります。町の基本産業の一つである繊維を使ったスポーツ、また商品開発をしてきました。

議員がおっしゃるとおり、農業も町の基幹産業の一つでございます。笹川議員の質問の農福連携の取り組みにつきましては、障害攻略課プロジェクトとして、さらなるプロジェクトを推進するために新たな取り組みになるか、今後、研究課題として考えますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（宮下為幸議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） 最初の1点目のつばさの会の活動の展開で、拠点づくりの支援ということで、ぜひ町長に答弁をお願いしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 つばさの会に関しましては、つばさができたときから町でいろんな援助というか支援をしております。旧瀬戸の保育所の跡、それからまた三ツ池といいますか鳥屋の池のあそこで炭を焼いたり、それから、なかお医院さんの横のあそこでいろんな作業もされておりますし、また農福というようなことでしたいということで、つばさの横に田んぼも2枚、町で買って、そしていろんなものをつくっていただいております、鹿西の旧保健センターにも10名ぐらいかな。そんなことでしておりますし、道の駅にも小売店も出して、いろんな方との触れ合いもされておりますし、憩にもコーヒーも出したりパンも出したりというようなことでしております。

ただ一つの中能登にある身体障害者というかそんな方の施設でありますので、どのようなことを目指しておられるのか、町といたしましてもしっかりお話を聞きながら、これからもつばさと町と連携をとりながら、そして町民の皆さんとも触れ合いをしていただきながら、しっかりしていこうと思っております。

○議長（宮下為幸議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） 町長から積極的な支援の力強いお言葉をいただきました。主体的に取り組んでいらっしゃるつばさの会の活動、ぜひまた支援のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

また、障害攻略課の事業にも今後期待をしております。

中能登町での農業は、先ほど農林課の課長からもありましたが水稻が中心であり、障害

者の就労は難しいと考えざるを得ない現実があります。しかし、だからこそほかにはない魅力的な取り組みを中能登町だから生み出せるとも捉えられないでしょうか。

また、このたび地域おこし協力隊として農林課のほうにも一人配属されると伺いました。林業関係で活躍いただくようですが、そうした新しい力も幅広く生かしていただきながら、中能登町らしい農福連携の推進に向けてぜひとも具体的な一歩を踏み出していきたいと思ひます。

最後に、安心して暮らし続けることができる地方創生への取り組みについてお聞きをいたします。

人口減少に歯どめをかけ、地域の活性化を図り、誰もが生き生きと暮らし活躍できる中能登町を目指し、2015年度から5年間取り組まれた地方創生総合戦略は、1、しごとづくり、2、ひとづくり、3、子育て環境づくり、4、地域づくりと4つの基本目標を掲げ取り組まれてきました。

まず、当町でのこれまでの成果についてお聞かせください。

さらに、2020年度からは第2期としての取り組みが進められることとなります。第1期の成果も踏まえ、当町の方向性や主な取り組みについてはどのようにお考えでしょうか。

地方への人の流れを強化するためにと、今、関係人口の拡大が求められております。観光客などの交流人口から、さらにもっと地域へのかかわりや関心が強いファンを地域づくりの担い手としてふやす取り組みです。

また、若い女性が地方でも能力を発揮し活躍できる職場の環境、待遇改善や、より手厚い子育て支援も重要と捉えられております。

この10月には、幼児教育・保育の無償化もスタートいたしました。当町では、国に先駆け第3子は無料、第2子は所得制限はあるがほとんどが無料の対象あるいは半額となる軽減措置を導入し、幼児教育への支援を行って

きました。今回の国の支援が行われ、当町としてはさらに子育てに対する充実、強化も考えられるのではないのでしょうか。

さらに、国連の持続可能な開発目標SDGsの理念を反映することも重要であります。

そして、頻発化、激甚化する自然災害への対応は、まさに地域の持続可能性に欠かせないものであります。ことしも全国で豪雨、台風などで多くの皆様が被災されました。被害に遭われた皆様に改めてお見舞いを申し上げます。

先月、台風19号の被災地、長野市を石川県公明党議員団として私も訪れてまいりました。千曲川の堤防決壊現場に立ち、自然の猛威に身震いいたしました。流域にある下水道施設では、浸水により下水処理機能を奪われ、有毒ガスから身を守りながら復旧作業に当たっておられました。

浸水被害を受けたエリアは、アップルラインの愛称で親しまれるリンゴ産地が広がり、落下したおびただしいリンゴに胸が痛みました。大量に発生した処理し切れないごみの山。その日も多くの方が集積場へと運搬されていました。

決壊した近隣の皆さんは、またここで生活することに不安はないのでしょうかと思わず問いかけてしまった私に、大変な中を案内していただいた地元議員から、実は子供たちがとても怖がっていると切実な状況が語られました。

安心の暮らしへの対策は定住のための第一義であります。2点目は、中能登町の現状に鑑みて、第2期に求められている視点を考慮された上で、当町の方向性、主な取り組みをお聞かせください。

そして、地方創生への取り組みには、何よりも地域住民みずから自分たちの地域をともし守り、潤いある暮らしをとともに築いていこうとする住民参加の動きが必要であります。3点目は、地域住民の参加、主体性を促

す地方創生の取り組みについて、町はどのように捉えておられますか。これまで具体的な対応はされているのでしょうか。お聞かせください。

以上3点にわたり答弁を求めます。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 安心して暮らし続けることができる地方創生への取り組みのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の第1期地方創生の取り組みの成果はどうかのご質問ですが、先日の古玉議員のご質問にも答弁をさせていただきましたが、平成28年3月に策定された中能登町の総合戦略で、「地域の産業を活性化し、誰もがいきいきと暮らせて、活躍することができるまち」をコンセプトとして、その実現に向けて「しごと」「ひと」「子育て環境」「地域づくり」にかかわる4つの基本目標を掲げております。

中能登町の取り組みとしては、いろいろございますが、基盤産業の弱体化を改善するため繊維を主とした横断的プロジェクトを実施してきました。成果としましては、町祭「織姫夏ものがたり」で義足の女性をモデルにした切断ヴィーナスショーを開催し、その後、心のバリアフリー先進地を目指す障害攻略課プロジェクトがスタートしたり、未来の繊維産業を考える繊維サロン「テクシる」も発足されるなど、織物のまち中能登町の未来のために、いろいろな方々がかかわり動き始めたことが一番の成果であると考えております。

次に、2点目の第2期では関係人口の拡大、女性の活躍推進、SDGsの理念の反映、災害対応、そして、より手厚い子育て支援への視点を持った取り組みが求められている。当町の方向性と主な取り組みはどうかのご質問にお答えをいたします。

令和元年6月21日に、まち・ひと・しごと創生基本方針2019が策定され、閣議決定されました。その内容として、第1期の地方創生

の充実、強化に向け、切れ目のない取り組みを進め、現在の総合戦略を検証して第2期の策定を進めるという方針が出ております。

第2期の方向性としては、子育て環境の充実を初めとした第1期の4つの基本目標と地方創生版・三本の矢の維持と強化をしつつ、「人材育成」「誰もが活躍する地域社会づくり」の観点が追加されているほか、新しい時代の流れを力にするSociety 5.0の施策を推進するなどの方針が示されております。

特に近年では、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められたSDGsという世界を変えるための持続可能な17の共通目標の理念に基づく施策なども求められております。

町といたしましても、今年度、第2期中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて準備を進めております。その中で、第1期の4つの基本目標を維持しつつ、いろいろな視点から中能登町の将来をしっかりと見据え、有識者の皆さんとも協議しながら中能登町版地方創生第2ステージに向かってビジョンを策定していきたいと思っております。

笹川議員のご提案の内容も、有識者の皆様とも協議をしながら検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に、3点目の地域住民の参加、主体性を促す地方創生とすべきである。町はどのように捉えているか。また、これまで具体的な対応はなされているかのご質問ですが、第2期のまち・ひと・しごと創生基本方針2019の新たな基本目標に、誰もが活躍する地域社会をつくるという観点が追加されております。この方針は、笹川議員がご指摘されるとおり、地域住民が主体性を持って地域社会に参画するという意味であると私も感じております。

中能登町では現在、滞在型観光地を目指すなかのとスローツーリズム協議会や繊維サロン「テクシる」、若者や親子でも楽しめるハ

ロウィンや音楽フェスタなどのイベントなど、町民有志の方が先導して町を盛り上げていただく活発な動きが出てきております。これらの主体的な取り組み自体が、よりよいまちづくり、地方創生へとつながっていくものであると思います。

今後、町といたしましても、各種団体と密に連携をして一緒に中能登町を盛り上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） 町長の答弁では、成果としては地域のほうからも、住民のほうからも動きが始まったところで、また第2期に向けても、これからしっかりと基本目標を踏まえた具体的なものを皆さんと協議をしていくという答弁だったかと思っております。

子育てのまちとして、中能登町、大きな特色を出しております。また、子育てを中心に据えた取り組みとなっていくことと思われませんが、今回の保育料無償化、これまで当町で行っている保育料の支援というものがこのことによってどれだけ緩和されることになるのでしょうか。また、緩和された予算については今後どのような活用を考えておられますか。この点をお聞きいたします。

○議長（宮下為幸議員） 北野住民福祉課担当課長

〔北野住民福祉課担当課長登壇〕

○北野栄子住民福祉課担当課長 笹川議員の再質問にお答えいたします。

10月からの幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児クラスの保育料が無償となりました。

今回の無償化により、町立保育園に係る保育料が10月から3月までの6カ月分でおおよそ3,000万円の収入減となり、町内及び町外の認定こども園などに給付する金額がおおよそ600万円の増額となり、合わせておおよそ3,600万円、町の負担がふえる見込みとなります。

今回無償化となった保育料は、今年度に限り臨時交付金として国から交付される予定ですが、来年度以降は、民間施設分は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の割合でそれぞれが負担し、公立施設分は町が全額負担となり、普通交付税の基準財政需要額に算定される予定となります。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） 今の担当課長の答弁では、今回、中能登町にとっては、この制度が町の負担が緩和されるのではなくて逆に負担がふえるという答弁だったと思います。公立保育園、特に大変な状況になるということで、また公設保育園の運営の厳しさを改めて感じたところであります。当町の子育て支援にマイナス要因とならないよう、今後の対応をしっかりと検討すべきかと思われま

す。中能登町の財政状況も大変厳しくなる中、町財政計画も広く抑制へと見直しの方向がとられ、民間委託、町単独事業の廃止、縮減、上下水道料金や施設使用料の見直しなどが必要とされております。無駄なものは省くべきであります。

しかし、支援、サービスを行うことで活性化され、より不必要な経費の削減をもたらすものもあります。また、地域の力、町民の協力等で課題解決の新たな突破口を生み出すことも考えられます。

今こそ中能登町には地方創生への本気の取り組みが求められております。町行政には、今後の具体的な施策、事業の実施においては町民の皆さんの声に真摯に耳を傾けながら状況を迅速に捉えて、的確な、また柔軟な対応に努めていただきたいと思います。杉本町長、再度答弁を求めます。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今お話のあったとおり、今後、財政計画の見直しにより、町民の方からいろいろなご意見が出ることも十分想定をし

ておりますし、私としても議員の言われるように真摯に耳を傾けてご意見をしっかりお聞きし、しっかり対応してまいりたい、そう思っております。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） 安心して暮らし続けることができる中能登町へ、今、人々が何を求めているのかと常にアンテナを張りめぐらせながら、町民の理解と協力のもと、地域住民参加の地方創生へ取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（宮下為幸議員） ここで、2時50分まで休憩します。

午後2時39分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 作間七郎議員

〔12番（作間七郎議員）登壇〕

○12番（作間七郎議員） それでは、今定例会の一般質問の最後の質問をさせていただきます。

質問する前に、ひょっとしたら変化球を投げて質問外と議長に注意されるおそれがありますので、通告一部してあるんですけども、質問する許可をまず願いたいと思います。

○議長（宮下為幸議員） 許します。

○12番（作間七郎議員） それでは、通告外のことになるとは思いますが、町長に、ことし1年といいたいでしょうか、ことしは平成から令和に変わった年でもあります。それから、ことしのえとはイノシシということで、年寄りの方は、いのしし年や、災害の多いし年やぞ、農作物も不作の年だと言われておりました。私も農業をやっておりますので、米も確かに少なかったです。春から秋の野菜をつく

っても、皆さん百姓をしていればわかるんですけれども、白菜、今時分だとみんなかたくなっているのが、私のつくったのは半分はかたかったんですけれども、あとの半分はまだやわらかいんです。天候不順というか、そういう年であったと思います。

そこで、町長は、ことし1年を振り返ってみて漢字1字にあらわすとしたらどういう漢字ですか。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 作間議員のことしを1文字にあわらしたらという私に対しての質問でありますけれども、私は平成から令和になった「令」というのが大変印象に残っております。

先般も清水寺の森貫主さんが「令」を書かれておりました。「令」という字は命ということに似ている。お互いうやまいということも込められているという、そんな談話もお聞きいたしましたし、また「令」だけをあれしますと命じるとか、また命令とか、そんな言葉も出てきますけれども、私自身はそういうことではなしに、令和のときに発表された令和とは悠久の歴史と薫り高き文化、四季折々の美しい自然、こうした日本の国柄をしっかりと次の世代へ引き継いでいく。厳しい寒さの後に春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように、一人一人の日本人があすへの希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる。そうした日本でありたい。そういう願いが込められている。

それをお聞きして、「令」ということに一文字が残っております。

質問ですけれども、作間議員はどのような思いであったかお聞きしたいと思います。

○12番（作間七郎議員） 町長から逆質問で私のを言えということですがけれども、町長は去年は「結」と言っていた。今度は「令」ということで。

私は去年は「心」と言ったと思います。

ことしは私は四字熟語で、無心不立という言葉があります。私は58年に議員になったんですけれども、そのときある国会の先生から為書きで無心不立という言葉いただきました。これは、信用をなくしたらこの世の中はうまいかない、立っていかれんと。これを肝に銘じて頑張れということで私はいただきました。そのことを座敷に表具にして飾っておりますので、座敷でちょっちょつと見ながら信用をなくしたらだめやなということで、なくならないように私なりに一生懸命頑張っているつもりでありますので、信用の「信」でございます。

そういうことで、またよろしく願います。

それでは、通告した質問に入ります。

近年、相次ぐ台風や集中豪雨により災害が発生しました。町長は、提案理由の中で、自然災害に対する備えは万全を期している所存でございますという言葉が言われました。

そこで、記録的豪雨に対する上下水道施設の現状と備えについて、1点目は浸水のおそれがある上下水道施設があるのか。2番目に浸水した場合はどのような状況になるのか。それから記録的豪雨に対する考えはということで、3点についてまず。

皆さん、こういうことでそれぞれに、洪水ハザードマップが21年に237ミリのを780ミリということで今予算に上程、二宮川、羽咋川の洪水ハザードマップ作成業務を304万円計上したということで、同僚議員から何人もそういうことで聞かれましたので、二重にならないように、私はこのことについて質問しますので、よろしく願います。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 作間議員の記録的豪雨に対する上下水道施設の現状と備えについて、まず1点目の浸水のおそれがある上下水道施設はあるのかのご質問にお答えをいたします。

町内の水道施設は、春木浄水場、在江浄水場のほか、地下水をくみ上げている取水施設が春木、大槻、在江地内に6カ所、水を各家庭へ送っている配水施設が県水の受水施設と春木、武部、芹川、久江、後山地内に合わせて6カ所あります。また、下水処理施設は、今年度末に廃止となる鹿西東部浄化センターを除いて大槻、良川、武部、久江、能登部下、下後山地内に6カ所あります。

ことしの台風19号のような想定を超えた豪雨災害を踏まえ、石川県は、1,000年以上に一度の確率で起こり得る24時間降雨量780ミリの最大規模の豪雨を想定して、県が管理する河川における洪水浸水想定区域図を公表いたしました。

このうち中能登町に關係する二宮川の洪水浸水想定区域図によると、水道施設では、春木、大槻地内にある4カ所の取水施設で1カ所が50センチメートル未満、3カ所が50センチメートル以上の浸水となります。また下水処理施設では、大槻地内にある鳥屋北部浄化センター、中能登中学校の裏にある鳥屋南部浄化センター、武部地内にある鹿島東部クリーンセンター、カルチャーセンター飛翔より羽咋側にある鹿西中部浄化センターの4カ所が50センチメートル未満の浸水となります。

次に、2点目の浸水した場合どのような状況になるのかのご質問にお答えをいたします。

水道施設において浸水が想定される4カ所の取水施設では、制御盤が水没してポンプが動かなくなることから水の供給に支障が出るのが予想されます。しかし、これ以外の施設は浸水想定区域から外れているため、通常どおりの水の供給が可能であり、旧町をつなぐ連絡管により不足する水量を補うことができると考えております。

また、下水処理施設では、地下にある設備は浸水により一部停止する部分もあると思いますが、施設全体を制御する電気室は浸水し

ないことから、完全に施設が停止することはないと考えております。

最後に3点目の記録的豪雨に対する考えはのご質問にお答えをいたします。

さきにお答えしたことは、あくまでも県が示した洪水浸水想定区域図をもとにした見解であり、実際には違ったものになるのではないかと考えられます。

町といたしましても、ことしの台風19号の被害を踏まえ、これまで経験したことがない自然災害を想定した対応について早急に検討するよう各課に指示をしたところであります。

上下水道施設につきましても、各施設の緊急時における早期復旧の手段や対策について関係機関と協議を重ね、今できることから順に進めていきたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いをいたします。

○議長（宮下為幸議員） 作間議員

○12番（作間七郎議員） 町長は、水源の場所、浄水場、配水池。配水池というのは私も池だと思っていたら、ためるタンクのあれを専門用語で池と言うそうでございます。聞いていると、町長も現場も行ってこられたのかどうか知りませんが、よく把握されておるなということを私は認識しております。

1点だけ、下水道施設の中に、6カ所と言われましたけれども、現在はまだ鹿西東部浄化センターは今年度に廃止ですから、鹿西はまだ3カ所ということで。そうですね。廃止されるということを前提に置いて、鳥屋2カ所、鹿島地区2カ所、鹿西2カ所ということで、来年からは2カ所ということで。

そこで、水のことなので、私、テレビを見たり、先般も土本議員は千曲川の長野県のほうへ行ってきたと。先ほど笹川さんも公明党の議員団でということで詳しく言われました。私は重複することは言いませんけれども、私も知人がおりますので1カ月後に長野へ行ってきました。そして、あの悲惨な状況

を見てきました。

その息子さんが、下水のことを言うんですけれども、下水配水池の近くに住まいしていた。そうしたら決壊でなしに漏水した。オーバーフローで下水の汚水から何かで、笹川さんも言われておりましたけれども、私の知人の息子さんがそこに生活していて大変だったと。においはするし臭いしおられなんだということで、家族そろって3日ほど後片づけに行ってきたと。そういう話を聞きました。

長野に水が降ったのは一番多いので500ほど、それから350ほどなんですね。ところがあそこはアルプスがありますから山は3,000メートル級のところですから、雨が降ってあちこちから千曲川に流れて増水したと。極端に1時間に1メートル高くなって、多いところで12メートルということで、決壊やら氾濫とか越水ということで大変な被害を受けたということで、私も見てきましたし、千曲川沿いのリンゴ畑はかちやかちやになっている。水は引いても泥がありますから、その泥を除去しないとリンゴの木がだめになってしまうんだと。これをするのは大変だという話を聞いてきましたし見てきました。

そういうことで、うちの町も平成21年に洪水ハザードマップをつくったときは237ミリのハザードマップ。今度、県から指摘を受けて780ミリ。大変な量やね。78センチほどということだと聞きました。それが長野のようにじゃんじゃん降った場合にどうかなということで心配で、浄水場、下水場の施設について質問をしております。

長野は3,000メートル級のアルプスの山々から3時間、4時間かけて千曲川にたまって、流木から土砂からいっぱいたまってあんなったということですが、私どもの町は、鹿島からいいますと石動山が海拔564メートル、高島のほうへ行くと碁石ヶ峰が100メートルほど少ない460ほど。それから雨の宮の眉丈山系へ行けば高いところで188メートル

ぐらいだと聞いておりますので、山の高さは違いますけれども、もしこれだけの雨が降った場合はということで、町長はそういう場合にどういう考えを持っているのかということで私は聞きました。

そこで、私も現場へ行ってきました。春木と大槻で4カ所あるんですけども、1号機、4号機、3号機、2号機とありますので、2号機だけはそこから在江のほうへ行っている。あそこは後ろに川がある10号排水路。少々の雨が降ったときには、その裏は川を挟んでちょっとするとタイヤ1本ぐらい埋まるようになる。普通の大雨ですよ。ところがこれだけの雨が降った場合には大変な雨になると思うんです。あちこちからそこへみんな集まってきますから。そして高階のほうへ行く道路がある。あそこがオーバーすると道路も川もわからなくなるんじゃないかと私は心配して、あそこに2号機と3号機がある。

1号機と2号機は集落のほうにありますから、それは大丈夫だと思うんですけども、10号排水路のそばの水源が、町長は地下水で上げているから心配要らんと。水だけならいいけれども、土砂から何でも混ざった場合に、私は心配性なので、きちっと密封されて水中ポンプで上げているんですけども、砂が入った場合どうなるのかなということで聞いたんです。

町長は大丈夫ということですから。大丈夫だと言っても想定外のことが起きますから、一応心配ということできょうは聞いておきます。

それから、在江の浄水場も標高20メートルと低い。あそこは坂井議員も二宮川の関連で聞かれておったんですけども、石塚川がなくなっておりますから。前、あそこは石塚川の下流ですから、あそこがあふれたら危ないなと思ったけれども石塚が途中から二宮川に変わっておりますから、心配要らんとということで一安心しているんですけども、それに

しても標高20メートル、浄水場は。

浄水場のことを言うと、春木の浄水場は三ツ池の上にある。あれは海拔41メートル。そのちょっと高に調整池というのが標高67メートル。在江の浄水場は20メートルですけれども、越路調整池というのは武部にある。あれは122メートル。それから芹川の天平の里の曲がったところにあるのが標高132メートル。久江の昔浄水場のあったところは調整池ということで標高60メートル。それから、県水の受水槽が杉谷にあるんですけれども、それは標高62メートルということで。

そこで、中能登町の1日の平均水量は30年度実績で5,700立米の水が町内に必要なんです。

そこで、町長は県水のこともちらっと言われたけれども、中能登には春木浄水場、在江浄水場、県水の水をもらっている。県水といっても、鹿西地区の方は県水といったらぴんとくるんですけれども、鳥屋、鹿島地区は県水というのはぴんとこないんです。

県水というのは、石川県が行う水道用水の供給事業で、手取川ダムを水源としております。日最大、約24万4,000立米の水を供給することができる。北は隣の七尾市まで、南は加賀市、9市4町で供給している。鹿西町時代に協定水量という県との約束で1,280立米の水をもらうことになっていた。ところが合併したら在江と春木浄水場で十分、県からもらわんでもいいくらいの水があるんですけれども、それは約束だと768立米を責任水量で県から取っている。

中能登町はその水ということで、春木、在江、県水という水で潤っているということ。

そこで、台風15号、19号で千葉県、長野県、宮城県、茨城県と北関東、東北に水だけならいいんですけれども土砂崩れで災害ということが発生している。

そこで、皆さん、よくテレビを見ると、人間で一番大切なのは水だと。水がないと生活

できんということで、私もそういう思いで、水は何が何でも町民の安心、安全のためには水だけは絶対確保せんなんとの思いで、町長に質問しているんです。

そこで、万が一、ないと思うんですけれども、仮に春木浄水場、在江浄水場、1カ所がだめになっても中能登町の水道が全部連結している。前はだめだったんですが今は全部連結してありますので、どこからでも水を回せる。そういう安心になっているんですけれども。そこで私は、県の受水槽は杉谷にあるのは標高62メートルです。あの62メートルで鹿西町の水は行く。それから鳥屋も行く。62メートルですから。鹿島や御祖地区、久江、滝尾でも小竹の半分ぐらいまでは高低差で流しておりますから行くんです。あとは小竹の上から井田、越路方面は県水の水は行かないんですね。旧の鹿島のときは高地、低区という言葉方をしておった。水白を境にして。我々のほうは低区、あっちのほうは高いところだと。今はそういうことは言わんらしいんですけれども。

そういうことで、予算のこともあるんですけれども、高いところに県の受水槽を設けられないか。私が提案するんですよ。そうすれば、百二、三十メートルの受水槽をつくっておけば中能登は全部水がどんな状態になっても行くということになると思います。

保険というとおかしいんですけれども、県水から分けてもらえるかもらえんかはわかりませんが、中能登は、どんな水害になっても管が破裂せん限りは水は不足することないと。給水車も七尾からもらってこんな、羽咋から、あっちからもらってこんなという、そういうことにならんと。飲み水だけはどんな状態になっても供給できるということで。そうすれば町民の皆さんも、ひどい水害になっても中能登町は大丈夫なんやなと。そういうことを皆さん思われるのではないかとということで、私は計算しないで言って

いるんですよ。水だけを供給する、安心するときには越路地区に県水の受水槽を一つつくればどうかと思うんですけども、町長はその点どう思われますか。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 作間議員の再々質問にお答えをいたします。

県水の現状を踏まえますと、町内全域を今のままで賄うことはできません。議員の言われるとおりになんです。新たな設備には莫大な時間と、また費用がかかりますし、水道料金への影響も大きくなるなど現実的には難しいのではないかなと。

けれども、今言われるように越路のあそこで一つつくって、今、東側へ第2の水道管を布設しておりますけれども、そんなものができれば言われることは可能ですけれども、現実的には1,000年のうちにいつ起こるかかわらないような降雨でありますし、詳細につきましては田中上下水道課長から説明させますので、よろしくをお願いします。

○議長（宮下為幸議員） 田中上下水道課長
〔田中 智上下水道課長登壇〕

○田中 智上下水道課長 それでは、作間議員の再質問にお答えをいたします。

現在、県と協定している水量は日量で1,280立米でございます。そのうち責任水量ということで768立米を受けております。

もし協定水量全量を受けたとしても、中能登町全体の2割程度しか賄えず、現状では必要量を確保することはできません。また、金丸の県水受水槽から約60メートル高い位置にある、武部地内にありますけれども越路配水池へは、高低差だけでなく距離もあることから、現在の配管設備による送水は不可能であります。

もし仮に越路配水池へ県水を送るとすれば、現在、県が行っている県水2系統化ルートの周辺に受水槽を設け、専用の送水管を整備し、越路配水池へポンプで圧送する方法が

考えられますが、整備には莫大な費用と時間がかかるだけではなく、大幅な水道料金の改正も必要となり、住民への負担も大きくなります。

以上のことから、町長が申しあげましたとおり県水で町内全域を賄うことは現実的には難しいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（宮下為幸議員） 作間議員

○12番（作間七郎議員） 課長が現在の県水では、今の状態では2割しか賄えないということは私も理解しております。万が一、在江と春木が使えなくなったら2割しか使われんもので、そこで一つそういうものをつくっておかれんかということで私は提案したら、金もかかる、難しいということですが、水道料金も上げざるを得んということなんですけれども、私は上げろとは言いませんけれども、水道料金も今のところは。前に説明した時分は、負担は軽くサービスは高くということで合併したけれども、そろそろ水道料金も見直しをする時期ではないかと言ったら、町長は基金があるから当分の間は大丈夫だと。近ごろは赤字。そろそろ水道料金の見直しもせざるを得んと思います。

そこで、今も莫大な金がかかると言われておりますけれども、一遍、案だけ、どれだけほどか試算、課長して、我々に示していただけませんか。そうすれば、難しくてもならんというのではなしに何らかの考え方もできると思いますので、費用がかからず一番安い方法で県水を利用することができんかなと。

さっき後ろを見たら県議もおいでしますので、また県水のことは県議にお願いしなければならないと思いますので、そこにおいでる県議にも、町長、そういう働きをしてもらうのも地元の県議の仕事だと思いますので、中能登の議会でもこういう話があったというこ

とを県議にも認識をしていただいて、県政でそのことを訴えてもらうのも一つの手だと思いますのでという思いで。先ほど見たらちよろど県議がおいでますので私は県議と言ったんですけれども。

そういうことで、課長、ただ難しいとか金がかかると言わず、一遍計算して、やるという前提で絵様というかそういうものをつくる考えはありませんか。

町長でもいいんですよ。町長は、担当課に試算させたものを議会に提示すると言ってくればそれで終わるんですけれども。

○議長（宮下為幸議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 せっかくの意見でございますので、試算はさせていただきたいと思えます。

○議長（宮下為幸議員） 作間議員

○12番（作間七郎議員） 最後に私は提案をしましたがけれども、町長も検討する、考えてみるということでございますので、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。

◎散 会

○議長（宮下為幸議員） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後3時22分 散会

令和元年12月18日（水曜日）

○出席議員（11名）

1番	古玉	いづみ	議員	8番	諏訪	良一	議員
2番	尾田	良一	議員	9番	宮下	為幸	議員
3番	土本	稔	議員	10番	甲部	昭夫	議員
4番	林	真弥	議員	11番	坂井	幸雄	議員
6番	笹川	広美	議員	12番	作間	七郎	議員
7番	南	昭榮	議員				

○説明のため出席した者

町長	杉本	栄蔵	税務課長	町田	穂高
副町長	廣瀬	康雄	農林課長	宮崎	理市
教育長	袋井	貞司	上下水道課長	田中	智
参事兼総務課長	高名	雅弘	会計課長	船木	秀浩
参事兼土木建設課長	北野	均	長寿介護課長	横井	正之
参事兼住民福祉課長	平岡	重信	保健環境課長	道善	まり子
企画課長	上坂	恵一	教育文化課長	岩田	正
情報推進課長	山本	貴	生涯学習課長	甘田	悟司

○職務のため出席した事務局職員

議会議務局長 古川利宣 書記 神保悦子
議会議務局長補佐 土屋金蔵

○議事日程（第4号）

令和元年12月18日 午後3時00分開議

- 日程第1 議案第31号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第32号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第33号 中能登町社会教育施設条例の制定について
- 議案第34号 中能登町公園条例の制定について
- 議案第35号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 中能登町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 中能登町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 中能登町高齢者等支援施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 中能登町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 令和元年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第44号 令和元年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第45号 令和元年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第46号 令和元年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第47号 令和元年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第48号 令和元年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第49号 令和元年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第50号 令和元年度中能登町下水道事業会計補正予算

午後3時00分 開議

◎開 議

○議長（宮下為幸議員） ご苦労さまです。
ただいまの出席議員数は11名です。本日の
会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおり
であります。

◎各常任委員会委員長報告

○議長（宮下為幸議員） 日程第1
これより、本定例会議から付託をしてお
りました議案第31号から議案第50号までを一括
して議題といたします。
以上の案件に関し、各委員会における審査
の過程及び結果について各委員会委員長の報
告を求めます。
最初に、教育民生常任委員会委員長 甲部
昭夫議員

〔教育民生常任委員会委員長（甲部昭夫
議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（甲部昭夫議
員） 教育民生常任委員会における審査の過
程並びに結果についてご報告いたします。
今定例会議で付託されました案件は、議案
5件であり、執行部からの説明を求め、慎重
に審査をいたしました。

審査の過程について申し上げます。
付託された議案第33号から第41号までの議
案5件についての質疑はありませんでした。
討論、採決の結果、当委員会に付託されま
した議案5件については、全会一致で可決い
たしました。

なお、今回報告いたしました結果につい
ては、お手元に配付済みの委員会審査報告書
のとおりであります。

以上で教育民生常任委員会からの審査結果
の報告を終わります。

○議長（宮下為幸議員） 次に、総務建設常
任委員会委員長 坂井幸雄議員

〔総務建設常任委員会委員長（坂井幸雄
議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（坂井幸雄議
員） 総務建設常任委員会における審査の過
程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は、議案
7件であり、執行部からの説明を求め、慎重
に審査をいたしました。

審査の過程につきまして申し上げます。

議案第31号から第40号までの議案6件につ
いての質疑はありませんでした。

議案第42号 中能登町農村環境改善センタ
ー条例の一部を改正する条例について、委員
からは、料金徴収の条例改正であるならば利
用者への周知期間が短いのではないかという
質疑があり、利用される方には丁寧に説明を
して理解を求めていくとのことでした。

また、子育て支援という観点など経済的な
負担を強いられている方の利用に対してはど
う考えているのかとの質疑があり、町事業の
子育て支援であれば料金の徴収は考えておら
ず、個別に案件があれば、その都度、相談、
協議して決めていくとのことでした。

審査終了後、討論、採決の結果、当委員会
に付託されました議案7件のうち、議案第31
号、第32号、第38号、第40号、第42号の議案
5件については、全会一致で可決いたしました。
また、議案第36号及び第37号の議案2件
については、賛成多数で可決いたしました。

なお、今回、報告いたしました結果につい
ては、お手元に配付済みの委員会審査報告書
のとおりであります。

以上で総務建設常任委員会からの審査結果
の報告を終わります。

○議長（宮下為幸議員） 次に、予算決算常
任委員会委員長 作間七郎議員

〔予算決算常任委員会委員長（作間七郎
議員）登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（作間七郎議
員） 予算決算常任委員会における審査の過

程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました補正予算に係る案件は、議案8件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など、主なものについて申し上げます。

議案第43号 令和元年度 中能登町一般会計補正予算について、歳出、第2款総務費、企画費の個人番号カード利用環境整備事業で、ID設定の支援コーナー開設についての詳細な説明を求めたところ、3庁舎で支援コーナーを設置する予定であるが、詳細な場所、時間帯や臨時職員もまだ決まっていない状況であり、今後、決まり次第、町民の皆様にお知らせをすることでした。

同じく、歳出、第3款民生費、保育園運営費の臨時雇賃金及び嘱託職員賃金の減額補正で、全部で当初より人数が7名も少ないが、人数は充足されているのかとの質疑があり、現在は園長、副園長が補填的な役割を果たしている状況で、働いていただける方を探しているが確保することが難しい現状であるとのことでした。

次に、議案第50号 令和元年度中能登町下水道事業会計補正予算について、債務負担行為の中能登町下水道処理施設維持管理業務委託、限度額4億9,600万円について、削減率6%の設定で年間約1,100万円の削減となる試算であるが、これは目標値か、それとも標準的な値かとの質疑があり、全国的には削減率で平均10%程度と言われているが、初めての導入でもあることから試算が難しく、業務期間の3年間を通じて業務内容の検証や評価を行い、今後の効率的な業務につなげていきたいとのことでした。

また、包括的民間委託をすることで、職員数の削減、下水道料金の値上げはあるのかとの質疑があり、職員の事務量が一部軽減されるが職員数の削減につながるものではないとのことであり、また料金については、現在、

審議会を開いて適正な料金改定となるよう審議を行っているとのこと、今回、この民間委託を導入して費用節減に努めていくとのことでした。

以上、付託を受けた補正予算に係る議案8件は、全会一致で可決をいたしました。

なお、今回報告をいたしました結果については、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で予算決算常任委員会からの報告を終わります。

○議長（宮下為幸議員） 以上で各委員会の委員長報告が終わりました。

◎質 疑

○議長（宮下為幸議員） これより、各委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

これで質疑を終結いたします。

◎討論、採決

○議長（宮下為幸議員） これより、議案第31号から議案第50号について一括して討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

3番 土本 稔議員

〔3番（土本 稔議員）登壇〕

○3番（土本 稔議員） それでは、議案第36号 中能登町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第37号 中能登町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、両議案について反対討論をいたします。

両議案は、特別職及び議員の期末手当を増額する条例であります。

反対理由としまして、町の行政の運営に当

たり、時には陰ひなたとなり支えている会計年度任用職員及び包括業務委託している17業務に従事している方々の賃金の改正、改定など待遇改善を両条例より優先すべきであるからです。

以上の理由から、各議員の賛同を求め、反対討論といたします。

○議長（宮下為幸議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

次に、採決を行います。

議案第31号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第32号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第33号 中能登町社会教育施設条例の制定について

議案第34号 中能登町公園条例の制定について

議案第35号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について

以上の議案5件を一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立全員であります。

よって、議案第31号から議案第35号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮下為幸議員） 次に、議案第36号

中能登町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、賛成多数で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立多数であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮下為幸議員） 次に、議案第37号 中能登町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、賛成多数で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立多数であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮下為幸議員） 次に、

議案第38号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第39号 中能登町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第40号 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第41号 中能登町高齢者等支援施設条例の一部を改正する条例について

議案第42号 中能登町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について

以上の議案5件を一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立全員であります。

よって、議案第38号から議案第42号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮下為幸議員） 次に、

議案第43号 令和元年度中能登町一般会計補正予算

議案第44号 令和元年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第45号 令和元年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第46号 令和元年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第47号 令和元年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第48号 令和元年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第49号 令和元年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第50号 令和元年度中能登町下水道事業会計補正予算

以上の議案8件について一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立全員であります。

よって、議案第43号から議案第50号は、原

案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（宮下為幸議員） 以上で、本議会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和元年度中能登町議会12月定例会議を散会します。

ご苦労さまでした。

午後3時19分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 宮 下 為 幸

署名議員 諏 訪 良 一

署名議員 作 間 七 郎